

# DISCUSSION PAPER SERIES

禁煙化に関する大学生の法意識と行動  
—キャンパス内全面禁煙とバイト先の喫煙環境を中心に

高村学人編

2024年4月

RPSPP Discussion Paper No.51

**RPSPP**

RITSUMEIKAN : POLICY SCIENCE & PUBLIC POLICY

Policy Science Association  
Ritsumeikan University  
2-150 Iwakura-cho, Ibaraki,  
Osaka 567-8570 Japan

禁煙化に関する大学生の法意識と行動

—キャンパス内全面禁煙とバイト先の喫煙環境を中心に

社会調査士認定 G 科目(社会調査実習)

立命館大学政策科学部「地域環境調査 I, II」(2023 年度)の調査報告書

授業担当者 高村学人(政策科学部教授) 編

## 要旨

本調査報告書は、2023 年度に開講された立命館大学政策科学部の学部授業・地域環境調査 I, II の成果報告書である。本授業は、社会調査士認定プログラムのための調査実習としての位置づけも持つ。

2018 年に健康増進法が改正され、公共空間での全面禁煙化がルールとなった。翌年には同法への上乗せ規制として大阪府で受動喫煙防止条例も制定された。立命館大学も 2008 年からキャンパス禁煙に取り組み始め、コロナ感染症対策としてキャンパス内全面禁煙に踏みきり、今日もそれを継続している。

本調査では、先行研究の検討と予備調査を踏まえ、立命館大学政策科学部 3 回生以上の学生がこのような法改正による禁煙化や条例の内容に対して、どのような意識を持ち、行動しているのかを探ることを目的とした。調査の有効回答率は、22.9%である。

キャンパス内全面禁煙政策に関しては、キャンパス周辺に喫煙できる場所が存在するため、そこに非喫煙者も付き添って行っていること、キャンパス内に喫煙所を設置するとそのような付き添い行動が増えることが調査から明らかになった。

大阪府の条例は、従業員雇用の飲食店では全面禁煙を求めているが、非喫煙者の学生の中にも喫煙可能な店舗で働いている学生が存在すること、バイト先選択時に喫煙ルールが意識されないことが明らかになった。喫煙者の学生もこの条例の中身には、賛成する者が多かった。ただし、タバコを不快に感じる度合いが高い学生であっても店主に条例にそって禁煙にして欲しいといった権利主張を行うことには躊躇いが大きいこともわかった。

立命館大学 OIC キャンパスは、吸い殻が落ちている本数は他キャンパスに比べて低いものの、健康診断の結果に基づけば、喫煙率は高い。そこで OIC の自宅生率が高いため、地元の友人から喫煙習慣が伝播しやすいために喫煙率が高いのでは、という仮説を立てた。自宅生だと高校までの友人と遊ぶ頻度が高いものの、喫煙率に関しては下宿生と違いがなく、仮説は検証されない結果となった。ただし、喫煙のきっかけとなった人間関係としては、立命館大学の学生からではなく、高校までの友人やバイト先の人間関係の影響が強く、キャンパス内よりもキャンパス外の因子が重要であることもわかった。

以上の調査結果から、健康増進法改正や府の条例が導入した全面禁煙化ルールは、店に入るお客の公衆衛生だけでなく、従業員・バイト学生の労働安全の確保という位置づけでフレーミングし、浸透させていくべきことを提言した。

## 目次

1.調査の背景	
1.1 マナーからルールへー公共空間での全面禁煙化	p.1
1.2 立命館大学における Smoke Free の取組	p.2
1.3 ルールと実態とのギャップ	p.3
2.ゲスト講演の内容	
2.1 大阪府健康づくり推進課のゲスト講演	p.5
2.2 立命館大学学生オフィスのゲスト講演	p.7
2.3 見える喫煙と見えない喫煙	p.10
3.先行研究の検討	
3.1 大学に関する喫煙実態の調査の検討	p.12
3.2 飲食店に関する実態調査の検討	p.13
3.3 府民・都民の意識調査の比較	p.14
3.4 条例への飲食店の対応に関する先行研究	p.16
3.5 キャンパス禁煙に関する先行研究	p.18
3.6 先行研究の検討のまとめ	p.18
4.予備調査の内容	
4.1 先行研究の検討を踏まえた予備調査の論点と方法	p.19
4.2 予備調査の内容の紹介	p.21
5.調査票調査の設計と方法	
5.1 調査票調査の対象とその理由	p.30
5.2 探索事項と調査の仮説	p.30
5.3 本調査の実施方法	p.31
5.4 有効回答率	p.31
5.5 回答者の基本属性	p.31
6.探索事項に関する調査結果のハイライト	
6.1 立命館大学のキャンパス全面禁煙政策の評価	p.33
6.2 学生がバイト先で受動喫煙被害にあっていないか	p.36
7.仮説の検証	
7.1 キャンパス内全面禁煙に関する仮説の検証	p.41
7.2 学生喫煙率に関する仮説の検証	p.44
7.3 バイト先での禁煙ルールに関連する仮説の検証	p.48
8.まとめ	
8.1 大学に関わる知見と提言	p.58
8.2 条例を実施する大阪府に関わる知見と提言	p.58
8.3 本調査の限界と今後の課題	p.59

謝辞

付属資料 1	調査の依頼文	p.61
付属資料 2	全質問の単純集計	p.63
付属資料 3	成果報告会のスライド	p.117

## 1. 調査の背景

### 1.1 マナーからルールへー公共空間での全面禁煙化

(文責 雑 佳鈺)

#### 1.1.1 マナーからルールへー本報告書が設定した調査課題

2002年7月26日に厚生労働省提出の健康増進法が初めて成立した。法律で初めて受動喫煙防止に関して規定し、「多数の者が利用する施設を管理する者は、施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるように」という努力義務を課した。しかし、実効性に課題であったので、2018年に「マナーからルールへ」という標語で健康増進法が改正された。

2018年7月25日に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」は、施設区分毎に禁煙ルールを詳細化し、喫煙専用室の位置の掲示を義務づけ、義務違反者に対しては罰則を課するという内容となっている。2019年3月、大阪府は健康増進法改正の内容に上乘せし、大阪府受動喫煙防止条例を制定した。2020年4月1日から健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例が施行された。新しいルールの浸透も確認されるが、努力義務に留まる点も多いため、不十分な面が存在していることは否定できない。

本実習の地域環境調査I,IIでは、2020年4月7日にコロナに伴う緊急事態宣言の影響を踏まえた上で、大学生の視点から健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例が大阪府内で浸透しているか、その受容状況を把握し、飲食店やキャンパスでの望まない受動喫煙は防げているか、を調査した。

新しいルールがどのような変化をもたらしているのか、を調査から明らかにできれば、今後、望まない受動喫煙をなくすためには、新ルールをどのように実施・運用すべきか、という政策の提言ができる。これを目指して調査を実施していくことになった。

#### 1.1.2 健康増進法改正の課題点や疑問点

本款では、健康増進法改正への考察から、法的な視点で2018年改正健康増進法の立法過程、法システム及び今後の法制的課題に注目する、改正健康増進法の法システムに関する論文<sup>1</sup>を参考文献とし、健康増進法改正の関連する課題点及び疑問点について記述する。

まず、義務違反者に対する対応について、2018年改正健康増進法は「勧告前置型」、「命令前置型」、「罰制」の三つの仕組みを設けたが、法律の実効性を保つという視点から見れば、十分ではなかった。改健康増進法は、確かに2002年の立法時の努力義務より厳しくなった。しかし、罰則があったとしても、それを発動しない冗長な実施過程は、実際の法律の効果を疑問視させる。

また、特定施設以外の喫煙行為に対しては、配慮すべきだと規定している。しかし、特定施設などの出入口付近における喫煙も禁止すべきであると考えられる。そもそも、受動喫煙防止のポイントは、禁煙環境づくりということにある。たとえ、大学は教育施設として敷地内全面禁煙となっても、大学付近に喫煙可能な場所があれば、毎日、通っている人も受動喫煙の危害を受ける恐れがある。

上記を踏まえると、今年度の調査としては、二つのポイントを注目し、調査を行うべきと考えた。一つは、飲食店及び大学内において改正された健康増進法の実施状況を把握することである。それにより、「勧告前置型」・「命令前置型」・「直罰制」三つの仕組みで施行された健康増進法の実施効果を把握できる。二つ目は、現時点での特定施設にあたる大学のキャンパス内を全面禁煙すべきかどうか、につ

---

<sup>1</sup> 田中謙 (2021) 「受動喫煙防止をめぐる 2018 年改正健康増進法の法システムと今後の法制的課題」 關西大學法學論集 71 (2)255-315 頁

いての法や条例の具体的な適用に関する意識調査である。意識調査を通じて、新しい健康増進法の施行以降、人々の認知変化や行動変容を探ることができ、受動喫煙被害を防止するための今後の政策の実施と運用の参考になると考えられる。

## 1.2 立命館大学における Smoke Free の取組

(文責 青山瑞樹)

立命館におけるキャンパス禁煙化に関わる歴史を遡る。立命館がキャンパス禁煙化を目指す理由は、在学中に喫煙習慣をつけないよう支援し、学生の未来の健康に寄与する点にある。その背景としては、喫煙は自身の健康だけではなく、非喫煙者の健康も害しており、医療費の増大など国民に不要なコストを負担させる要因ともなっていることや、喫煙者の多くは大学時代に喫煙習慣を身に着けていることなどが挙げられる。この状況を変革することを通じて、喫煙人口の減少に貢献することは、大学の社会的責務であるとし、2008年4月、立命館学園のキャンパス全面禁煙に向けた指針が策定された。

キャンパス禁煙化に向けた取り組みとしては、以下の4点である。1つ目に、健康と社会に対して喫煙が与える害について、学園構成員に教育し、啓発する。2つ目に、受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る。3つ目に、新たな喫煙者を発生させない教育、啓発を行う。4つ目に、喫煙者の禁煙を支援する。

2008年9月以降、喫煙シェルター以外での喫煙を禁止し、2010年4月以降、教職員のキャンパス内禁煙が実施され、そして2013年には、キャンパス内を全面禁煙とするキャンパス禁煙化に向けた日程が立てられた。喫煙を規制するための法律として2003年5月1日に健康増進法が施行されたことと、立命館学園キャンパス全面禁煙に向けた指針の趣旨を踏まえて、学校法人立命館が管理するキャンパス、施設等の敷地内における受動喫煙の防止処置を講ずることを目的に、学校法人立命館 受動喫煙防止に関する規定が定められた。

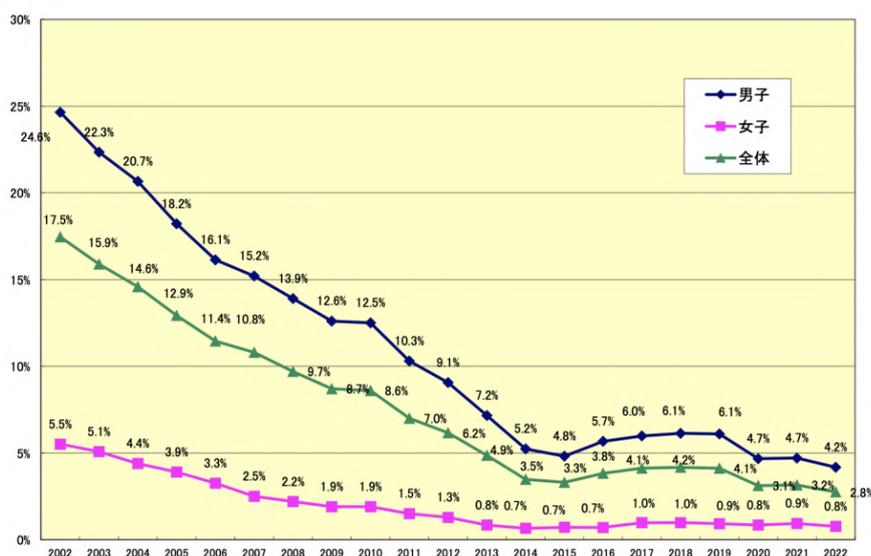


図 1-1 立命館大学の学生の毎日喫煙率の推移  
(健康診断問診票に基づく)

出典 OIC 学生オフィスによるゲスト講義資料(2023.5)

具体的なキャンパス禁煙化推進のフェーズは以下の通りである。①2007~2009年度のキャンパス禁煙化に向けた方針策定期、②2010年~2012年度の教職員キャンパス内禁煙開始などのキャンパス禁煙化に向けた事前準備期、③2013~2015年度のキャンパス禁煙化導入期、④2016~2018年度のキャンパス禁煙化に向けた取り組みの重点を、喫煙者の卒煙から、非喫煙者の継続的な非喫煙支援・受動喫煙防止支援に変更することなどのキャンパス禁煙化展開期、⑤2019年~現在までの改正健康増進法、学校法人立命館受動喫煙の防止に関する規程、大阪府受動喫煙防止条例などのキャンパス禁煙化発展期、の5段階のフェーズに分けられている。

2019年、学生の密集や空気の換気などのコロナ対応を目的とした形でのキャンパス全面禁煙が開始された。2022年度までの学生の喫煙率の推移を図1-1に示される定期健康診断の間診データより確認すると、2008年度の方針策定時の毎日喫煙率は約10%だからであったが、それ以降は年々下降傾向であることが読み取れる。2015年度に3.3%まで下降した後、4%前後でほぼ横ばいの状態になった。コロナ禍に入り、2019年度以降は再び下降傾向となっている。喫煙所は閉鎖されているのにも関わらず、学生の喫煙率ゼロは達成していないことが読み取れる。キャンパス全面禁煙化はコロナの対応として開始され現在も継続されている。学生の喫煙率がゼロにならない理由については、本調査で明らかにしていくこととする。

### 1.3 ルールと実態とのギャップ

(文責 床鍋龍信)

私達が通う立命館大学の大阪いばらきキャンパスでもキャンパス内全面禁煙に取り組んでいる。しかし、ルールと実態との間にギャップが生じているのが現状である。

キャンパス内を全面禁煙にしたとしても、学生や教職員の喫煙者がキャンパスに滞在している時間に、喫煙行動を我慢できるかと言われればそうでは無い。タバコに中毒性があるため、一定時間毎に喫煙者は喫煙行動を取りたくなってしまうのである。

しかし、喫煙ができる大学周辺の唯一の喫煙所であった近隣のコンビニ前の喫煙所が2023年10月に閉鎖された。これにより、キャンパス内全面禁煙というルールと周辺地域での喫煙行動により大きなギャップが生じる可能性がある。

コンビニ前の喫煙所が閉鎖する以前も、コンビニのオーナーから、立命館大学の学生の喫煙マナーが悪いなどの苦情があり、大学との対話が行われていたが、今回の閉鎖で溝はよりいっそう深まってしまったように感じる。

大阪の飲食店や学生のバイト先では、まだ健康増進法改正や大阪府受動喫煙防止対策条例の内容どおりにはなっていない店が多く存在している。喫煙ルールの標識が掲示されていないことや、大阪府内で従業員を雇用している飲食店でも喫煙可の店舗が多くあり、このような学生を取り巻く喫煙環境の中において、喫煙行動に関する条例を遵守する意識が低いことも、学生の喫煙行動を抑止出来ない要因の一つであると考えられる。

またこれらのことから現状につき大きくわけて2つのギャップが生じている。1つ目のギャップは、キャンパス内全面禁煙の方針が掲げられたものの、キャンパス周辺に十分な喫煙エリアが提供されていな

い点である。大学がどれだけ崇高な理念を掲げても喫煙者は、一定時間ごとに喫煙行動がしたくなるのが現実である。そのような現実がありながら、大学周辺における唯一の喫煙所が閉鎖され、大学内に適切な喫煙エリアが確保されていないことが、周辺の路上における喫煙行為を引き起こしている。これにより、大学の禁煙ポリシーが逆に周辺地域に対して受動喫煙等の問題を招いている側面が浮かび上がっている。

2つ目のギャップは、禁煙政策の実効性と、それを支えるためのインフラや管理の不足である。現状では、喫煙学生が大学周辺の公共スペースでの禁煙ルールを順守することが難しく、大学の警備員の目の届く範囲にも限界がある。喫煙所が閉鎖される以前の学生の喫煙者のマナーも問題視されていた。そのため、全面禁煙がうたわれている中で、その方針を守るための十分な下準備が出来ておらず、学生の喫煙マナーなどの教育が行われていないことなどが、問題行動を引き起こす原因となりうる。

## 2. ゲスト講演の内容

### 2.1 大阪府健康づくり課のゲスト講演

(文責 大濱愛美・中島香菜子)

2023年5月16日の地域環境調査Ⅰの授業にて大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課の戸田朋宏様による大阪府における受動喫煙防止対策についての講演が行われた。以下では、講演内容の要点や質疑応答の内容を紹介した上で、本調査で明らかにすべき、と考えた点を最後に記す。

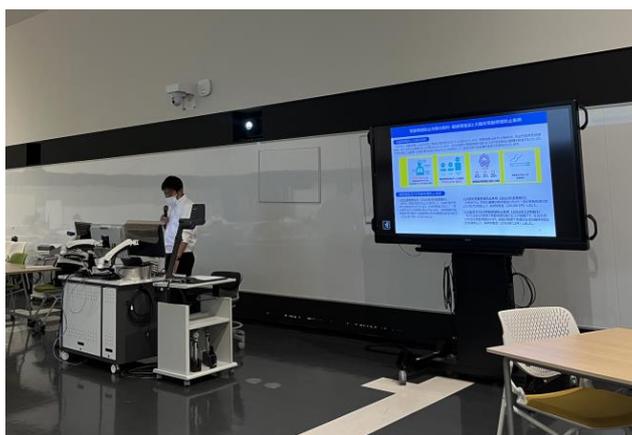


図 2-1 大阪府健康づくり課からのゲスト講演(2023年5月16日)

#### 2.1 講演内容の要点

まずは、その講演内容の要点をまとめていく。日本では、年間約1万5千人もの人が受動喫煙で亡くなっている。望まない受動喫煙をなくすことにより、多くの命を守ることができる。その為、国及び府が率先して、受動喫煙が起こらない環境を整備する必要がある。

健康増進法と大阪府受動喫煙防止条例が対象となる施設は、大まかに3つに分類される。一つ目に、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主に利用する第一種施設(学校、病院、児童福祉施設、介護老人保健施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等)。二つ目に、第一種施設以外のその他多数の人が利用する第二種施設(オフィス、事業所、ホテル、旅館、体育館、劇場)。三つ目に、公衆喫煙所、バーやスナック、たばこ販売店等の喫煙目的施設がある。

次に施設ごとの具体的な規制についてまとめる。第一種施設では2020年4月から屋内は全面禁煙(喫煙設備不可)になり、敷地内(屋外含む)になるべく喫煙設備を設けないようにしなければならない。例外として、医療目的などで配慮が必要な場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所(特定屋外喫煙場所)を設置することが可能である。

第二種施設では、2020年4月から原則屋内禁煙であるが、喫煙専用室並びに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能となっている。この規制では屋外は対象外であり、喫煙所を設置する際には、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう配慮しなければならない。第一種施設、第二種施設どちらも喫煙所を設置した場合には20歳未満の立ち入り禁止や、喫煙できる場所の出入り口とその施設の主な出入り口の見やすい場所に標識を貼る責務がある。

小規模の既存飲食店では、経過措置が存在する。喫煙所の設置が認められる条件として、2020年4月1日時点で営業している飲食店であること、資本金が5000万円以下であること、客席面積が100㎡以下であること（大阪府内の飲食店は2025年4月から30㎡以下となる）がある。

これらの規制が守られていない施設は罰則を科せられることがある。その為、第一種、第二種、関係なく、その施設の管理者は責務を全うしなくてはならない。小規模な飲食店だと、喫煙室や分煙スペースを設ける資金の確保が困難な場合がある。そこで、大阪府は中小規模の飲食店に一定の条件のもと設備費を補助している。また、屋外分煙所整備に当たって大阪府がモデル事業のトータルコーディネイトも行なっている。電車の中に電子広告を流したり、YouTubeで受動喫煙の危険性を伝える動画の配信もったりしている。

## 2.2 質疑の主なやり取り

以下、学生との質疑応答から数点抜粋する。

Q.『府の飲食店に対する調査結果』において原則屋内喫煙の対応状況のデータがあるが、府は最終的にはどこまでを目指しているのか？

A.行政として表向きは100%店舗内全面禁煙である。喫煙可能店は経過措置であり2025年には100平米から30平米なる。最終的にどこまで基準が上がるか分からないが、法令違反をしている店がなくなるとというのが最終目標になる。

Q.屋外禁煙は努力義務だが、禁煙義務化になる可能性はあるのか？

A.義務化までは考えていない。法律では第一種施設であっても特定屋外喫煙所を設けることができるが、大阪府の条例で特定屋外喫煙所を設けてはいけないとしている。そこから一步踏み込んで一切喫煙不可とすると厳しすぎる。特に大学で努力義務であっても特定屋外喫煙所を設けているため定期的に指導している。だが大学側からすると大学内敷地内全面禁煙にすることで、大学外で吸う人が増え近隣からの苦情が増えるという言い分も分かるためジレンマがある。

Q.飲食店が禁煙化することで客数や売り上げに影響がでた場合、どのような支援を考えているのか？

A.経営面までの支援は考えていない。禁煙化することで客が減るという声もあるが、飲食店調査で売り上げへの影響について質問したところ「売り上げは変わらない」が多かった。逆に喫煙店が禁煙化したことでその店を選ぶ人がいるのではないか。だから喫煙、禁煙どちらが売り上げが上がるかは微妙なラインである。

## 2.3 自分たちの調査で明らかにすべき、と思えた点

今回の講演内容を踏まえ、今後の調査では、大学を禁煙化したことで考えられる近隣への影響にどう対応すべきか、を明らかにすべき、と考えた。大学を含む第一種施設は敷地内全面禁煙であるが、禁煙化によって近隣からの苦情が増えることもあり、敷地内全面禁煙を行っていない大学もある。大阪府もその問題にジレンマを抱えており、まだ解決策はない。そのため、今後の研究で解決策を明らかにすべき、と考えた。

## 2.2 立命館大学 OIC 学生オフィスのゲスト講演

(文責 青山瑞樹・正岡奈々)

2023年5月2日の地域環境調査Ⅰの授業にて、立命館大学学生オフィスの方によるキャンパス全面禁煙化についての講演が行われた。以下でも講演内容の要点や質疑応答の内容を紹介した上で、本調査で明らかにすべき、と考えた点を最後に記す。



図 2-2 学生オフィスによるゲスト講演と質疑の様子(2023年5月2日)

### 2.2.1 ゲスト講演の要点

初めに要点をまとめると、立命館大学がキャンパス禁煙化を目指す理由は、学生が在学中に喫煙習慣を身につけないよう支援し、学生の未来の健康に寄与するためである。喫煙者の多くは大学時代に喫煙習慣を身につけている。この状況を変革することを通じて、喫煙人口を減少させることは、大学の社会的責務であるとした。

このような理由を踏まえて、現在、大学では、「喫煙が健康と社会に対して与える影響について、学園構成員に教育し、啓発すること」、「受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る」こと、「新たな喫煙者を発生させない教育、啓発を行う」こと、「喫煙者の禁煙を支援する」ことをキャンパス禁煙化に向けた取り組みの4つの柱としている。そのため、それぞれのキャンパスがある都道府県や市区町村では禁煙化を努力義務としているが、立命館大学では、教職員の法人敷地内の喫煙を不可とするなど、法律や条例よりも厳しい独自の規程を設けている。

立命館大学の定期健康診断の問診データを基に作成された学生の喫煙率の推移グラフ(前掲 図 1-1)によると、2008年度のキャンパス全面禁煙化の方針策定時の毎日喫煙率は約10%であったが、それ以降、年々喫煙者の割合が減少し、4%前後でほぼ横ばいの状態が続いていた。コロナ禍に入った2019年度以降はより減少傾向にあり、2020年度の全体喫煙率は2.8%となっている。以上より、立命館大学の喫煙率は着実に低下していることが読み取れる。全体喫煙率が減少したことから、現在の禁煙の取り組みは喫煙者の卒煙支援ではなく、非喫煙者の継続的な非喫煙支援に方向転換された。このため、コロナ感染防止対策をきっかけに現在まで封鎖されている卒煙エリアは、今後も継続的に封鎖されるであろう。

また、先ほどの定期健康診断の問診データによると、喫煙可能年齢である20歳に達してから1年程度

で吸い始める学生が多いことも確認できる。加えて、キャンパス別のポイ捨て吸殻本数の推移について、BKC が他キャンパスに比べ突出して多いとのことであった。この理由として、BKC には理系学部が多くキャンパス滞在時間が長いことやキャンパス付近に喫煙所がないことが挙げられていた。そして、大学が行った学生の喫煙に関する意識調査の分析結果から、喫煙者は少ないが予備軍が 1 割ほどいること、学生はタバコが与える周囲への影響を理解していること、一部の学生は新型タバコにメリットを感じていることが示された。

以上のことから、喫煙予備軍の学生が喫煙者にならないための取り組みが重要であると述べられていた。喫煙予備軍を喫煙者に転じさせないために、大学として社会的規範や組織の態度（防煙教育の継続）を示したり、感情やストレス対処・アサーションについての健康教育を施したり、新型タバコに対する正しい知識を提供するなどを行っていくとのことである。現在の大学の具体的な取り組みは、教職員によるキャンパスやその周辺施設の禁煙巡回、禁煙のための啓発（Smoke Free キャンペーン等）、禁煙外来が挙げられる。今後も継続的にキャンパス全面禁煙化に向けた取り組みを行う方針である。

### 2.2.2 質疑の主なやり取り

質疑応答では、学生から多数の質問が寄せられた。ここではその中からいくつかの質問をピックアップする。

一つ目は卒煙エリアについて、喫煙する場所であるのに、「卒煙支援」と名付けたのにはどういった意図があったのかという質問であった。この質問に対して、エリアではタバコの危険性等に関するポスターを掲載したり、職員の巡回や声掛けを週に数回行うなど喫煙者に卒煙させる取り組みを行っていたからだという返答があった。また、このような活動はもともと喫煙者のための卒煙支援に焦点をあて、禁煙化に取り組んでいたために行われていたとのことである。

二つ目の質問は、我々が事前に調べた長崎大学の取り組みを、立命館大学にも取り入れていくのかということについてであった。これに対し、長崎大学が厳しく禁煙化を行う背景として、医学部や附属病院があるなどの事情から完全禁煙にしたと考えられるため、他の大学よりも健康意識が高いのではないだろうかと予想されていた。立命館大学も全面禁煙化は行っていくが、喫煙グッズの持ち込みを禁止するなど、卒煙を強制させるつもりはないとのことである。

三つ目の質問は、大学が行う啓発活動や防煙教育に関してである。学生の立場として、そのような取り組みが行われているという実感がないのだが、具体的にどのようなことを行っているかが問われた。これへの返答として、新生のオリエンテーション時に防煙に対する呼びかけを行ったり、各学部オリターや自治会にお願いして、禁煙セミナーの開催をしてもらったりするなど、（長崎大学の）防煙教育まではいかないものの、呼びかけを行っているとのことであった。ただし、各学部オリターや自治会に連絡が行き届かないことがあるほか（そもそも禁煙セミナーの開催等は強制ではない）、学生側がどのように受け止めているかは把握しきれていない。一方、年に 2 回の健康相談会・啓発活動については、劇的な効果はなくとも、一定の抑制効果はあると見込んでいるとのことである。

四つ目は、大学内に喫煙所がないことでキャンパス周辺での禁煙が増え、近隣住民の方々への被害を増やしているのではないかとという質問であった。これについて、教職員がキャンパス周辺施設を巡回して喫煙者を指導する取り組みを行うことでトラブルの防止に努めているとのことであった。また、敷地内に喫煙所を設置すれば、確かに少しは大学周辺での喫煙を減らせるかもしれないとしたものの、喫煙所が近くにあれば「吸ってみよう」となったり、周りに流されて吸ってしまう可能性があり、そうした手軽にタ

バコを吸い始められるきっかけを作らないということを徹底して行っていく必要があると回答されていた。さらに、非喫煙者は周りの目や社会規範を気にする傾向にあるため、キャンパス内全面禁煙を強く押し出すことで、禁煙を踏みとどまらせることにつながりうるという話もあった。

### 2.2.3 講演後自分たちの調査で明らかにすべき、と思えた点

今回のゲスト講演とそこでの質疑のやり取りを踏まえて、私たちは大学生という立場から、以下のような点を明らかにするべきだと考える。

まず、今回の講演では、大学在学中（特に20歳になる2回生から3回生に上がるタイミング）に喫煙習慣を身に着ける人が多いとの話であった。このことから、まだ喫煙していない新入生に対する防煙教育をしっかりと行っておく必要があると考えられる。本学においては、オリエンテーションなどで大学職員や各学部自治会・オリター団から禁煙に関する呼びかけが行われているとのことであった。そのほかにも、本学の取り組みとしては、喫煙防止のための啓発活動や年に数回の健康相談会などが挙げられる。しかしながら、そのような活動がどこまで喫煙防止に影響しているかはわかっていない。そこで、私たちの調査において、大学の行うこれらの活動が学生の喫煙防止にどのように影響を与えているかを、学生にアンケートをとるなどして調べていきたい。そして、これにより今後の大学の防煙教育の在り方について明らかにしていく。

次に、現在本学では各キャンパス構内を全面的に禁煙としており、今後特定屋外喫煙場所を設置することに関しても、質疑のやり取りから後ろ向きであることがうかがえた。本学の支援は非喫煙者の継続的な非喫煙支援を中心としており、その環境づくりを行うために、キャンパス構内での喫煙について厳しい態度をとっている。ただし、喫煙所をなくすという対応のみだと、喫煙者はタバコを吸う場所を変えるだけで、本質的な喫煙防止にはつながっていないのではないかという声や、これにより近隣とのトラブルが新たに生まれているのではないかという声が質疑の中で寄せられていた。したがって、キャンパス内やその周辺での喫煙に関して、よりデメリットが少ない対策を本調査の中で模索していく必要がある。

そして、キャンパスごとにポイ捨て吸殻本数に差がみられることが本講演で示された。特にBKCでの吸殻本数が圧倒的に多く、その理由として、理系学部が多くキャンパス滞在時間が長いこと、キャンパス付近に喫煙所がないことが挙げられていた。だが、この他にも、BKCに吸殻が要因はあるのではないかと予想する（例えば、BKCは他キャンパスよりも喫煙者が多い、理系学部生はストレスを感じやすく喫煙に頼ってしまう人が多いなど）。キャンパスによって喫煙者の傾向が違うのであれば、それに応じて対応も変化させていくべきであると考えられる。このため、本調査でキャンパスごとの喫煙者の傾向の違いがみられないか調査していきたい。

以上まで、主に大学におけることを挙げてきたが、これらを明らかにすることはその他の施設の喫煙・禁煙ルールを考える上でも役立つと考察する。例えば、第一種施設など全面禁煙に移行した施設が、本学と似た近隣住民とのトラブルを抱えている可能性もある。また、施設ごとに喫煙者の傾向の違いがあることも考えられる。このため、私たちの行う調査でその他の施設においても生かせるような形で、大学の喫煙・禁煙ルールについて考えていきたい。

### 2.3 見える喫煙と見えない喫煙

学生オフィスによるゲスト講演の後に健康診断の問診票に基づくキャンパス別の喫煙率のデータの提供を受けた。キャンパス別の喫煙率は、意外にもキャンパス別の吸い殻本数と反比例するものであった。ここでは、この点をまとめることにしたい。

以下のように立命館大学の三つのキャンパスでの月毎に清掃員がカウントできた吸い殻の数は、大阪府内のいばらきキャンパスがコロナ前で月に数百本、京都市の衣笠キャンパスが月に数千本、滋賀県のBKCキャンパスが月に3,4万本となっており、桁違いの差がある。大阪のいばらきキャンパスが最も少ない。吸い殻は、落ちていることに気づくので、「見える喫煙」と呼んでおく。

図 2-3 大阪いばらきキャンパスの吸い殻の数

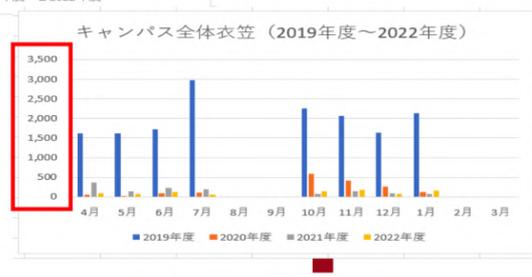
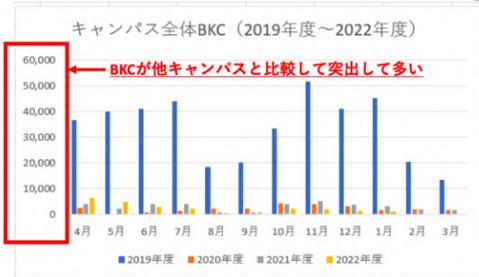
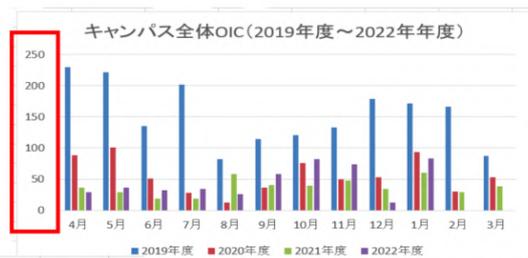


図 2-4 滋賀県 BKC キャンパスの吸い殻の数

図 2-5 京都・衣笠キャンパスの吸い殻の数

立命館大学の各キャンパスおよびその周辺で清掃員がカウントできた吸い殻の本数  
出典 OIC 学生オフィスによるゲスト講義資料(2023. 5)

他方で健康診断での問診票に基づくキャンパス別の毎日喫煙率は、以下の表のようになる。

表 2-1 立命館大学のキャンパス別の学部生・院生の毎日喫煙率

キャンパス	2019年(コロナ前)		2022年(コロナ禍中)	
	学部生	院生	学部生	院生
OIC(大阪)	4.4%	7.1%	2.8%	7.1%
衣笠(京都)	4.1%	5.6%	2.5%	3.0%
BKC(滋賀)	3.7%	6.1%	2.4%	3.9%

出典 2019年と2022年の健康診断問診票 (保健センターからの提供)

毎日喫煙率は、先の吸い殻の本数と反比例し、学部生と院生のいずれも大阪のいばらき (OIC) キャンパスが最も高い。逆に滋賀の BKC キャンパスの学部生は、予想に反し、喫煙率が最も低くなっている。この傾向は、コロナ前の 2019 年もコロナ禍中の 2022 年のいずれにおいても確認される。

健康診断から明らかになった喫煙率は、普段、キャンパスでは、気づかない喫煙行動なので、ここでは、「見えない喫煙」と呼ぶことにする。

本調査においては、なぜ OIC の学生が最も喫煙率が高いのか。見える喫煙と見えない喫煙にギャップがあるのは、どうしてか、を探ることにした。仮説としては、喫煙にいたる要因は、キャンパス内よりもキャンパス外にあるのではないかと、いうものをたてることにした。

### 3. 先行研究の検討

#### 3.1 大学に関する喫煙実態の調査の検討

(文責 中野陽奈)

本節では、大学に関する実態調査の検討を行なった先行研究として、大阪府「府内学校・大学等における受動喫煙防止の実施状況 令和元年度調査<sup>2</sup>」と、平成 29、令和元年、令和二年度、令和三年度に実施された厚生労働省「喫煙環境に関する実態調査<sup>3</sup>」の結果の概要を検討していく。

まず、大学における禁煙・喫煙ルールが大学以外の学校や他の第一種施設と比較してどのような状況にあるかを述べる。大学・短期大学(部)・大学校 は敷地内全面禁煙や敷地内禁煙と回答したのは 82 大学中 78 大学であり、95.1%である。今後の受動喫煙防止対策実施状況については、82 大学中 49 大学の 59.8%が敷地内全面禁煙、33 大学の 40.2%が敷地内禁煙とする予定である。

大学以外の学校や他の第一種施設では、国立幼稚園、国立小・中・高等学校、国立支援学校及び公立高等専門学校は、全園・全校で敷地内全面禁煙である。私立小・中・高等学校では、敷地内全面禁煙や敷地内禁煙と回答したのは 186 校中 182 校であり、97.8%が法律に適合している。専修学校・各種学校・養成施設・少年院は 176 施設のうち敷地内全面禁煙や敷地内禁煙と回答したのは 171 施設であり、97.2%が法律に適合している。幼稚園・認定こども園(幼稚園型)は、207 園のうち敷地内全面禁煙や敷地内禁煙と回答したのは 203 園であり、98.1%が法律に適合している。

これらのことから、大学と大学以外の学校や他の第一種施設と比較してみると、そこまで大幅な違いはないという結果である。平成 23 年度から 3 年毎に調査が行われている学校・大学等では、敷地内全面禁煙の割合が高くなっている。幼稚園・認定こども園や専修学校、各種学校等も法律の規定に適合している。

次に、2018 年(平成 30 年)の健康増進法改正以降、どのように大学における禁煙・喫煙ルールが変化してきているかを述べる。平成 30 年 7 月に成立した改正法では、受動喫煙を防ぐために、多くの施設において、原則敷地内禁煙と屋内禁煙が義務化され、喫煙室にも設置基準に違反した場合の罰則が設けられた。大学等が原則敷地内禁煙となった後に、法改正の趣旨等を踏まえ、大学内での望まない受動喫煙をなくすことを徹底するため、大学敷地内全面禁煙とする大学が増えていったのである。

また、健康増進法よりも厳しく条例でキャンパス内全面禁煙を努力義務とした大阪府内の状況は、全国と違いがあるのかを述べる。大阪府内の状況としては、敷地内全面禁煙となり、屋内は全面禁煙で、屋外含む敷地内に特定屋外喫煙場所を含む喫煙設備を設けないように努める必要がある。全国では、敷地内禁煙となっているが、屋外であれば、特定屋外喫煙場所を設置することで喫煙をする事が可能となっている。法律で特定屋外喫煙場所を設置すれば喫煙ができるということである。

まとめとして、大学と大学以外の学校や他の第一種施設と比較してみると、そこまで大幅な違いはないという結果である。また、2018 年(平成 30 年)の健康増進法改正以降は多くの施設において、原則敷地内禁煙と屋内禁煙が義務化され、喫煙室にも設置基準に違反した場合の罰則が設けられたのである。

<sup>2</sup> <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2440/00099420/R01school.pdf> 最終閲覧日 2023 年 1 月 22 日

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/168-1b.html> 最終閲覧日 2023 年 1 月 22 日

そして、大阪府内の状況としては、敷地内全面禁煙となったが、全国では、敷地内禁煙となっているが、屋外であれば、特定屋外喫煙場所を設置することで喫煙をする事が可能となっているのである。

### 3.2 飲食店に関する実態調査の検討

(文責 加地由貴歩・田伏一磨)

#### 3.2.1 はじめに

本節では、大阪府の令和4年度「受動喫煙防止における飲食店実態調査<sup>4</sup>」と東京都の令和4年度「飲食店における受動喫煙対策実態調査<sup>5</sup>」の調査方法、調査票の質問内容、調査結果やまとめ方を比較し、気づいた点や参考になった点について検討していく。後半では、上記の大阪府の「受動喫煙防止における飲食店実態調査」を令和2年、3年、4年度の3年間分を用いて、ルールの変化や、それに対する理由、現状について考察し、最後に受動喫煙防止にあたって未解決の課題などについて検討する。

#### 3.2.2 東京と大阪の違いについて

大阪府の「受動喫煙防止対策における飲食店の実態調査報告書」と東京都の「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書」での比較を行った。まず調査方法において、大阪は、郵送調査を行い回答方法はメール・WEB・郵送の3つの幅広い回答方法があった。時期は令和4年から9月末までであった。調査数は20000店でそのうちの有効回答は2855件で割合にすると14.3%である。東京は郵送調査に対して郵送回答のみであった。時期は令和4年10月から12月で大阪より期間が長い。調査数は10000店で有効回答は3135店で割合は31.3%である。

質問内容の比較では大きな違いがみられた。大阪の特徴は簡潔なことである。東京に比べると前置きが短く、質問個数も少なくコンパクトにまとまっている印象を受けた。大阪は、3つの大門に分かれており大阪の具体的な質問内容は、①健康増進法について、②店舗状況、③客席の受動喫煙防止対策である。東京は4つの大門に加えて分岐もあり非常に複雑であった。具体的な質問内容は、①店舗状況、②受動喫煙防止に関する制度、③受動喫煙防止対策、④東京都への要望で大阪にはない自由回答欄が設けられていた。

結果のまとめ方も質問内容の違いから相違点が多くみられた。大阪は割合のわかる棒グラフ、業種とのクロス集計表、短い考察の3つで構成されており綺麗に1ページにまとめられていて、すべての質問でまとめ方は共通していた。対して東京は基本的に表とグラフ、業種とのクロス集計、短い考察があり、質問によって円グラフと棒グラフを使い分けていた。大阪に比べて業種が細かく指定されていたため1ページにはまとめられず、単純集計とクロス集計は項目がわけられて違いページにあった。また大阪にない要素として経年比較も行われていた。

#### 3.2.3 比較した上で気づいた点・参考になった点

比較して気づいた点は東京より大阪のほうがわかりやすく、その分かりやすさを可能にしているのは調査一連を通して貫かれている簡潔さであると思った。ただ東京は複雑になっている分細かく調査している部分が多く、より詳しい調査になっていた。

調査計画の上で参考になった点は、回答率が低いため調査母数は妥協しないこと、質問を簡潔にする

<sup>4</sup> <https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/tabacco/tyousa.html> 最終閲覧日 2023年1月22日

<sup>5</sup> <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/sanko/> 最終閲覧日 2023年1月22日

こと、そのためにも調査したいことを厳選して質問を作成すること、その質問を作る段階でまとめ方をあらかじめ決めておくことである。

### 3.2.4 受動喫煙防止に関するルールの変化について

次に大阪府が行った「受動喫煙防止対策における飲食店実態調査」の令和二年度、令和三年度、令和四年度の3つの調査結果報告書や調査結果の概要を精読した。そして禁煙・喫煙ルールの変化についての調査を行った。主な特徴としては過去3年間では健康増進法や原則屋内喫煙の認知度の変化は横ばいであった。また飲食職種での受動喫煙防止対策は全体としての変化はない。また業種による特徴も変化はしていない。つまり3年間で飲食店の受動喫煙防止対策はさほど進展していないことを見出すことができる。

### 3.2.5 現状の考察

そこで、このような現状の理由についての考察を行った。まず飲食店側は受動喫煙防止対策を実施することでの影響を危惧している。主な影響としては店内環境、売り上げや客数などがある。実際に喫煙防止対策を実施した店舗でどのような影響があったのかの質問に対しては「どちらでもない」という回答が一番多かった。このような傾向だと飲食店が受動喫煙防止対策を進める理由を見出せないと考える。また飲食店は客離れによる売り上げの減少等の経営面での不安があるのではないだろうか。最後は場所・費用の面である。例えば喫煙防止対策を実施するためには喫煙室を設置する必要がある。そのため場所や費用を賄うことができないので対策を進めることができないということになる。このように飲食店は喫煙防止対策を実施した時の不安から対策に踏み出すことができないと考える。

### 3.2.6 これからの課題

先ほど述べた通り、現状としては飲食店側としては喫煙防止対策を実施する理由を見出すことができていない。このような現状から課題としては飲食店が受動喫煙防止対策を実行することで飲食店側に対する良い効果を生み出す仕組みと生じる不安を解消する支援づくりである。この仕組みと支援づくりの体制を整えるのは飲食店が自ら受動喫煙防止対策を実施できるようにするためである。この仕組みと支援づくりの具体的な内容は調査を進める中で今後考えていくことにする。

## 3.3 府民・都民の意識調査の検討

(文責：山根拓幹・KIM MINUK)

### 3.3.1 本節の役割・目的

本節の役割は、第一に大阪府（2020—2022）『受動喫煙防止対策における府民への意識調査』の調査結果報告書<sup>6</sup>や調査結果の概要をもとに、①この3年間において府民の意識や受動喫煙被害の経験、禁煙・喫煙ルールに関する認識の変化の様相、②変化、もしくは変化しない理由として考えられること、③受動喫煙防止条例の目的達成のための鍵で時系列分析を行うことである。第二に、大阪府（2022）「府民への意識調査」と東京都（2022）『受動喫煙に関する都民の意識調査』<sup>7</sup>をもとに、①調査の方法、調査票の質問内容、考査の結果やまとめ方、②それぞれに気づいた点 ③調査を計画する上で参考

<sup>6</sup> <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2440/00099420/2022fuminhoukokusyo.pdf>

<sup>7</sup> [https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/sanko/citizen/files/R4\\_jyudoukistuen\\_tomintyousa.pdf](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/sanko/citizen/files/R4_jyudoukistuen_tomintyousa.pdf)

になった点、を比較分析することにある。

一連の検討の目的は、大阪府の受動喫煙防止条例が府民にどれほどの影響を与えてきたのか、その変化をデータに基づき明らかにすることである。

### 3.3.2 大阪府の受動喫煙防止条例に対する府民の意識の変化

『府民への意識変化』について行った調査での質問は右のように分類される。①たばこの種類 ②受動喫煙の機会・場所 ③「屋内原則喫煙」の認知度 ④「大阪府受動喫煙防止条例」の認知 ⑤飲食店における標識認知 ⑥大阪府の受動喫煙防止対策 ⑦屋外における分煙所設置に対する反応。以下、その詳細について述べていく

①に対しては、回答者数の増減はあるが傾向として紙巻式は減っているのに反して、加熱式と紙巻き・加熱式の両方を利用する割合が増加傾向にあるというのが分かった。

②に対しては、受動喫煙の頻度において非喫煙者と喫煙者のどちらでも6割近い数値を見せたこと、及び場所においていずれの時も路上が4割前後という結果が出たということがわかった。

③に対しては、全年度において非喫煙者の認知の水準が喫煙者に比べて若干劣ってはいたものの、7割前後という結果からどちらの集団も十分認知していると考えられた。

④に対しては、認知度自体は継続上昇しているものの、令和4年度になっても知らなかったという回答の割合が6割近い数値が出たというものが非常に興味深い点であると感じられた。

⑤に対しては、禁煙・喫煙専用室・喫煙可能点・加熱式たばこ専用喫煙室・喫煙目的店の順で認知度が高い傾向にあるというのが分かった。また、着目すべき点として禁煙・喫煙可能点のふたつの項目だけで7割以上の割合になるという点があった。

⑥に対しては、非喫煙者に限っては断然禁煙の店を選ぶというケースが多くみられたものの、一定数で気にしていないという回答も見られた。反面、喫煙者の場合は特に気にしていないという回答が多く見られた。

⑦に対しては、対策を推進すべきだという意見が喫煙者において4割前後という、意外に高い数値が見られた。これをもとに、どちらの集団においても受動喫煙を望まない層の方がより厚いと考えられた。

⑧に対しては、全体として進めるべきだという意見が4割以上であった。ただ、条件を付けて進めるべきだという意見が非喫煙者の方でより多く見られたというのは注目すべき点であると考えられた。

以上の8項目に対しての検討をもとに、注目すべき点は以下の通りである。

①紙たばこ一減少。加熱式たばこ増加。両方はほぼ同じ ②受動喫煙はどちらも6割前後が経験 ③受動喫煙場所は路上で増加傾向。喫煙者は職場でも多く経験 ④条例や対策について非喫煙者が喫煙者よりもっと妥協性のある回答をする傾向有り ⑤標識の認知度では、禁煙・喫煙専用室・喫煙可能店・喫煙目的店の順で高い（禁煙+喫煙専用室で6割～7割前後を占める）⑥「大阪府受動喫煙防止条例」「原則屋内禁煙」の認知度：喫煙者の方が非喫煙者より高い ⑦飲食店利用時の喫煙可否の選択：禁煙・特に気にしないが高い。

また、条例の目的達成のために重要な点は以下である。

①非喫煙者に対する積極的な声掛けによる認知度上げ ②標識の改善必要性の検討。お店の選択において、喫煙可否に対する標識の判断基準としての役割、その有効性・現状・問題点の把握 ③加熱式たばこに対する調査の施行 ④路上喫煙に対する新たな対策の必要性の検討 ⑤飲食店利用者側の条例認

知度の上昇。

### 3.3.3 東京都（2022）「受動喫煙に関する都民の意識調査」との比較検討

#### ①調査方法の比較

東京都ではインターネットのみを利用した調査に対し、大阪府ではスマホ等の機器も対象にした幅広い調査を行っています。東京都はあらゆる喫煙と関連する可能性のあるものを対象としているのに対し、大阪府は条例に絞った調査を行っている。そのため、東京では調査結果は細かく分類され、細かい文章が多いのに対し、大阪府は比較的広い範囲でのまとめで設問毎のつながりを意識している。

#### ②調査内容の比較

質問のケースが大きく異なっており正確な比較は難しいという結論になった。しかし、全く比較することができなかったのではなく、2点においては共通していると判断された。一つ目、受動喫煙の多数が路上喫煙で発生している点、及び二つ目、標識に対する認識の低い点がそれになっており、共通の課題があるということが分かった。

#### ③参考になった点、議論すべき点

3年間の大阪府の資料では10代喫煙者が全く存在しないというのは収集の仕方に問題があるか、もしくは質問の文章にもっと気をつけるべきところがあるのではないかと考えられた。また、受動喫煙防止のために数々の条例を作り、その浸透の度合いを継続的に確認して条例に関しての諸改善点を探る以前に、既存の路上喫煙防止対策を見直す必要があるのではないかと考えられた。

## 3.4 条例への飲食店の対応に関する先行研究

(文責 田中暖菜・羅義吉)

本節では、受動喫煙防止対策条例への飲食店の対応に関する先行研究として片岡らの2021年の論文<sup>8</sup>を検討する。

### 3.4.1 論文での調査の概要

2020年4月に「改正健康増進法」と「東京受動喫煙防止条例」が施行される予定だが、この法律や条例では、喫煙専用室や飲食可能な加熱式タバコ喫煙専用室を認めているため、飲食店の禁煙化に地域差が生まれる懸念がある。そのため、施行前の飲食店の屋内客席喫煙ルールと施行後のルール変更に関する意向や、変更後の影響を地域ごとに検討する。本調査における地域は東京都、大阪府、青森県の20市区町村で、そのうち営業している飲食店6000店舗を調査対象とする。また、解析可能であったのは、東京都118店舗、大阪府228店舗、青森県257店舗だった。そして、青森県が調査対象に入っている理由としては、東京都や大阪府と異なり、「受動喫煙防止条例」が未制定で現在検討段階となっているからである。さらに2019年の国民生活基礎調査では、成人喫煙率が47都道府県中2位という結果が得られ、その点においても喫煙対策が重点課題となっている地域であるからである。次に、調査形式について触れておく。今回は自記式質問紙で、郵便にて配布された。質問内容は、店舗情報、現在の屋

---

<sup>8</sup> 片岡葵, 村木功, 菊池宏幸, 清原康介, 安藤絵美子, 中村正和, & 伊藤ゆり. (2021). 受動喫煙対策に関する法律・条例施行に伴う既存特定飲食提供施設の屋内客席喫煙ルールの現状および変更意向に関する調査. 日本公衆衛生雑誌, 68(10), 682-694.

内容席喫煙ルールと施行後に変更予定のルールの推移、そして受動喫煙対策や禁煙化に関する内容である。

#### 3.4.2 調査の結果

分煙から全面禁煙化をする店舗は、東京都 0%(0/6)、大阪府 39.1%(9/23)、青森県 26.5%(9/34)。喫煙可から全面禁煙化にする店舗は、東京都 5.8%(3/52)、大阪府 19.8%(23/111)、青森県 14.0%(14/100)。変更予定後に全面喫煙になる予定の店舗は、全面東京都 46.6%(55/118)、大阪府 49.6%(113/228)、青森県 48.6%(125/223)。屋内喫煙ルール決めの考慮について「顧客の喫煙状況」が東京都で 31.4%(37/118)、大阪府で 33.3%(76/228)、「特になし」が青森県で 33.9%(87/257)。禁煙化に対する不安について「顧客数減少」が東京都で 37.3%(44/118)、大阪府で 46.5%(106/228)、青森県で 43.6%(112/257)。国や政府に対する要望として「公衆喫煙所増加」が東京都で 14.7%、「規制緩和」が大阪府で 31.6%、「禁煙店優遇制度」が青森県で 35.8%。全面禁煙を維持する店舗は「カフェ・喫茶店・スイーツ」が 29.7%、分煙・喫煙可から全面禁煙化をする店舗、分煙・喫煙可を維持する店舗はそれぞれ「居酒屋」21.1%、25.5%と最も多かった。

店主の喫煙情報については「喫煙しない」が最も多く、全面禁煙を維持する店舗で 72.0%、分煙・喫煙可から全面禁煙化する店舗で 61.4%、分煙・喫煙可を維持する店舗で 46.2%、喫煙者の客数は、全面禁煙を維持する店舗は「いない」62.7%、分煙・喫煙可から全面禁煙化する店舗は「少し」が 52.6%、分煙・喫煙可を維持する店舗で「多い」が 55.8%であった。

#### 3.4.3 論文からの考察

現在、分煙・喫煙可能店が禁煙化に踏み切らない店舗が多く見られるが、売り上げ減少への懸念から顧客のニーズを反映していると言える。競合する店舗が禁煙化する場合、禁煙化は促進されるのではないか。しかしながら、禁煙化の前後で収入は変化しない、もしくは増加することが先行研究で明らかになっている。禁煙化する割合が留まっているのは法律や条例を十分に理解できていないからであると考ええる。

#### 3.4.4 論文の良い点と批判すべき点

良い点について、4つ述べる。まず一つ目は、地域特性が偏らないように市町村別地理的剥奪指標を基に行ったことである。二つ目は、店舗数がある程度存在する人口規模の多い市から選定を行ったことである。三つ目は、各自治体が保有する食品営業許可施設一覧と、飲食店民間データベースを使用したことであるが、これは複数のデータベースを使用することで偏らない調査結果が得られる。4つ目は、回収率を上げるため、Web フォームにすべて回答をした店舗には禁煙化した飲食店の事例集をダウンロード出来るようにしたことである。こういった回答謝礼、インセンティブの提供は奇襲率をあげるのにかなり効果的だと感じた。ただし、その内容に（回答謝礼、インセンティブ）関して熟思することが必要であるため、調査、アンケートに要するコスト、時間、アイデアが必須である。

次に、この論文における批判すべき点を二つ述べる。一つ目は、6,000 店舗中 879 店舗しか返信が得られなかったことである。回収率が 14.7%であることから、禁煙化に関心のある店舗からしか情報を得られていないのではないかと考える。偏りない調査結果、回収率を上げるよう考察が必要であると言える。二つ目は、本調査では法律や条例の内容について、理解の有無に関する把握は行っていないことである。調査対象の店舗が理解していない場合、禁煙化を進めないという結果が多くなる可能性があるため、理解の有無も含めた調査をすることで、禁煙化が進まない原因がより明らかになる。

### 3.5 キャンパス内禁煙に関する先行研究

(文責 床鍋龍信)

本節では、キャンパス内禁煙に関する先行研究として、「高崎健康福祉大学」のキャンパス内禁煙に関する研究<sup>9</sup>を検討する。

#### 3.5.1 禁煙化活動の経過と背景

高崎健康福祉大学では、平成17年度から全面禁煙を目指すプロジェクトが開始され、平成18年4月からキャンパス内全面禁煙が実施された。禁煙化の取り組みと意識高揚策が続いたが、学生の周辺での喫煙が続いたため、喫煙容認場所を設置し、喫煙マナー向上を試みた。

#### 3.5.2 方法と結果

喫煙容認場所の利用状況をA～Cの3段階で評価し、評価結果を喫煙者に掲示した。初日はC評価であったが、3日目からA評価に好転。日々の評価掲示を通じて学生とのコミュニケーションも改善された。

#### 3.5.3 考察

喫煙容認場所の利用状況を評価し掲示すること、評価によっては喫煙容認場所設置を取り消すという警告、そして学生とのコミュニケーションの改善が相まって、利用マナーの向上が達成された。持続的な意識啓発活動の重要性が強調され、喫煙者との対話と柔軟なアプローチが有効であると結論づけられた。

#### 3.5.4 論文からの考察

喫煙容認場所の利用状況評価と掲示、学生とのコミュニケーション改善、警告制度の導入によって、禁煙マナーの向上が達成された。取り組みは喫煙者との対話と理解を重視し、柔軟なアプローチを採用したことが成功の要因となった。

この報告は、大学内の禁煙化取り組みの具体的な過程とその成果に焦点を当てており、取り組みの柔軟性や学生との連携が成功に寄与したと考えられる。

### 3.6 先行研究の検討のまとめ

以上の先行研究や先立つ調査の検討に基づき、自分達の調査では、次の点を実現すべき、と考えた。

第一に飲食店に調査を行っても正直に答えてもらえないので、飲食店でアルバイトをしている学生に対して喫煙環境や条例に関する意見を調査することで、実態を把握することである。

第二に立命館大学の学生にキャンパス内全面禁煙ルールの受けとめを探ることである。その際、3.5のような大学と学生とのコミュニケーションや理解の促進ができているか、に注目して調査する必要がある。

---

<sup>9</sup> 東福寺幾夫・西村英世・菊池俊(2013)「高崎健康福祉大学の禁煙化活動における喫煙マナー向上の試み」禁煙科学, 7(01), 5-9.

## 4. 予備調査の内容

### 4.1 先行研究の検討を踏まえた予備調査の目的と方法

3.で行った先行研究の検討を踏まえ、受講者全員で立命館大学政策科学部の学生にインタビュー形式での予備調査を2023年6月下旬から7月上旬に実施することにした。

その目的は、本調査で立命館大学政策科学部の3年生以上の全学生にアンケート調査をすることにしたので、そのアンケート調査において探索すべき事項や検証すべき仮説を予備調査から発見することにある。

①喫煙者の学生、②バイト先が喫煙可の学生、③非喫煙者であり、バイト先も非喫煙の学生、という三分類を設け、受講生が必ず複数の分類の学生に対してインタビュー調査を実施することとした。

各分類の学生に対しては、以下のような質問をすることを授業内での約束事とした。

#### ①喫煙者の学生

1) 喫煙するにいたった経緯 立命館大生内の伝播か、それ以外の人々からの伝播か？ アルバイト先が喫煙空間なので吸うようになったパターン（条例非遵守という環境要因）は存在するか

2) 普段、どこでどの程度喫煙しているのか

3) 大学に来た日には、大学周辺で喫煙することはあるか。どこで、どの程度、吸っているのか？

4) セブンイレブン前に吸いに行くことはあるか？ その際に非喫煙者も同行することはあるか？ 喫煙者のみで行くのか？

5) 仮にキャンパス内に喫煙場所があると、喫煙頻度も高まるか？ 非喫煙者も同行してもらいやすくなるか？

6) キャンパス内喫煙所設置が通行者への受動喫煙防止という点では望ましいと考えるか？

7) コンビニ前やキャンパス周辺が全面禁煙となった場合、喫煙頻度は低下するか？ どこかで吸うだけとなるか？

8) アルバイトをしているか？ アルバイト先でも喫煙しているか？

9) 立命館大が学生の未来の健康のために在学中に喫煙習慣をつけさせないという高い目標を設定していることは知っていたか。この目標についてどう思うか

10) 禁煙支援を保健センターが行っていることを知っていたか？ これにつきどう思うか

#### ②バイト先が喫煙可能の学生

1) どのようなバイトをどの程度行っているか？

2) バイト先の空間で喫煙はどのように行われているか？ 自分自身もバイト中に喫煙することはあるか？

3) 飲食店の場合、喫煙可能店であることの標識が入り口にあるか？

4) バイト先を選択する際に、どのような喫煙空間であることを、事前に知っていたか？ 求人情報に喫煙可の空間であることが明示されていたか？

5) 受動喫煙被害については、どのように認識しているか？

6) 未成年でバイトをしていた際も喫煙可能となっていたか？

7) 大阪府条例では喫煙可能店舗では従業員・バイトを雇用してはいけないというルールになっているが、これを知っていたか？ この条例ルールについてどう思うか？

8) 国の法律（健康増進法）では、喫煙可能店への未成年者の立ち入り禁止を定めていたり、バイト募集時に喫煙ルールを明示することを求めている。これについて知っていたか？ どのように思うか？

9) バイト先が喫煙可であるため、自分もタバコを吸ってみたいと思ったことはあるか？

### ③非喫煙者でバイト先も非喫煙ないしバイトなしの学生

1) 大学に来た際に、喫煙する学生の喫煙行為のためセブンイレブン前などに同行することはあるか？

2) 立命館大の目標（未来の健康のために喫煙させない）についての認知度や意見

3) この目標のためにキャンパス全面禁煙としていることについての認知度や意見

4) ①キャンパス内全面禁煙、②喫煙可 ③キャンパス周辺も全面禁煙 のいずれが望ましいか？

5) 普段、受動喫煙をする場合は？ 友達が喫煙を始めたら、不快なので、やめて欲しいと言えるか？

6) アルバイトを行っているか？ どのような内容か？

7) バイトを決めた際に、喫煙不可であることは、考慮したか。

8) 健康増進法改正により喫煙可能店での未成年立ち入り禁止や店舗での喫煙ルール標識の明示が義務付けられたが、このようなルールは守られていると思うか？このルールへの意見は？

9) 大阪府受動喫煙防止対策条例では、喫煙可能店での従業員・バイト雇用の禁止を定めているが、このルールは守られていると思うか？ このルールへの意見は？

ただし、これらの質問をするだけでなく、会話の中から大事な点を発見し、各自が独自の質問を行うことも目標に設定した。

## 4.2 予備調査の内容の紹介

ここでは、受講生が行った予備調査の内容を3名分のみ紹介する。全員の内容を紹介すると頁数が大きくなるからである。

### 4.2.1 予備調査の内容-その①

(文責 加地由貴歩)

予備調査にあたって3人の立命館学生に調査を行った。いずれも喫煙しておらず、アルバイト先も喫煙不可の学生である。

#### 1)調査結果①

一人目は男子学生で、6月23日午後6時に大学内で対面にて実施した。結果は以下カッコ内である。

1 喫煙学生に同行するか：「することはない。」

2 立命館の目標を知っているか：「知らない。」

3 キャンパス全面禁煙の認知度：「知っている。喫煙場所をあえて大学の中に作る必要はないと思う。」

4 ①キャンパス内全面禁煙②喫煙可③キャンパス周辺も禁煙：「①が良いと思う。」

5 受動喫煙をする場、友達に喫煙が不快だと言えるか：「ない。加熱式たばこなら気にしない。普通のもので外だったら良い。」

6 アルバイト：「イベントスタッフ」

7 バイトで喫煙項目を考慮したか：「していない。気にしない。」

8 健康増進法について：「守られている。店の負担が大きそうだと感じる。」

9 大阪府の条例について：「良い取り組みであると思う。喫煙可能店で従業員が働けないのは知らなかった。」

他に追加で聞いたことをまとめる。学校外に喫煙者の友達がいて、その人は非喫煙者が周りにいてもタバコを吸う。路上で吸っていることが多く、地元の悪い友達に勧められてはじめてたそう。また、この友達も勧めてくることが多く、一度だけ吸ったことがあるそう。その人は大学には行ってすぐ吸い始めたが、特に止めるといった風潮はなかったようだ。男子学生は未成年でタバコを吸っていることを自慢されるのは不快だが、どうせ20歳になってから吸うのなら18歳から吸うことを止める意義を感じず、一人でやるならば好きにすればいいという考えを持っていた。タバコを吸う意思はこれからもないが、シーシャがどんなものかは気になると話していた。

#### 2)調査結果②

二人目は女子学生で、6月23日、家で電話にて実施した。結果は以下カッコ内である。

1 喫煙学生に同行するか：「ない。」

2 立命館の目標を知っているか：「知らないが、取り組み自体はいいと思う。」

3 キャンパス全面禁煙の認知度：「知っている。」

4 ①キャンパス内全面禁煙②喫煙可③キャンパス周辺も禁煙：「①が良いと思う。」

5 受動喫煙をする場、友達に喫煙が不快だと言えるか：「町中で吸っている人がいてそれで吸う。歩き

たばこしている人が多い。友達には吸う人がいない。」

6 アルバイト：「 飲食店 」

7 バイトで喫煙項目を考慮したか：「全くない。気にならない。 →もし入って喫煙可能店だったら 分煙している店ならいいが、全面可能店で換気が行き届いていないようなところだと気になる。」

8 健康増進法について：「知らなかった。 」

9 大阪府の条例について：「知らなかった。」

### 3)調査結果③

三人目も女子学生で、6月24日、家で電話にて実施した。結果は以下カッコ内である。

1 喫煙学生に同行するか：「ない。 」

2 立命館の目標を知っているか：「ポスターを見たことがある。ただ、正直このようなもので辞めるのかとも思う。」

3 キャンパス全面禁煙の認知度：「全面禁煙なのは知っており、概ね達成していると思う。」

4 ①キャンパス内全面禁煙②喫煙可③キャンパス周辺も禁煙：「① が良いと思う。」

5 受動喫煙をする場、友達に喫煙が不快だと言えるか：「学生マンションの前。体に悪いよとは言う。 」

6 アルバイト：「フードコートの飲食店 」

7 バイトで喫煙項目を考慮したか：「全く見ていない。」

8 健康増進法について：「知らなかった。必要ではあると思うが守られているかはわからない。 」

9 大阪府の条例について：「守られていないところもある。条例としてせっかく定めているのだからもっと徹底するべき。」

他に追加で聞いたことをまとめる。タバコを吸う人は健康を気にしてなさそうで、周りの吸っている友達のことを気にかけはするが、それで関係性が変わることはないと言う。この女子学生が住んでいる学生マンションの敷地内に前は灰皿があったが、去年撤去されたようだ。そのせいでその場に吸い殻が捨てられることが増えたそうだ。撤去されたことで喫煙者が減った様子はなく、毎日誰かしら元灰皿があった場所で吸っている。

### 4)調査後の考察

立命館が全面禁煙なのは知っていたが、取り組みに対する深い認知はなかった。話を通じて非喫煙者はあまり喫煙者やたばこについて関心を寄せていない印象を受けた。そろって周りに吸っている人がいたとしても自分は吸う気はないがあまりにも煙が充満するなどそのような状況下でない限り止めようとは思わないという意見だった。非喫煙者は喫煙者に干渉する気がないように判断できる。

また、三人目の女子学生への質問の中で、灰皿の撤去についての話が出たが、このことについては効果的ではないと言わざるを得ない。この女子学生が言うには、特に通知などはなく突然亡くなったそうで、学生マンションに住む喫煙学生の理解が得られないまま勝手に撤去してしまえば、不満を抱かれてしまうだろう。一方的な押し付けにならないように対策を実行していく必要があると考えた。

#### 4.2.2 予備調査の内容-その②

(文責 田中暖菜)

2023年6月20日～25日、Google フォームを用いて13人の立命館大学学生にアンケートを行った。調査対象者を喫煙者、非喫煙者、禁煙者、バイト先が喫煙可能な生徒の4つに分類し、それぞれに対してアンケートの内容を変更している。

内容が多いので、質問と調査結果をまとめて以下に述べることにする。

##### ① 喫煙者（2件の回答）

###### 1) 喫煙に至った経緯について

- ・立命館大学生内の伝播
- ・立命館大学生以外での伝播

###### 2) 普段、どこでどの程度喫煙していますか？

- ・自宅やバイト先で1日20本程度
- ・自宅、外食時、アルバイト先、大学の休み時間にて1日10本

###### 3) 大学に来た日に、大学周辺で喫煙することはありますか？どこで、どの程度吸っていますか？

- ・ある、セブンイレブンの喫煙所で5本ほど
- ・ある、大学最寄りのセブンイレブンに設置された野外喫煙所。休み時間ごと。

###### 4) セブンイレブン（茨木西中条町店）前に吸いに行くことはありますか？その際に非喫煙者も同行することはあるのか、または喫煙者のみで行くのかも教えてください。

- ・非喫煙所も連れていく
- ・まれに非喫煙所も同行するが、多くは1人

###### 5) 仮にキャンパス内に喫煙場所があるとしたら、喫煙頻度も高まると思いますか？また、非喫煙者も同行してもらいやすくなると思いますか？

- ・高まると思う。
- ・喫煙頻度は変わらないと考える。また、非喫煙者の同行も増加することはないと考える。

###### 6) 「通行者への受動喫煙防止」という点では、キャンパス内に喫煙所を設置することは望ましいと考えますか？

- ・望ましい、喫煙マナーも向上すると思う
- ・考える

###### 7) もしコンビニ前やキャンパス周辺が全面禁煙となった場合、喫煙頻度は低下すると思いますか？また、どこで吸うことになると思いますか？

- ・低下せずに喫煙マナーが悪化していくと思う
- ・喫煙頻度は低下しない。路上で喫煙することになると思う。

###### 8) アルバイト先でも喫煙していますか？（バイトをしていない人は飛ばしてください）

- ・喫煙している
- ・喫煙している

###### 9) 立命館大学が、学生の未来の健康のために、「在学中に喫煙習慣をつけさせない」という高い目標

を設定していることは知っていますか？また、この目標についてどう思いますか？（例：目標はあまり達成されていないと思う、目標のためにどのようなことが行われているのか知りたい、など）

- ・知っているが、目標は達成されていないと思う。
- ・目標は知らなかった。大学の見栄えとして喫煙者を減らしたい理由の建前にしか感じない。

1 0) 喫煙支援を保健センターが行なっていることを知っていましたか？これについてどう思いますか？（例：利用してみたい、利用方法が分からない、そもそも知らなかった、など）

- ・知っているが利用したことはない
- ・知らなかった。そもそも、利用したいという需要がないと思う

## ② 非喫煙者（5件の回答）

1) 大学に来た際に、喫煙する学生の喫煙行為のため、セブンイレブン（茨木西中条町店）前などに同行したことはありますか？

- ・ある：2人
- ・ない：3人

2) 立命館大学が、学生の未来の健康のために、「在学中に喫煙習慣をつけさせない」という高い目標を設定していることは知っていますか？また、それについて意見や質問があれば教えてください。

（例：知っているが、その目標のために具体的にどんな活動が行われているのか知りたい、など）

- ・知っているが、詳しい内容は知らない
- ・知っている
- ・知らない
- ・知らない
- ・知らない

3) この目標のために、キャンパスを全面禁煙としていることについて知っていますか？また、それについての意見や質問があれば教えてください。（例：知っている、それによって学生の喫煙率は下がったのか知りたい、など）

- ・知っている
- ・知っている、良いと思う
- ・知っているが、ルールに反して喫煙している人もよく見かける
- ・知っている、2階のテラスのようなところでたまたま喫煙しているがその人たちはキャンパス全面禁煙ということを知っているのか
- ・知らなかった

4) あなたは、①キャンパス内全面禁煙②喫煙可③キャンパス周辺も全面禁煙. のいずれが望ましいと思いますか？また、理由もあれば教えてください。

- ・①、ちゃんとした喫煙所が設置されるのであれば、キャンパス内喫煙は気にしない。
- ・①、喫煙者もそうでない人も平等であるべきだと考えるから
- ・②、非喫煙者に害を与えないように隔離された場所に喫煙所があれば良いと思う。
- ・②、体には悪いと思うけど、吸える場所を制限しなくてもいいと思うから。喫煙者がちゃんと喫煙所

で吸うことで、受動喫煙したくない人とかキャンパス周辺で遊んでいる小さい子とかに迷惑がかからないと思う。モラルを守ってくれれば禁煙にしなくていいと思った。

・③

4) 普段、受動喫煙をしてしまう場所はどこですか？また、友達が喫煙を始めたら、「やめてほしい」と言えますか？

- ・道端、言える
- ・普段受動喫煙はしない、関係性にもよるが言える。
- ・タバコ吸いながら歩いている人とすれ違う時。友達の人生なので、やめてほしいとは言わない
- ・言える
- ・バイト先 駅からバイト先に向かう途中（京都駅からミストとかの前通るところにある喫煙所）友達と遊ぶ時 一応言っているけどやめてるところを見たことがない

5) アルバイトをしていますか？また、どのような内容ですか？

- ・家庭教師
- ・している、牛丼チェーン店
- ・している、スポーツジム
- ・居酒屋
- ・京都イオンの無印 ライブスタッフ（基本京セラドームでライブや野球のスタッフ）

6) バイトを決めた際に、喫煙不可であることは考慮しましたか？

- ・はい2件
- ・いいえ3件

7) 健康増進法改正により、喫煙可能店での未成年立ち入り禁止や、店舗での喫煙ルール標識の明示が義務付けられましたが、このようなルールは実際に守られていると思いますか？また、このルールに対して何か意見があれば教えてください。

- ・守られていないと思う。入店する時にわざわざ身分証を確認していないから。
- ・いいえ
- ・ルールを守っている店舗や人も多くなったと思う。ただ喫煙者の人が、そういった店舗が増えたことで生きづらそうにしているのも見かける
- ・店側の管理によると思う
- ・思わないけど、人によると思う。

8) 大阪府受動喫煙防止対策条例では、喫煙可能店での従業員・バイト雇用の禁止（努力義務）を定めています。このルールは実際に守られていると思いますか？また、このルールに対して何か意見があれば教えてください。

- ・喫煙可能店での従業員雇用禁止ということは、そのお店は営業できないのでは？
- ・いいえ
- ・初めてそのルールを知ったので、わからない。
- ・守られていないと思う
- ・あまり思わない。自転車のヘルメットとかも同じだけど努力義務と言われたらしない人が多いと思った

③ バイト先が喫煙可能な生徒（5件の回答）

1) どのようなバイトをどの程度行なっていますか？

- ・アパレル、週に4回ほど
- ・割烹、週2くらい
- ・アミューズメントパーク、週に2回
- ・居酒屋、週3
- ・京都イオンの無印、週3 ライブスタッフ、週1か2

2) バイト先の空間で喫煙はどのように行われていますか？（例：喫煙所が室内 or 室外、煙が外に流出しないような工夫がされている、など）また、自分自身もバイト中に喫煙することはありますか？

- ・室外に喫煙所がある
- ・屋外に1つとベランダに1つ 喫煙者ではないので吸うことはない
- ・喫煙所が室外に複数箇所設置されている。
- ・喫煙所が屋内に設けられている
- ・無印はイオン内にある喫煙所なので店舗から離れている

ライブスタッフ（京セラ）は野球の時は大丈夫だが、ライブ中の控え室の前が喫煙所なので、受動喫煙がすごい 自分は吸わない

3) 飲食店の場合、喫煙可能点であることの標識が入り口にありますか？

- ・ある：1人
- ・ない：4人

4) バイト先を選択する際に、「どのような喫煙空間であるか」を、事前に知っていましたか？求人情報に喫煙可の空間であることが明示されていましたが？（例：知っていた、明示されていた、覚えていないなど）

- ・求人に入ってないため不明
- ・知っていた
- ・知らなかった
- ・知らなかった、明示されていなかった
- ・気にしてなかったので、覚えてない

5) 「受動喫煙被害」についてどう思いますか？（例：受動喫煙に対してそこまで危険意識は無い、喫煙所をもっと増やすべき、など）

- ・できれば無くしたいと思うが、受動喫煙はある程度しょうがない面もあるかなと思う。
- ・厳しすぎる規制は反動を生み出すので、禁煙ではなく、分煙化や喫煙所を増やすといった取り組みが必要なのではないか。
- ・日常的でなければ特に気にしなくていいと感じる。身近な人物に喫煙者がいて日常的に受動喫煙に晒される場合もしくは吸う事を促される場合は危険だと感じる。
- ・京都駅八条口側にある喫煙所のように、人通りが多い屋外に喫煙所があるのに仕切りが壁がなく、匂いも酷いため屋外であっても人通りの多いところは部屋のようにしてほしい
- ・京都駅八条口側にある喫煙所のように、人通りが多い屋外に喫煙所があるのに仕切りが壁がなく、

匂いも酷いため屋外であっても人通りの多いところは部屋のようにしてほしい

6) 未成年でバイトをしていた際も喫煙可能となっていましたか？

- ・ はい：2人
- ・ いいえ：1人
- ・ 未成年の時はバイトをしていなかった：2人

7) 大阪府条例では、喫煙可能店舗では従業員・バイトを雇用してはいけないというルール（努力義務）になっていますが、これを知っていましたか？また、この条例ルールについてどう思いますか？

- ・ 知らなかった、喫煙者は未成年の時から始める人も多いのであまり効果がないように思う
- ・ 知らなかった。健康増進法で、20歳以下であれば雇用してはいけないということは、自分がバイトを選んでいる際に知った。本人の同意が得られるのであればいいと思う。
- ・ 知らなかった。これは飲食店に限る話なのか？もしこれが適用される場合1人も従業員を雇うことができなくなることは経営悪化につながると考えます。
- ・ 知らなかった
- ・ 知らなかった、認知度が低そう

8) 国の法律（健康増進法）では、喫煙可能店への未成年者の立ち入り禁止を定めていたり、バイト募集時に喫煙ルールを明示することを求めています。これについて知っていましたか？また、どのように思いますか？

- ・ 知っている、立ち入りを禁止することはいいことだと思う。
- ・ 知っていた。私はラウンジでバイトしようとした際にこのルールがあったため働くことができなかった。家庭で家族が吸っている場合などは、未成年でも受動喫煙のリスクがあるのだから、飲食店のみに制限を設ける必要はないと思う。
- ・ 知らなかった。バイト募集時に喫煙ルールを明示することは必要だと思う。喫煙者にも有益だし、非喫煙者も事前にバイト先の喫煙状況を知ることは必要だと感じる。（昔ながらの喫茶店などの場合は店内喫煙が可能なところが多いと思うので）
- ・ 知らなかった、守られていないと思う
- ・ 知らなかった、未成年者かどうかとか絶対あまり調べられないと思った

9) バイト先が喫煙可であるため、自分もタバコを吸ってみたいと思ったことはありますか？

- ・ ない：5人

10) 9の質問で「ない」と答えた人のみ回答をお願いします。なぜ吸わないという判断に至りましたか？

- ・ 最初から吸っていたため
- ・ 化学物質過敏症であるため、そもそも吸うことができない。
- ・ 匂いがキツク受け付けられないから。体に良くないと思うから。
- ・ 体に悪いとわかっているため
- ・ 友達が吸いすぎて咳がめっちゃ出てたから、香水と匂いが混ざるのがいやだから、

#### ④ 禁煙者（1件の回答）

1) 喫煙に至った経緯について

- ・立命館大学生内の伝播
- 2) なぜ禁煙しようと思いましたか？
    - ・友人に止めるよう説得されたため
  - 3) 禁煙をするにあたり、立命館大学の保健センターを利用して禁煙支援を受けたことはありますか？
    - ・保健センターが禁煙支援活動を行なっているのを知らなかった、かつ利用したことはない
  - 4) 禁煙成功期間はどれくらいですか？
    - ・二ヶ月
  - 5) ご自身が思う禁煙成功の秘訣を教えてください。またこれから禁煙をしたいと思っている生徒はどのようなことをすればいいと思いますか？
    - ・吸いたくなるたびにガムを噛んで必死に我慢するしかない

#### <予備調査後の考察>

キャンパス内でも喫煙している学生は少なからずいるが、喫煙者の学生はセブンイレブン前の喫煙スペースを利用することが多かった。喫煙者の回答から、コンビニ前やキャンパスが全面禁煙化になっても、学生の喫煙率減少につながる可能性は低いのではないかと思った。また、バイト先が喫煙可能な学生の回答からは、「タバコを吸いたくなる意思」と「バイト先が喫煙可能であること」の直接的な関係はあまり無いと推測される。また、喫煙可能店であることの標識が入り口にあるのが4件中1件だった。確かにアミューズメントパークやアパレル店にそういった表示がされているのは見たことがないが、表示は義務付けていくべきだと思う。非喫煙者の回答から、「キャンパス全面禁煙化」についての認知度は高いが、実際にそれが達成されているかについては今後の課題であると言える。喫煙者の回答や喫煙中の学生の回答から、保健センターの禁煙支援についての認知度はそれほど高いわけではなく、これが改善されれば命館大学の「在学中に喫煙習慣をつけさせない」という目標の達成に一歩近づけるのではないかと考えた。

#### 4.2.2 予備調査の内容-その③

(文責 田伏一磨)

2023年6月22日(木)に対面によるインタビュー調査で1人の喫煙者である立命館学生に調査を行った。以下で調査の結果をまとめる。

- 1.喫煙するにいたった経緯は：「映画の喫煙シーンを見て影響された。」
- 2.普段どこでどの程度喫煙しているのか：「場所は友達と適当な喫煙所や場所、喫茶店、バイト先 1日15本程度の数を吸っている。」
- 3.大学に来た日には、大学周辺で喫煙することはあるか：「大学周辺で最近では吸っていない。」
- 4.セブンイレブン前に吸いに行くことはあるか：「最近では吸っていない。セブンイレブン前に多くの学生がいるため行きたくない。」
- 5.仮にキャンパス内に喫煙所があると、喫煙頻度も高まるか？：「喫煙所の中の人数によるかな。」
- 6.キャンパス内喫煙所設置が通行者への受動喫煙防止という点で望ましいか：「そう思う。」

7. コンビニ前やキャンパス周辺が全面禁煙となった場合、喫煙頻度は低下するか。どこかで吸うだけか。：「喫煙頻度は個人的には変わらないが、学生全体としては変わるのではないだろうか。多様性がある社会で全面禁煙がいい方向性とは思わない。」

8. アルバイトをしているのか。：「している。前・休憩・後に吸う。」

9. 立命館大が学生の未来の健康のために在学中に喫煙習慣をつけさせないという高い目標を設定されていることを知っていたか。この目標をどう思うか。：「知らなかった。本当にそのように喫煙者に寄り添ってくれるとしたら、ありがたい。」

10. 喫煙支援を保険センターが行っていることを知っていたか。どう思うか。：「知らなかった。」

#### <予備調査からの考察>

この学生のように喫煙による健康被害を気にしていない喫煙者が多数占めるのではないかと考える。そのため喫煙者に対しての健康面から喫煙をさせないようにすることは困難であると考えた。また喫煙者が大学周辺の喫煙所で喫煙していることで近隣住民に迷惑をかけていることを認識していることは意外であった。

## 5. 調査票調査の設計と方法

### 5.1 調査票調査の対象とその理由

本調査では、立命館大学政策科学部の3年生以上の全学生に対してアンケート調査を実施することにした。その積極的な理由としては、①キャンパス内禁煙への意見や行動を把握できる、②飲食店の店主への調査よりも、バイト先の飲食店の喫煙環境を尋ねる方が、現状を正確に把握できる、③学生のバイト選択時における喫煙ルールの認識も把握できる、④喫煙に至った要因がキャンパス内にあるのか外にあるのかを把握できる、の4つがある。消極的な理由としては、全学生への調査の実施は困難であるため、政策科学部生に絞ることとした。

### 5.2 探索事項と調査の仮説

先行研究の検討と予備調査を踏まえ、本調査での調査票作成に際しては、次の点を探索することを目標に設定した。

本調査における探索事項

- 1) 大学のキャンパス内全面禁煙政策の評価
  - 1-1) 全面禁煙は、非喫煙者への喫煙伝播をふせげているか？
  - 1-2) 喫煙場所を設置すると、非喫煙者への喫煙伝播が増えるか？
  - 1-3) キャンパス周辺も全面禁煙とすることへの学生の意見
- 2) 学生がバイト先で望まない受動喫煙の被害にあっていないか
  - 2-1) どの程度、喫煙可のバイト先で働いている学生がいるか？
  - 2-2) バイト選択時に喫煙ルールは意識されたか？
  - 2-3) バイト雇用の場合、全面禁煙とする大阪府条例への学生の意見
- 3) OIC キャンパスでは、吸い殻が落ちていないにもかかわらず、喫煙率が他キャンパスよりも高いのはなぜか？

上記の探索事項に関連して次の仮説を検証することも調査票設計時の目標とした。

#### 1) キャンパス内禁煙に関連する仮説

仮説1 理念・目標の理解度が態度を決定

学生の将来の健康被害を防ぐという立命館大の目標を知っている学生は、全面禁煙にも賛同する  
逆に言うと、この目標が上手く伝わってない学生は、全面禁煙に反対の傾向がある。

#### 2) 学生喫煙率に関連する仮説

仮説2 地元伝播説

OIC は自宅生率が高いので、高校までの友人と遊ぶ頻度が高く、そこから喫煙習慣が伝播する。  
ゆえに喫煙率が高い

#### 3) バイト先での禁煙ルールに関連する仮説

仮説3 タバコの不快度が態度を決定

タバコを不快に思う学生だと、条例どおり禁煙ルールを浸透させるべき、と回答する。

仮説4 性別が態度を決定

女性は、全面禁煙を求める意見が男性より強い。

## 仮説5 現実とのギャップ認識が態度も決定

飲食店でルールが実際に守られていないと認識する学生は、ルール浸透も難しいと考え、条例への賛同が低下する。

### 5.3 本調査の実施方法

本調査の実施方法を説明する。

本調査は、政策科学部の3回生以上の全学生を対象とするものなので、各ゼミの連絡網を用いて調査への協力を呼びかける形とした。

地域環境調査1, 2の担当教員が政策科学部の教授会にて調査実施への協力を依頼し、ゼミ担当の教員から各ゼミの連絡網を通じて、ゼミ生への本調査への協力の呼びかけをしてもらった。その際の依頼文書は、末尾に資料として掲載している。

回答は、SurveyMonkey というオンライン回答フォームを用いて収集し、スマホでも回答しやすいレイアウトと内容にした。

本調査の実施期間は、2023年10月10日から同月20日までとした。

### 5.4 有効回答率

有効回答率を示す。調査対象の母集団である政策科学部政策科学専攻3回生以上の学生は、808名である。そのうち、30秒以上の回答時間を費やし、全ての質問ではないが、分析に活かす質問につき回答を行った有効回答者は、185名であった（全ての質問に回答したのは、175名である）。

有効回答率は、185名/808名であるため、22.9%である。

### 5.5 回答者の基本属性

有効に回答した回答者の性別と喫煙の有無につき先に記しておく。

回答者の性別は、図5-1に示すように、男性が64%、女性が36%となり、男性が多い結果となった。

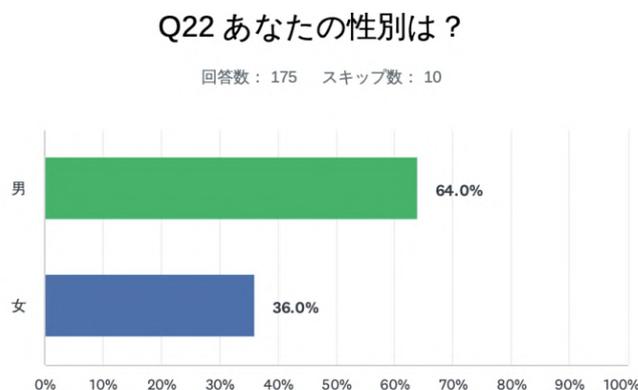


図 5-1 回答者の性別

回答者の喫煙習慣については、図5-2に示した。非喫煙者が77.7%であり、喫煙者は、時々喫煙が10.5%、毎日喫煙が11.6%となった。回答者の22.1%が喫煙者であるため、喫煙に至った経緯や喫煙者と非喫煙者の意見や行動の違いを分析するに十分な数が集まったと言える。

Q9 あなたは、喫煙しますか？（加熱式タバコも含む） \* 20歳以上の喫煙は法律で認められているので、正直に回答してください。

回答数：181 スキップ数：4

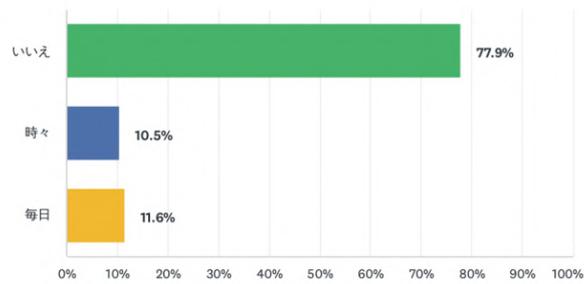


図 5-2 回答者の喫煙習慣

なお 2022 年度健康診断問診票による政策科学部生 3 回生以上の毎日喫煙率は、6.2%であり、本調査の毎日喫煙者率と比べて低い率となっている。

本調査は無記名式で行っているため、ウソを回答する理由は少ない。健康診断では、喫煙は悪いことであるというイメージが最近強まっているため、喫煙している学生が正直に回答せず、喫煙者であることを隠している可能性がある。

## 6. 探索事項に関する調査結果のハイライト

この章では、本調査における探索事項の調査結果の要点を説明していく。

### 6.1 立命館大学のキャンパス全面禁煙政策の評価

(文責 中島香菜子)

本節では、大学内のキャンパス内全面禁煙政策を調査結果に基づき評価する。1) 全面禁煙は、非喫煙者への喫煙伝播をふせげているか、2) 喫煙場所を設置すると、非喫煙者の喫煙伝播が増える可能性があるか、3) キャンパス周辺も全面禁煙とすることへの学生の意見、の3つの分野から単純集計やクロス集計を用いて説明を行っていく。

#### 6.1.1 全面禁煙は非喫煙者への喫煙伝播を防げているか

最初に、キャンパス内全面禁煙政策は、非喫煙者への喫煙伝播をふせげているか、につきアンケートの結果を見ていく。

Q12 あなたは、キャンパス周辺で喫煙する際に、喫煙しない学生にも一緒に付いてきてもらうことがありますか

回答数：40 スキップ数：145

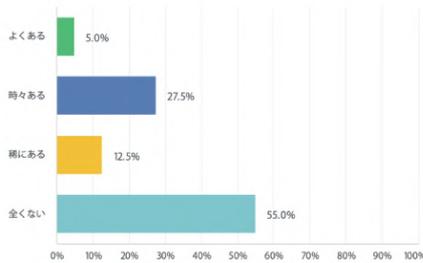


図6-1 喫煙場所に非喫煙学生についてきてもらうことはあるか (喫煙者への質問)

Q13 あなたは、大学に来た日に、喫煙する友達に付き合い、キャンパス周辺の喫煙できる場所に一緒に行くことはありますか

回答数：140 スキップ数：45

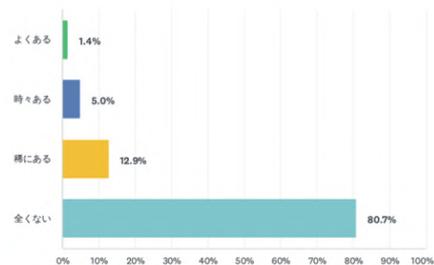


図6-2 喫煙場所についていくことはあるか (非喫煙者への質問)

Q12は、喫煙学生への質問である。「あなたは、キャンパス周辺で喫煙する際に、喫煙しない学生にも一緒についてきてもらうことがありますか」という質問に対して、「よくある」と答えた人が5.0%、「時々ある」と答えた人が27.5%、「稀にある」と答えた人が12.5%、「全くない」と答えた人が55.0%という結果であった。喫煙者であると、非喫煙者についてきてもらっていることが多々あることがわかった。

Q13は、非喫煙学生への質問である。「あなたは、大学に来た日に、喫煙する友達に付き合い、キャンパス周辺の喫煙できる場所に一緒に行くことはありますか」という質問に対して、「よくある」と答えた人が1.4%、「時々ある」と答えた人が5.0%、「稀にある」と答えた人が12.9%、「全くない」と答えた人が80.7%という結果であった。喫煙者の数が少ない中で、キャンパス周辺の喫煙所についていくことが「ある」と答えた人が約2割に上っていることは、喫煙できる場所がキャンパス外であっても、完全には喫煙の伝播を防げていないことを示す。

この結果から、現在の立命館大学のキャンパス内全面禁煙政策は、非喫煙者への喫煙伝播を防げていないと考えられる。

### 6.1.2 キャンパス内に喫煙所を再設置すると喫煙伝播が増えるか

次にキャンパス内に喫煙所を再設置した場合の喫煙伝播の可能性についてアンケートの結果を見ていく。Q14の「あなたは、仮にキャンパス内に喫煙所が設置された場合、喫煙する友達に付きそって喫煙所に行く機会が増えると思いますか?」という回答に対して、「そう思う」と答えた人が5.0%、「ややそう思う」と答えた人が20.0%、「そう思わない」と答えた人が20.0%、「全くそう思わない」と答えた人が半数を超える55.0%という結果であった。

図6-4では、この質問につき性別によるクロス集計を行った。喫煙所がキャンパス内に設置された場合、男性では3割近くが付き添う機会が増えると考えていることがわかった。

Q14 あなたは、仮にキャンパス内に喫煙所が設置された場合、喫煙する友達に付き添って喫煙所に行く機会が増えると思いますか?

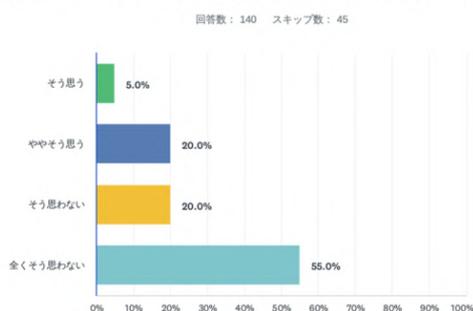
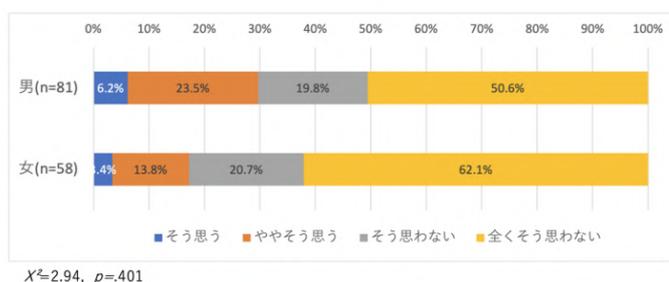


図6-3 キャンパス内に喫煙所ができると喫煙所に行く機会が増えるか (非喫煙者への質問)

左のQ14の性別クロス集計



$\chi^2=2.94, p=.401$

図6-4 キャンパス内に喫煙所ができると喫煙所に行く機会が増えるかへの回答の性別のクロス集計(非喫煙者への質問)

喫煙所がキャンパス内に設置された場合に、①付き添う機会が増えると考えている学生が2割を超えていること、②男性だと3割になること、からキャンパス内に喫煙所を設置した場合には喫煙の伝播が増える可能性があると考えられる。

### 6.1.3 キャンパス周辺も全面禁煙化することへの学生の意見

最後にキャンパス周辺も全面禁煙とすることへの学生の意見を見ていく。

Q21 次の意見にあなたは賛成ですか。「立命館大学が茨木市や周辺施設に働きかけてキャンパス周辺でも完全に禁煙してもらえば、タバコによる迷惑もなくなることができて良い」

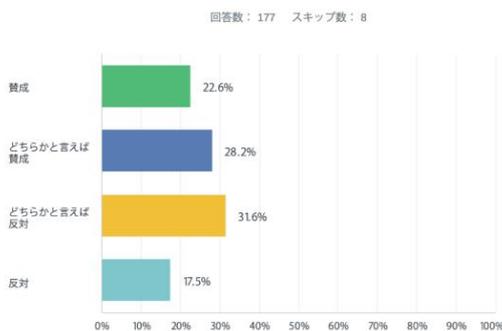
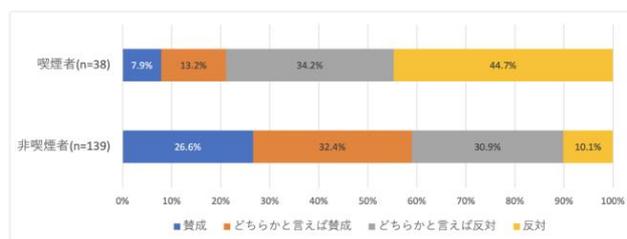


図6-5 キャンパス周辺も完全禁煙とすることへの賛否

左のQ21の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計



$\chi^2=29.1, p<.001$

図6-6 キャンパス周辺も完全禁煙とすることへの賛否の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計

Q21の「立命館大学が茨木市や周辺施設に働きかけてキャンパス周辺でも完全に禁煙して貰えば、タバコによる迷惑もなくすことができ良い」の質問に対しては、賛成と反対の意見が拮抗した。

この質問の回答とQ9のあなたは喫煙しますかの質問とを図6-6でクロス集計してみると、喫煙者の反対意見が多く、非喫煙者は反対意見が少ないことがわかった。

普段からタバコを吸わない人たちは、キャンパス周辺施設でも禁煙にすることで、茨木市全体の受動喫煙被害を減らしていけることができ良いという意見を持っているということが考えられる。しかし、キャンパス周辺施設も禁煙にしてしまうことによって、禁煙区域外を出た場所での喫煙者の増加や、禁煙場所での喫煙者が出てきてしまうなどという恐れがある。

以上のことから、非喫煙者と喫煙者の間にはキャンパス周辺施設の完全禁煙に賛成・反対には正反対の意見があるということがわかった。この結果から、キャンパス周辺施設も完全禁煙にするのが良いのかどうかは決められないが、非喫煙者の意見だけでなく、喫煙者の意見も取り入れていくことが最善な解決策を見出す手段であると考えられる。

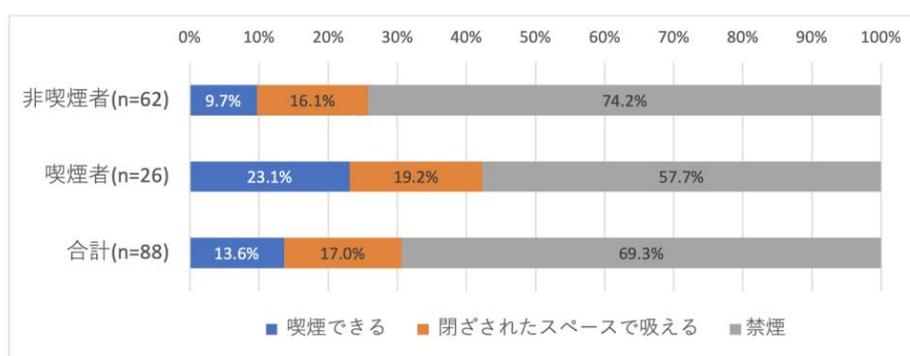
## 6.2 学生がバイト先で受動喫煙被害にあっていないか

(文責 大濱愛美)

ここでは学生がバイト先で望まない受動喫煙被害にあっていないかを明らかにする。そこで、1)どの程度の学生が喫煙可の環境で働いているか、2)バイト選択時に喫煙ルールは意識されたか、3)条例への学生の意見、の3つの観点から単純集計やクロス集計を用いて分析を行う。

### 6.2.1 どの程度の学生が喫煙可の環境で働いているか

どの程度の学生が喫煙可の環境で働いているか、を見ていこう。喫煙可能店で働く学生は13.6%で、閉ざされたスペースで喫煙が可能な飲食店で働く学生は17.0%である。禁煙になっている店で働く学生は69.3%である。約3割の学生がなんらかの形で喫煙可能なお店でバイトをしている。



$\chi^2=3.24, p=.198$

図6-7 半年以内に飲食店でバイトをした学生の当該飲食店での喫煙環境の喫煙者・非喫煙者別クロス集計

また大阪府受動喫煙防止条例により2022年4月から「従業員を雇用している飲食店は原則屋内禁煙」であるため、条例違反をしている店であることが考えられる。しかし、本調査では、アルバイト先が大阪府であるかどうか尋ねておらず、兵庫県、京都府、滋賀県等で学生がアルバイトをしている可能性が考えられる。そのため一概に条例違反しているお店で学生がアルバイトをしているとは言えない。

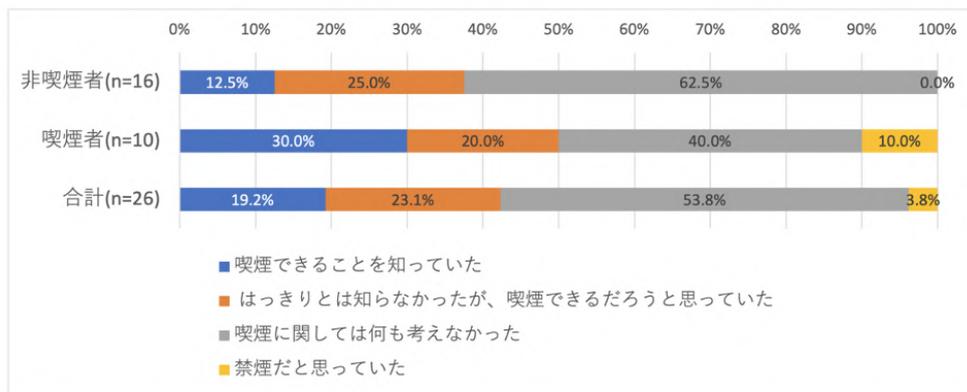
またクロス集計を用いて、でQ9「喫煙するか」で「時々」「毎日」と回答した人をまとめて喫煙者とし、「喫煙者か非喫煙者」かどうかを説明変数とする。Q3「飲食店のタバコのルール」を被説明変数として検証を行っていく。クロス集計の結果も図6-7にあわせて示した。

その結果、喫煙者の方が喫煙可店舗で働いている割合が高いが、非喫煙者でも喫煙可の店舗で働いている学生が一定数いることが分かる。つまりアルバイトで受動喫煙している学生がいることを示す。

### 6.2.2 バイト選択時に喫煙ルールは意識されたか

次にバイト選択時に喫煙ルールは意識されたか、を見ていく。バイトを選ぶ時に喫煙可能店かどうか意識したかどうかを明らかにするために、Q4「喫煙可能店で働く学生にそのバイト先を選ぶ際に喫煙であるかどうか意識したか、尋ねた。

これによると、「喫煙できると知っていた」は19.2%、「はっきりとは知らなかったが喫煙できるだろうと思っていた」は23.1%、「喫煙に関しては何も考えなかった」は53.8%、「禁煙だと思っていた」は3.8%であった。半数の学生が喫煙かどうか意識していなかったことが明らかになった。



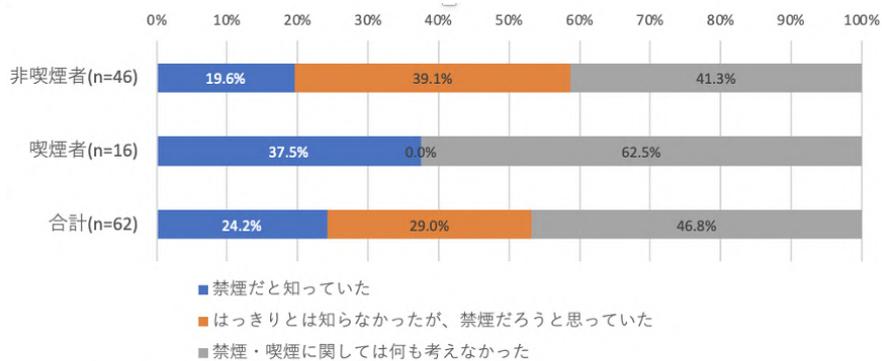
$\chi^2=3.23, p=.358$

図6-8 喫煙可能の飲食店で働く学生のバイト選択時における喫煙ルールの認識

更にこの意識について考察するためのクロス集計も同じ図6-8に示した。喫煙かどうか意識していないのは学生自身が喫煙者であると考えた。そこで「喫煙者か非喫煙者」を説明変数とし、Q4「喫煙可能店で働く学生がバイト先を選んだ際の意識」を被説明変数として検証を行った。

その結果、喫煙者と非喫煙者に統計的に有意な差異は見られなかった。カイ2乗検定でも有意確率は35.8%であり、5%未満とはならず、統計的に有意な差はないという結果になった。

なお非喫煙者のうち、バイト選択時になにも考えていなかったため、結果として受動喫煙にさらされている学生も10人いることが明らかになった。



$\chi^2=9.00, p<.05$

図6-9 禁煙の飲食店で働く学生のバイト選択時における喫煙ルールの認識

次に禁煙店で働く学生は、バイトを選ぶ時に禁煙店であることを意識したかどうかを明らかにするために、Q5禁煙店で働く学生にそのバイト先を選ぶ際に禁煙であるかどうか意識したか、尋ねた。

これによると、「禁煙だと知っていた」は24.2%、「はっきりとは知らなかったが、禁煙だろうと思っていた」は29.0%、「禁煙・喫煙に関してはなにも考えなかった」は46.8%、「喫煙可と思っていた」は0%であった。喫煙可能店で働く学生と同様に、半数の学生は禁煙・喫煙に関してなにも意識していないことが明らかになった。喫煙店、禁煙店いずれにおいてもバイト選択時に禁煙ルールを意識する学生

は少ないことが明らかになった。

喫煙者か非喫煙者か」を説明変数とし、Q5「禁煙店で働く学生がバイト先を選んだ際の意識」を被説明変数としたクロス集計も図6-9に示している。その結果、喫煙者の方が禁煙・喫煙に関してなにも考えていないことが分かった。このことから非喫煙者の方が、喫煙者よりも喫煙環境に関して考えていた学生がやや多いことが分かる。またp値も有意確率は5%未満であるため統計的に有意な差があることが分かった。

### 6.2.3 条例への学生の意見

大阪府の受動喫煙防止条例ではアルバイトを雇用する飲食店に対して店内禁煙とする努力義務を店主に課している。この条例に対して学生がどう思っているか明らかにするためにQ8-1で大阪府の条例は大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例か尋ねた。

Q8 アルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例につき、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

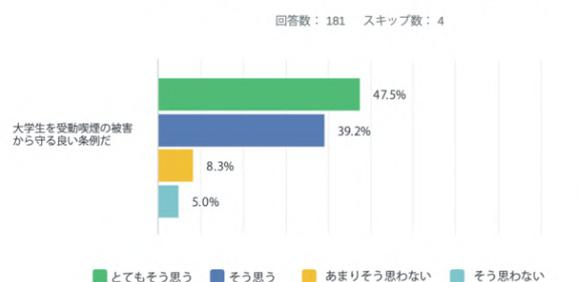


図6-10 大阪府受動喫煙防止条例への意見

左のQ8の喫煙者・非喫煙者別クロス集計

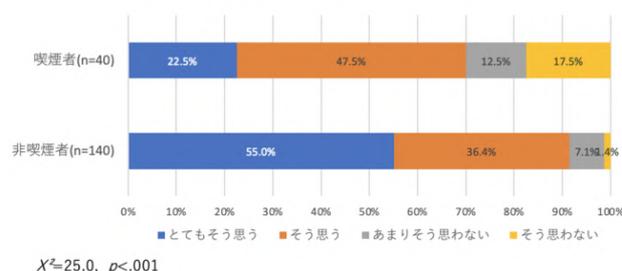


図6-11 大阪府受動喫煙防止条例への意見の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計

これによると、「とてもそう思う」が47.5%、「そう思う」が39.2%、「あまりそう思わない」が8.3%、「そう思わない」が5.0%であった。約85%の学生が条例に対して良いと思っていることが明らかになった。

次に「喫煙者か非喫煙者か」を説明変数とし、Q8-1「大阪府の条例に対する印象」を被説明変数とするクロス集計を図6-11に示した。その結果、喫煙者も非喫煙者も大阪府の条例は良い条例であると思っている人が多いことが明らかになった。またカイ2乗検定の有意確率は1%であり、5%未満であるため、統計的に有意な差があることが示された。

### 6.2.4 考察

これらを踏まえ考察を行い、本節のまとめとしたい。6.2.2では喫煙店で働く学生と禁煙店で働く学生、喫煙者と非喫煙者、どちらにおいても「なにも考えなかった」が最も多かった。また6.2.1で約7割の学生が禁煙店で働いていることが示されている。このことから、禁煙店で働く学生が多いのは、学生自身が意識したことではなく、喫煙不可であるお店が増えてきた影響であることが考えられる。

本節は、「学生がバイト先で望まない受動喫煙の被害にあっていないか」を明らかにするための分析である。そのため「喫煙店で働く学生が喫煙に対してどう感じているか」についても見る必要がある。Q6ではタバコの煙による健康被害について気になるか尋ねた。

Q6 あなたは、アルバイト先でのタバコの煙による健康被害について  
気になることはありますか。

回答数： 28 スキップ数： 157

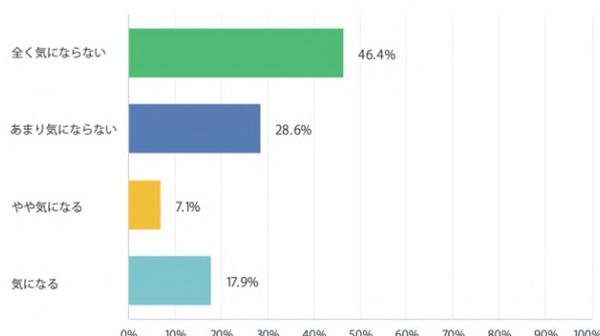


図 6-12 タバコの害は気になるか

これによると、「全く気にならない」は46.4%、「あまり気にならない」は28.6%、「やや気になる」は7.1%、「気になる」は17.9%であった。タバコの煙が気になる学生は少なく、約75%の学生は気になっていないという結果になった。

単純集計ではタバコの煙が気にならない学生の割合が多いことが明らかになった。そこで喫煙・非喫煙者とで気になるか否かに差があるのか、クロス集計を用いて分析を行う。

「喫煙者か非喫煙者か」を説明変数とし、Q6「アルバイト先での健康被害が気になるか」を被説明変数として検証を行っていく。以下がクロス集計表である。

表 6-1 喫煙・非喫煙とタバコへの不快度のクロス集計表

		Q6あなたは、アルバイト先でのタバコの煙による健康被害について気になることはありますか。				
		1 全く気にならない	2 あまり気にならない	3 やや気になる	4 気になる	合計
0 非喫煙者	度数	5	6	2	3	16
	%	31.3%	37.5%	12.5%	18.8%	100.0%
1 喫煙者	度数	8	0	0	2	10
	%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
合計	度数	13	6	2	5	26
	%	50.0%	23.1%	7.7%	19.2%	100.0%

カイ2乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	7.930 <sup>a</sup>	3	.047
尤度比	10.593	3	.014
線型と線型による連関	1.519	1	.218
有効なケースの数	26		

その結果、喫煙者の方が「気にならない」割合が多いことが示された。一方で喫煙者でもタバコの煙が気になる学生が一定数いることも分かる。有意確率は4%であり、5%未満であるため、統計的に有意な差があることが示された。

また気にならない学生が多い学生が多いのは閉ざされた空間で喫煙可能であるお店で働いているから

だと考えた。そこでQ3 飲食店のタバコのルールを説明変数とし、Q6 タバコの煙による健康被害が気になるかを被説明変数とし、クロス集計を行う。以下がクロス集計の結果となる。

表 6-2 バイト先喫煙環境とタバコへの不快度のクロス集計表

		Q6あなたは、アルバイト先でのタバコの煙による健康被害について気になることはありますか。				
		1 全く気にならない	2 あまり気にならない	3 やや気になる	4 気になる	合計
1 喫煙できる	度数	4	5	1	3	13
	%	30.8%	38.5%	7.7%	23.1%	100.0%
2 閉ざされたスペースでのみタバコや加熱式タバコを吸える	度数	9	3	1	2	15
	%	60.0%	20.0%	6.7%	13.3%	100.0%
合計	度数	13	8	2	5	28
	%	46.4%	28.6%	7.1%	17.9%	100.0%

カイ2乗検定

	値	自由度	漸近有意確率(両側)
Pearson のカイ2乗	2.493 <sup>a</sup>	3	.477
尤度比	2.537	3	.469
線型と線型による連関	1.331	1	.249
有効なケースの数	28		

その結果、「閉ざされたスペースで喫煙可能である店」で働く学生が「全く気にならない」と回答した人が多いが、「喫煙できるお店」で働く学生が「全く気にならない」「あまり気にならない」と回答した人は約7割であったため、あまり差はないことが明らかになった。有意確率47.7%で5%未満ではないため、統計的に有意な差はないことが明らかになった。

普段アルバイト先のタバコの煙を気になる人は少ないことが分かった。しかし6.2.3で大阪府の条例は良いと考える学生が多かった。これらのことから、普段タバコの煙は気にしないが、受動喫煙による健康被害についての知識はあるため、改めて「受動喫煙から守る」などと言われると意識する学生が多いのではないかと考える。そのため調査で受動喫煙による認識についても調査する必要があったのではないかと考える。また人数は少ないがタバコの煙が気になる学生はいるため、「望まない受動喫煙被害にあっている学生がいる」といえる。

## 7. 仮説の検証

本章では、5.2 で説明した各仮説につき順番に検証していく。

### 7.1 キャンパス内全面禁煙に関する仮説の検証一仮説1 理念の理解度が態度を決定

まずは、キャンパス内全面禁煙に関する仮説を検証していく。立命館大学では、学生の将来の健康被害を防ぐという理念・目標のもと、キャンパス内全面禁煙政策を実施してきた。他方でキャンパス内に喫煙所を設置して欲しいという意見も学生にはある。このレポートでは、将来の健康被害を防ぐという理念・目標が学生に上手く伝わっていないため、キャンパス内全面禁煙への反対があるのではないか、この理念・目標を知っている学生は、キャンパス内全面禁煙にも賛成の割合が高いのではないか、という仮説をたてた。

この仮説が検証されれば、喫煙禁止というルールを徹底させるだけでなく、将来の健康被害がどのようなものであるのか、禁煙政策の理念・目標の重要性を学生に上手く伝えていくことが今後、重要であることを示すことができる。本仮説の意義は、この点にある。

1) 仮説に関連する質問項目の単純集計 キャンパス全面禁煙政策の理念・目標について知っていたか否か、を尋ねたのは、Q18 である。

**Q18 立命館大学ではキャンパス内全面禁煙としていますが、その理由は、学生の未来の健康を考えて、在学中に喫煙習慣を身につけさせないためであることを知っていましたか？**

回答数：177 スキップ数：8

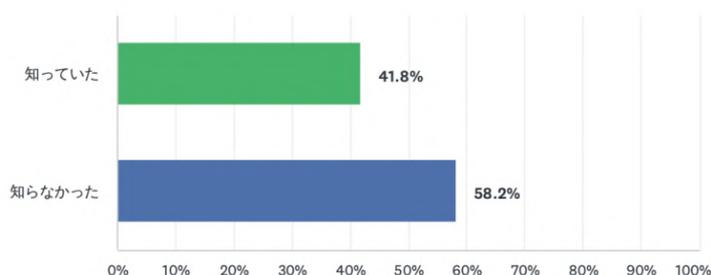


図 7-1 禁煙政策の理念・目標を知っていたか否か

これによると、知っていた学生は、41.8%、知らなかった学生は、58.2%となる。

次にキャンパス内全面禁煙に関する賛否を見ていく。これを尋ねたのは、Q19 である。

### Q19 あなたは、喫煙習慣を身につけさせないために大学がキャンパス内を全面禁煙としていることに賛成ですか

回答数：177 スキップ数：8

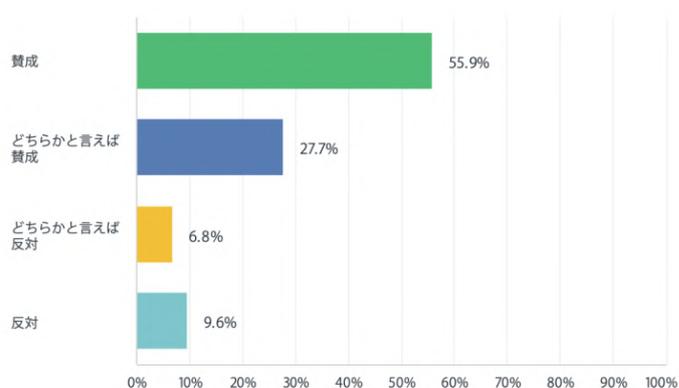


図 7-2 キャンパス内全面禁煙への賛否

これによると、賛成が 55.9%と最多数となったが、反対の意見も存在することがわかった。

2) 仮説の検証 次に仮説の検証を行っていく。検証すべき仮説は、禁煙政策の理念・目標を知っている学生は、キャンパス内全面禁煙にも賛成の割合が高いのではないか、逆に理念・目標を知らない学生は、反対に割合が高いのではないか、というものであるから、Q18 の理念・政策に関する知識の有無を説明変数とし、Q19 のキャンパス内全面禁煙への意見を被説明変数として仮説検証を行っていく。

Q18 の回答は、名義尺度であり、Q19 の回答は、順序尺度であるため、クロス集計を用いて仮説検証を行っていく。以下がクロス集計の結果となる。

表 7-1 禁煙政策の理念を知っていたか否かと同政策への賛否に関するクロス集計表

		Q19あなたは、喫煙習慣を身につけさせないために大学がキャンパス内を全面禁煙としていることに賛成ですか				
		1 賛成	2 どちらかと言えば賛成	3 どちらかと言えば反対	4 反対	合計
1 知っていた	度数	39	20	9	6	74
	%	52.7%	27.0%	12.2%	8.1%	100.0%
2 知らなかった	度数	60	29	3	11	103
	%	58.3%	28.2%	2.9%	10.7%	100.0%
合計	度数	99	49	12	17	177
	%	55.9%	27.7%	6.8%	9.6%	100.0%

#### カイ2乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ2乗	5.988 <sup>a</sup>	3	.112
尤度比	6.010	3	.111
線型と線型による連関	.433	1	.510
有効なケースの数	177		

集計結果をみると、理念・目標を知っていた学生と知らなかった学生との間に、キャンパス内全面禁煙への意見の分布にほぼ違いがない結果となった。カイ二乗検定でも有意確率は、11.2%であり、5%未

満とはならず、統計的に有意な差はないという結果になっている。

よって仮説は棄却され、禁煙政策の理念・目標の理解度と同政策への賛否に関しては、関連性がみられないという結果となった。

**3) 考察** 最後に仮説が検証されなかった要因について考察を行い、本節のまとめとしたい。

仮説が検証されなかった要因は、以下の二つがあると考えられる。

第一に、質問 Q18 では、キャンパス内全面禁煙の理念・目標を知っていたか否か、という知識の有無しか、質問しておらず、将来の健康被害を防ぐという理念・目標の賛否を尋ねたものとはなっていない。仮に理念・目標の賛否についての設問があり、これを説明変数としてクロス集計を行っていたなら、異なる結果となった可能性がある。

第二に、表 7-2 に示されるようにキャンパス内全面禁煙に関する賛否は、回答者が喫煙者か非喫煙者であるか、によって大きく異なってくる。

表 7-2 喫煙・非喫煙とキャンパス内全面禁煙への賛否のクロス集計表

		Q19あなたは、喫煙習慣を身につけさせないために大学がキャンパス内を全面禁煙としていることに賛成ですか				
		1 賛成	2 どちらかと言えば賛成	3 どちらかと言えば反対	4 反対	合計
0 非喫煙者	度数	90	41	6	2	139
	%	64.7%	29.5%	4.3%	1.4%	100.0%
1 喫煙者	度数	9	8	6	15	38
	%	23.7%	21.1%	15.8%	39.5%	100.0%
合計	度数	99	49	12	17	177
	%	55.9%	27.7%	6.8%	9.6%	100.0%

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	60.507 <sup>a</sup>	3	.000
尤度比	51.234	3	.000
線型と線型による連関	53.251	1	.000
有効なケースの数	177		

このようにキャンパス内全面禁煙に対する賛否は、学生が喫煙者か否かで大きく異なる。それゆえ、禁煙政策の理念・目標に関する知識は、その政策に対する賛否にほぼ影響を与えなかったものと考えられる。

## 7.2 学生喫煙率に関する仮説-仮説2 地元伝播説

(文責 山根拓幹)

本節では、仮説2「OICは、自宅学生率が高いので、高校時代までの友人から喫煙伝播する機会が高いため、喫煙率も高いのでは」を検証する。

### 7.2.1 仮説の意義

OICは多く府外からも多くの学生が通っており、自宅学生率も高い。自宅学生率の高いことは大阪府に位置し、阪急南茨木市駅やJR茨木市駅からアクセスしやすいことも要因の一つだ。それゆえ、OICの特徴を踏まえ、自宅学生率の高いので高校時代までの友人から喫煙伝播する機会が高く、喫煙率も高い、という仮説を立てた。

この仮説が検証されることで、喫煙学生の属性を明らかにし、具体的にどのような学生に対して禁煙アプローチをしていくか示すことができる。本仮説の意義はこの点にある。

### 7.2.2 仮説に関連する質問項目の単純集計

タバコを吸うようになったことに影響を与えた人間関係について、尋ねたのはQ10である。

**Q10 あなたがタバコを吸うようになったことに影響を与えた人間関係について、それぞれ当てはまるものを選んでください。**

回答数：40 スキップ数：145

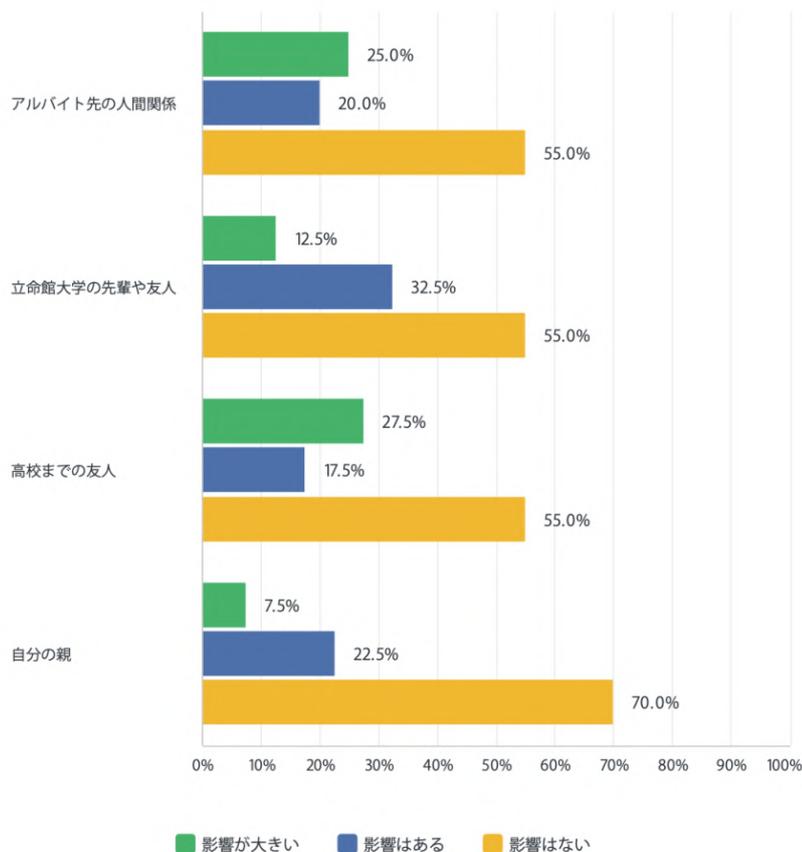


図 7-3 喫煙に影響を与えた人間関係

集計の結果から、たばこを吸うことに影響を与えた人間関係の属性は、アルバイト先の人間関係と高校までの友人、の割合が高いことが明らかになった。一方、立命館大学の先輩や友人の影響が多いという割合は、12.5%と低い数値であった。親しい人間関係として親の影響についても尋ねたが、影響が大きいという回答は7.5%と低い数値であった。喫煙にいたる因子は、大学ではなく、バイト先や高校までの友人の方が強いことは明らかになった。

次に立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いか、尋ねたのは Q24 である。

### Q24 あなたは立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いですか。

回答数： 175 スキップ数： 10

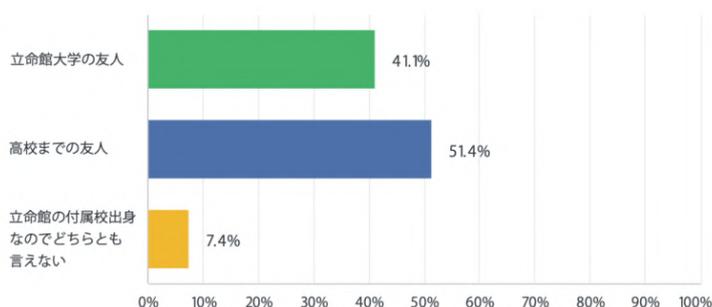


図 7-4 遊ぶことの多い人間関係

集計の結果から、回答者は立命館の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いかが明らかになった。高校までの友人と遊ぶ機会が多い回答者が 51.4%と高い結果となった。この点は、結果の中でも注目すべき点であると考えられる。コロナの影響で大学での人間関係の構築が困難であったこと、大阪府茨木市というアクセスのよいキャンパスであり、家から通う学生が多いこと、が要因なのではないかと考察する。

次に自宅生か否か、を尋ねたのは Q25 である。

### Q25 あなたは自宅生ですか、下宿生ですか。

回答数： 175 スキップ数： 10

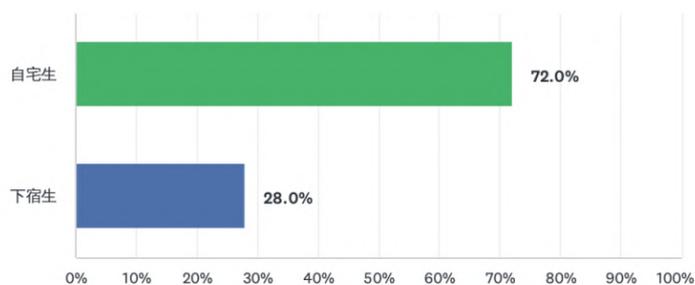


図 7-5 下宿生か自宅生か

集計の結果から、回答者が自宅生か下宿生かが明らかになった。自宅生の割合は72.0%で下宿生よりもかなり多い。前述したように、キャンパスの立地やアクセスの良さが影響していると考察する

### 7.2.3 仮説の検証

次に仮説の検証を行っていく。検証すべき仮説は2点ある。まず、自宅学生率が高いので喫煙者が多いのではないか、逆に自宅学生率が低ければ喫煙率は低下するのではないか、というものであるからQ25の自宅生か否かを説明変数とし、Q9の喫煙の有無を被説明変数として仮説検証を行った。Q25、Q9いずれも名義尺度であるため、クロス集計を用いて仮説検証を行っていく。以下がクロス集計の結果である。

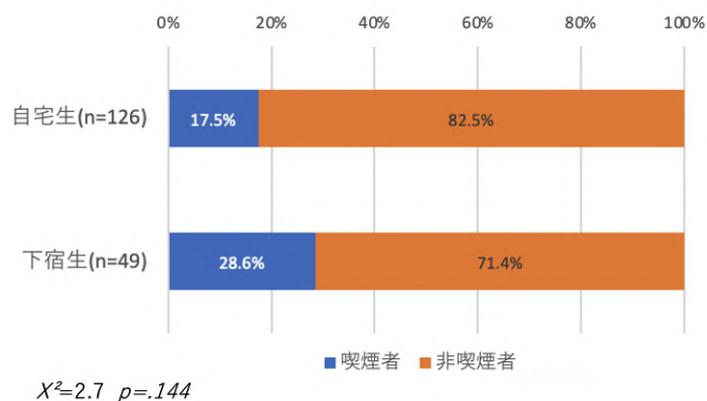


図 7-6 自宅生・下宿生と喫煙・非喫煙のクロス集計

結果を見ると、自宅生と下宿生の間喫煙率の分布の違いは多くみられなかった。カイ二乗検定でも統計的に有意な差はないという結果になっている。

次に、高校時代までの友人から喫煙伝播する機会が高いため、喫煙者が高くなるのでは、を仮説検証する。Q24の立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いかを説明変数とし、Q9喫煙の有無を被説明変数とし仮説検証を行った。Q24は順序尺度、Q9は名義尺度であるため、クロス集計を行った。以下がクロス集計の結果である。

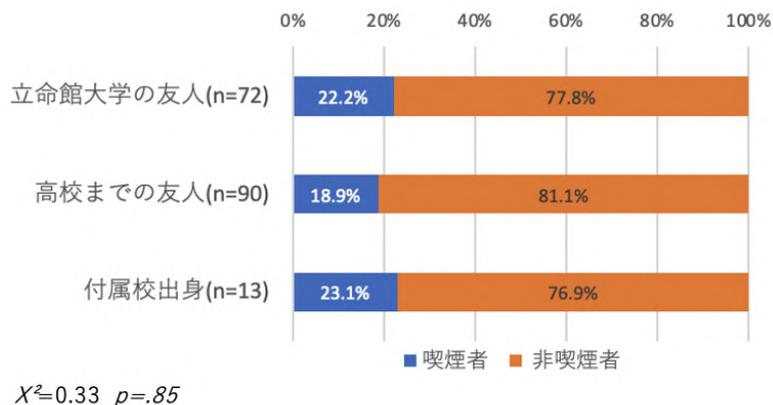


図 7-7 交友関係と喫煙に関するクロス集計

結果をみると、現在よく遊ぶ友人の属性と喫煙の有無の分布に大きな差は見られなかった。カイ二乗検定でも5%未満とはならず、統計的に有意な差はないという結果になっている。

2つの結果から仮説は棄却され、自宅学生率と喫煙の有無、現在よく遊ぶ友人の属性と喫煙の有無に関しては、関連性がみられないという結果となった。

#### 7.2.4 考察

最後に仮説が検証されなかった要因について考察を行い、まとめとする。仮説が検証されなかった要因として2つ考えられる。

第一に、自宅学生率は下宿率よりも高い状況ではあるが、自宅学生がどの地域出身であるかは分類できなかったことである。それぞれの地域に特徴があるため、自宅学生の出身地域(都道府県別/利用する交通機関)を細かく分類することで異なる結果がみられる可能性がある。そのためにはより多くの回答が必要であり、今後の課題としたい。

第二に、男性と女性の喫煙率が大きく異なる点である。女性の喫煙率は男性よりも低く、統計分析に有意な差異がみられなかった可能性がある。説明変数である「立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いか」を男女別で分析することで、異なる結果が得られる可能性がある。

#### 7.2.5 学生の交友関係の分析

今回の調査で明らかになった学生の間関係についてクロス集計を行った。

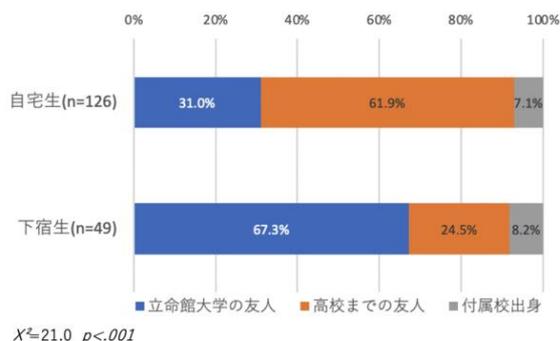


図7-8 自宅生・下宿生と遊ぶ機会の多さに関するクロス集計

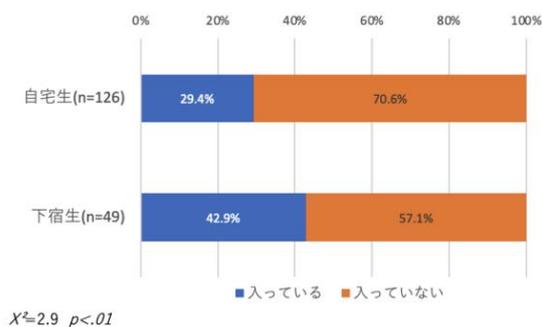


図7-9 自宅生・下宿生と大学のサークル・クラブへの加入に関するクロス集計

図7-8 から自宅生は、高校までの友人とよく遊び、下宿生は立命館大学の友人とよく遊ぶことが明らかになった。自宅生が立命館大学の友人よりも高校までの友人とよく遊ぶのは、大学で親密な人間関係を作っていく難しさが現れていると考えられる。

図7-9 から自宅生はサークルやクラブ・体育会に入っている学生が少なく、下宿生は逆の傾向が見られることがわかった。

それゆえ、地元伝播仮説の前半、すなわち自宅生だと地元中心の交友関係ということは、間違っていないことがわかった。

### 7.3 バイト先での禁煙ルールに関連する仮説の検証

本節では、バイト雇用の飲食店に対して禁煙を求める大阪府条例への態度に関する3つの仮説を検証していく。1)タバコの不快度、2)性別、3)現実とのギャップ認識が条例への態度に影響を与えているのではないかと、というのがここで検証する仮説である。

#### 7.3.1 仮説3 タバコの不快度が態度を決定 の検証

(文責 正岡奈々)

##### 1) 仮説の意義

ここでは、「普段から友人に限らず、タバコを不快に思うことがある学生だと、条例通り禁煙ルールを飲食店に浸透させるべきと回答するのではないかと」という仮説を検証していくこととする。この仮説が検証されることで、タバコに対する不快度によって、条例への態度が変わることが示される。これにより、条例を周知する方法を考える際に、各人のタバコに対する不快度を考慮することで、条例への理解を得られるような方法を考える手立てとなることが予想される。

##### 2) 仮説の検証

続いて、仮説検証を行っていくこととする。今回検証する仮説は「普段から友人に限らず、タバコを不快に思うことがある学生だと、条例通り禁煙ルールを飲食店に浸透させるべきと回答するのではないかと」というものである。このため、説明変数を Q15 の喫煙者のタバコの煙に対する不快度とした。

また、被説明変数に関しては「条例通り禁煙ルールを飲食店に浸透させるべきか否か」を直接的に問う設問を用意していなかったため、被説明変数を Q8-1 (条例への賛同度) とした場合 (3-1) と、Q8-4 (店主に条例に沿うよう働きかけられるか否か) とした場合 (3-2) の2つのパターンで分析を行うこととした。なお、変数として設定した質問の回答は全て順序尺度であるため、相関係数分析を用いて仮説を検証していく。

表 7-3 タバコへの不快度と条例への態度に関する相関係数分析

	煙への不快度	良い条例だ	店主に主張できる
タバコの煙への不快度			
大学生を受動喫煙から守る良い条例だと思う	.252**	結果1	
店主に「条例にそって禁煙にして欲しい」と言える	-0.023	結果2	.253**

\*\*  $p < .01$

以上の結果を見ると、相関係数が0.252、有意確率が1%未満であることから、Q15とQ8-1において、有意水準1%未満で有意な正の相関関係があることが明らかとなった。よって、「普段からタバコを不快に思うことある学生ほど、条例に対して肯定的である」傾向が示されたといえる。

他方で「店主に「条例にそって喫煙にして欲しい」と言えるか」との相関は、相関係数が-0.023、有意確率が74.7%となった。有意水準5%未満とはなっていないので、統計上有意な結果とはいえない。したがって、タバコに対する不快度と店主に条例に沿うよう働きかけられるか否かに関して、関連性が見られないという結果となった。

### 3) 追加検証

前述の通り喫煙者は普段タバコの煙を不快に感じないことを前提としているため、Q15は喫煙者の回答が含まれておらず、3-1や3-2での分析では非喫煙者のみが分析の対象となっている。そこで、ここでは説明変数をQ9（喫煙者であるか否か）とした分析を行うことで、喫煙者の回答も分析に取り入れたい。

被説明変数は3-1と3-2同様、Q8-1（条例への賛同度）とした場合と、Q8-4（店主に条例に沿うよう働きかけられるか否か）とした場合の2パターンとする。なお、説明変数が名義尺度、被説明変数が順序尺度であるから、クロス集計を用いた仮説検証を行っている。

まず、Q9とQ8-1のクロス集計の結果が以下の通りである。

表 7-4 喫煙者か否かと条例への意見のクロス集計表

		Q8-1大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ				
		1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない	合計
0 非喫煙者	度数	77	51	10	2	140
	%	55.0%	36.4%	7.1%	1.4%	100.0%
1 喫煙者	度数	9	19	5	7	40
	%	22.5%	47.5%	12.5%	17.5%	100.0%
合計	度数	86	70	15	9	180
	%	47.8%	38.9%	8.3%	5.0%	100.0%

#### カイ2乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ2乗	25.001 <sup>a</sup>	3	.000
尤度比	22.558	3	.000
線型と線型による連関	22.478	1	.000
有効なケースの数	180		

有意確率が1%未満であったため、喫煙者と非喫煙者の回答に統計的な有意差が見られた。このことから、非喫煙者は大阪府の条例に対して肯定的であるのに対し、喫煙者は否定的な傾向があることがわかる。但し、クロス集計表を確認すると、喫煙者の過半数が条例に肯定的な考えを持っていることが読み取れた。

そして、次のようにQ9とQ8-4のクロス集計も行った。ここでは、有意確率は5%未満とはならず、統計的に有意な差はないといえる。喫煙者と非喫煙者とで、店主へ条例に沿うよう働きかけられるか否かの違いはないことが明らかとなった。

表 7-5 喫煙者か否かと店主への働きかけ自信のクロス集計表

		Q8-4自分が働く飲食店が喫煙可だった場合、店主に「条例のルールにそって禁煙にしてほしい」と言える				
		1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない	合計
0 非喫煙者	度数	17	21	46	56	140
	%	12.1%	15.0%	32.9%	40.0%	100.0%
1 喫煙者	度数	3	4	11	22	40
	%	7.5%	10.0%	27.5%	55.0%	100.0%
合計	度数	20	25	57	78	180
	%	11.1%	13.9%	31.7%	43.3%	100.0%

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	3.061 <sup>a</sup>	3	.382
尤度比	3.082	3	.379
線型と線型による連関	2.623	1	.105
有効なケースの数	180		

4) 考察

最後に、表 7-3 での相関係数分析の結果についての考察を行う。良い条例だと思うかについては、仮説が支持される結果が出たものの、店主に禁煙にして欲しいと言えるか、については仮説検証がされなかった。その理由について、次のように考えた。

まず、普段から喫煙者のタバコの煙を不快に感じる学生は、大阪府の受動喫煙防止条例が自らの受動喫煙被害を防止しうるものである、というように条例を肯定的に捉えたために、条例に賛同する学生が多くなったのだと考えられる。そして、条例どおり禁煙ルールを飲食店に浸透させることに対して、良いと考えたということが予想されるだろう。

一方で、店主への要請においては仮説が検証されなかった。その要因は何かを考察するために、追加的にクロス集計を行った。その結果は以下の通りである。

表 7-6 タバコへの不快度と店主への権利主張とのクロス集計表

		Q8-4自分が働く飲食店が喫煙可だった場合、店主に「条例のルールにそって禁煙にしてほしい」と言える					
		1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない	合計	
Q15あなたは、普段、友人に限らず、喫煙者のタバコの煙を不快に感じることはありますか。	1 よくある	度数	7	9	16	25	57
		%	12.3%	15.8%	28.1%	43.9%	100.0%
	2 時々ある	度数	7	3	14	13	37
		%	18.9%	8.1%	37.8%	35.1%	100.0%
	3 稀にある	度数	2	4	9	10	25
		%	8.0%	16.0%	36.0%	40.0%	100.0%
	4 全くない	度数	1	5	7	7	20
		%	5.0%	25.0%	35.0%	35.0%	100.0%
合計	度数	17	21	46	55	139	
	%	12.2%	15.1%	33.1%	39.6%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	6.428 <sup>a</sup>	9	.696
尤度比	6.575	9	.681
線型と線型による連関	.000	1	1.000
有効なケースの数	139		

クロス集計表からも読み取れるように、普段タバコの煙を不快に思う人も（そうでない人も）、店主に条例を守ってほしいとは言えない人が多い。タバコを不快に思うからといって、店主へ条例に従うよう働きかけられるわけではないのが現状となっている。店主への働きかけはアルバイトである学生にとってハードルの高いものであるため、タバコへの不快感というよりも、その人の積極性等の性格的な側面が強く影響するのではないかと考察した。これにより分析結果に違いが見られたのではないかと考えられる。

また、追加検証として行った3)では、非喫煙者の方が大阪府の条例に対して肯定的な意見を持っているものの、普段タバコの煙を不快に感じない喫煙者の中でも過半数は条例に賛同していることが読み取れた。このことから、非喫煙者等の受動喫煙を防止したいと考える喫煙者も多いのではないかと考えられる。自分自身がタバコの煙に対して不快に思わないからといって、他者も同じようにそう思っているとは限らない。こうした他者への配慮が条例の賛同率向上につながっていると考察する。

加えて、前述の通り今回の調査における設問について、「条例通り禁煙ルールを飲食店に浸透させるべきか否か」を直接的に問うことはなかったため、これを被説明変数として相関係数分析を行った場合には、異なる結果が見られた可能性がある。このため、今回の仮説検証は被説明変数として Q8-1 及び Q8-4 を設定したが、その他に適切な変数がないかどうかを検討するのも、仮説検証のために有効であると考ええる。

### 7.3.2 仮説 4 性別が態度を決定の検証

(文責 中野陽奈)

#### 1) 仮説の意義

ここでは、「女性は、バイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が男性よりも強いのではないか」という仮説を検証していくこととする。改正健康増進法により飲食店は原則屋内禁煙となったが、特定の条件や場所においては喫煙が可能である。女性と男性では喫煙率が異なり、一般的に女性より男性の喫煙者が多いイメージである。そして、非喫煙者はバイト先を全面禁煙にしてほしいという意見が多くなるのではないかと考える。このレポートでは、女性は男性よりもバイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が強いのではないか、男性は、女性よりもバイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が少ないのではないかという仮説を立てた。

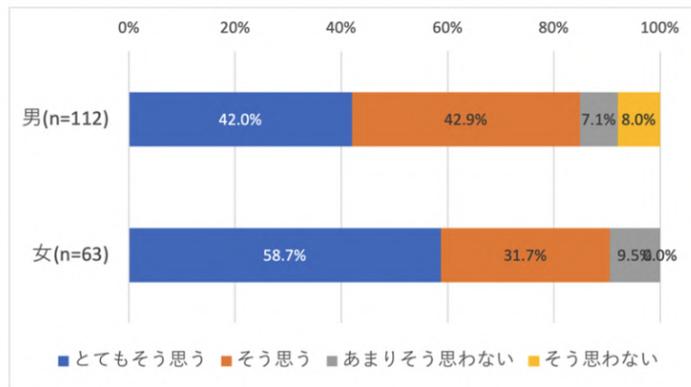
この仮説が検証できれば、女性が働くバイト先でも全面禁煙にしていくことが今後、重要であることを示すことができる。本仮説の意義は、この点にある。

#### 2) 仮説の検証

次に仮説の検証を行っていく。検証すべき仮説は、女性は、バイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が男性よりも強いのではないか、逆に男性は、反対に意見が少ないのではないか、というものであるから、Q22 の性別を説明変数とし、Q8-1 のアルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例について、大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例かどうかの考えを被説明変数として仮説検証を行っていく。

Q22 の回答は、名義尺度であり、Q8-1 の回答は、順序尺度であるため、クロス集計を用いて仮説検証を行っていく。

以下がクロス集計の結果となる。



$\chi^2=9.0, p<.05$

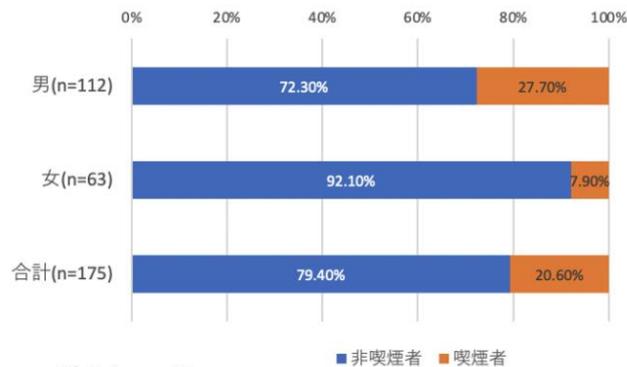
図 7-10 性別と大阪府受動喫煙防止条例を良いと思うかについてのクロス集計

集計結果を見ると、男性と女性との間に、アルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例について、大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例かどうかの考えに違いがあるという結果となった。カイ二乗検定でも有意確率は、2.9%であり、5%未満となり、統計的に差があるという結果になっている。よって、仮説は支持され、女性は、バイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が男性よりも強いということに関して、関連性がみられるという結果となった。

### 3) 考察

最後に仮説が検証された要因について考察を行い、まとめをしたい。

以下のクロス集計に示されるように、性別によって喫煙者かどうかは大きく異なってくる。



$\chi^2=9.6, p<.01$

図 7-11 性別と喫煙・非喫煙のクロス集計

男性と女性との間に、アルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例について、大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例かどうかの考えに違いがあるという結果にもなり、これらのことから、女性の方が非喫煙者は多く、女性は、バイト先も全面禁煙にしてほしいという意見が男性よりも強いものとなったのである。

### 7.3.3 仮説5 現実とのギャップ認識が態度を決定の検証

(文責 KIM MINUK)

#### 1) 相関係数分析とクロス集計

仮説5「現実とのギャップ認識が態度も決定」の内容を検証するに当たり、用いられるのはQ8-1とQ8-2になる。順序尺度のものになるため、最初は両者の相関関係の分析を行うことにする。

表 7-7 大阪府受動喫煙防止条例に対する意見・態度の質問 8-1～8-4 の相関係数分析表

			Q8-1大学生 を受動喫煙 の被害から 守る良い条 例だ	Q8-2実際 にはルールを 守っていない 飲食店が多 い	Q8-3ルール を徹底させ ると飲食店 の経営が成 り立たなく なる	Q8-4自分が 働く飲食店 が喫煙可 だった場 合、店主に 「条例の ルールに そって禁煙 にしてほし い」と言え る
Kendallのタウb	Q8-1大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ	相関係数	1.000	.057	-.372**	.253**
		有意確率(両側)	.	.390	.000	.000
		度数	181	181	181	181
	Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	相関係数	.057	1.000	.290**	.071
		有意確率(両側)	.390	.	.000	.276
		度数	181	181	181	181
	Q8-3ルールを徹底させると飲食店の経営が成り立たなくなる	相関係数	-.372**	.290**	1.000	-.098
		有意確率(両側)	.000	.000	.	.129
		度数	181	181	181	181
	Q8-4自分が働く飲食店が喫煙可だった場合、店主に「条例のルールにそって禁煙にしてほしい」と言える	相関係数	.253**	.071	-.098	1.000
		有意確率(両側)	.000	.276	.129	.
		度数	181	181	181	181

\*\*、相関係数は 1% 水準で有意(両側)です。

上記の通りだと、両者間の相関係数は低く、有意確率からも有意性が認められないものになる。すなわち、この仮説は有意性を持たず、かつその相関関係もかなり弱いものと見られ、最終的には却下と見なして良いだろう。

ただ、この相関関係の分析を行うだけだとさらに進んだ分析が極めて難しい。そのため、ここではクロス集計を用いて、まず回答者の分布状況を把握したい。

表 7-8 ギャップ認識と条例を良いと思うかのクロス集計表

		Q8-1大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ				合計	
		1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない		
Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	1 とてもそう思う	度数	12	6	2	2	22
		%	54.5%	27.3%	9.1%	9.1%	100.0%
	2 そう思う	度数	39	33	5	3	80
		%	48.8%	41.3%	6.3%	3.8%	100.0%
	3 あまりそう思わない	度数	28	29	7	1	65
		%	43.1%	44.6%	10.8%	1.5%	100.0%
	4 そう思わない	度数	7	3	1	3	14
		%	50.0%	21.4%	7.1%	21.4%	100.0%
合計	度数	86	71	15	9	181	
	%	47.5%	39.2%	8.3%	5.0%	100.0%	

カイ 2 乗検定

	値	自由度	漸近有意確率 (両側)
Pearson のカイ 2 乗	14.119 <sup>a</sup>	9	.118
尤度比	11.395	9	.250
線型と線型による連関	.781	1	.377
有効なケースの数	181		

この表より読み取れるものとして把握できるものは次のようなものである。

- ① 店の条例遵守状態に対する印象の良し悪しに関係なく良い条例だと考えている人数が半分以上になっている
- ② 「とてもそう思う」「そう思わない」が割合上の類似性が見られた

## 2) 性別を加えた三重クロス集計

また、今回のアンケートでは女性より男性の方で喫煙者が多かった点から、性別を加えた仮説 5 に対する 3 重クロス集計分析を行った。それが次の表 7-9 に当たる

表 7-9 性別別のギャップ認識と条例を良いと思うかの 3 重クロス集計表

Q22あなたの性別は？			Q8-1大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ				合計
			1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない	
1 男	Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	1 とてもそう思う	度数 8	4	0	2	14
			% 57.1%	28.6%	0.0%	14.3%	100.0%
		2 そう思う	度数 15	23	2	3	43
			% 34.9%	53.5%	4.7%	7.0%	100.0%
		3 あまりそう思わない	度数 19	18	5	1	43
	% 44.2%	41.9%	11.6%	2.3%	100.0%		
	4 そう思わない	度数 5	3	1	3	12	
	% 41.7%	25.0%	8.3%	25.0%	100.0%		
合計			度数 47	48	8	9	112
			% 42.0%	42.9%	7.1%	8.0%	100.0%
2 女	Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	1 とてもそう思う	度数 3	2	2		7
			% 42.9%	28.6%	28.6%		100.0%
		2 そう思う	度数 23	8	2		33
			% 69.7%	24.2%	6.1%		100.0%
		3 あまりそう思わない	度数 9	10	2		21
	% 42.9%	47.6%	9.5%		100.0%		
	4 そう思わない	度数 2	0	0		2	
	% 100.0%	0.0%	0.0%		100.0%		
合計			度数 37	20	6		63
			% 58.7%	31.7%	9.5%		100.0%
合計	Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	1 とてもそう思う	度数 11	6	2	2	21
			% 52.4%	28.6%	9.5%	9.5%	100.0%
		2 そう思う	度数 38	31	4	3	76
			% 50.0%	40.8%	5.3%	3.9%	100.0%
		3 あまりそう思わない	度数 28	28	7	1	64
	% 43.8%	43.8%	10.9%	1.6%	100.0%		
	4 そう思わない	度数 7	3	1	3	14	
	% 50.0%	21.4%	7.1%	21.4%	100.0%		
合計			度数 84	68	14	9	175
			% 48.0%	38.9%	8.0%	5.1%	100.0%

### カイ 2 乗検定

Q22あなたの性別は？		値	自由度	漸近有意確率 (両側)
1 男	Pearson のカイ 2 乗	13.428 <sup>b</sup>	9	.144
	尤度比	13.402	9	.145
	線型と線型による連関	.562	1	.453
	有効なケースの数	112		
2 女	Pearson のカイ 2 乗	8.639 <sup>c</sup>	6	.195
	尤度比	8.402	6	.210
	線型と線型による連関	.095	1	.758
	有効なケースの数	63		
合計	Pearson のカイ 2 乗	13.819 <sup>a</sup>	9	.129
	尤度比	11.351	9	.252
	線型と線型による連関	.659	1	.417
	有効なケースの数	175		

ここから、少なくともこのアンケート内では女性の方が男性より条例の必要性に共感しているというのが読み取れる。また、これは現在店の条例遵守に対する印象の良し悪しとは関係なく成立するものであると見受けられ、性別間の喫煙者の割合上の差がこのような結果に一部影響したのではないかと考えられた。

### 3) 権利主張困難さの背後にあるもの

条例遵守を求める主張の困難さと条例への印象との関係についての考察を通じ、どのような背景、または要因が作用し、条例遵守の必要性に賛同する学生たちが条例を順守していない店の側に自分の主張を言い出すことに影響しているのか、その関係を少しでも明らかにすべく分析を行うこととする。

さらに、可能であれば、どのような措置があればより条例を順守するよう声を出せるようになるのかについての意見も述べていきたい。

用いる質問は8-1から8-4までのものとする。該当の問いの文章は以下の通りである。

- ① (8-1) 大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ
- ② (8-2) 実際にはルールを守っていない飲食店が多い
- ③ (8-3) ルールを徹底させると飲食店の経営が成り立たなくなる
- ④ (8-4) 自分が働く飲食店が喫煙可だった場合、店主に「条例のルールにそって禁煙にしてほしいと言える

上記の質問のうち、権利主張の困難さに影響する要因についての把握のために必要な分析の対象は以下のように絞られる。

- ⑤ (8-1) と (8-4)  
→仮説：条例に対して良い印象を抱いている人ほど権利主張が出来る
- ⑥ (8-2) と (8-4)  
→仮説：条例の順守実態へ対する認識が悪いほど、権利主張の必要性を感じない
- ⑦ (8-3) と (8-4)  
→仮説：条例による経営に対する影響を重く受け入れる人ほど権利主張がしづらい

すでに示した表7-7の結果に基づき、各仮説への検証を行う。

- ⑤の仮説：有意性が十分あると考えられ、この仮説は認められる
- ⑥の仮説：有意性がないと考えられ、この仮説は認められない
- ⑦の仮説：⑥よりは有意性がある方ではあるものの、認められない

これをもとにすると、権利主張と一番緊密に関係していると考えられるのは条例そのものに対する印象のことである。それを考慮すると良い印象を持つ回答者が多かったのにも関わらず、何故権利主張は難しいと感じられるのか。それについて以下の考察をまじえて述べていきたい。

また、表7-7によると、『(8-2) と (8-3)』・『(8-1) と (8-3)』の方も有意性が認められ、相関

関係が成立しているといえる。ここでは、この二つのケースにより立てられる仮説についての考察を行い、背景についての考察を深めていくとする。

前者の場合、条例がもつ店の経営に対する影響が十分知らされていないのではないかという説が立てられる。後者の場合は、前者のように十分説明されていないということが条例自体についての印象にまで影響を及ぼしている可能性を示しているのではないかと考えられる。

これをもとにすると、両者ともに説明の不足、周知が十分されていない可能性を示しているということが理解できる。即ち、『条例に対する良い印象』と『権利主張の困難さ』が共存しているという結果の背景には行政側による条例関連の説明・周知がまだ不十分であるということの意味しているといえ、この問題を改善させるにはより条例について詳しく知ってもらうための策を講ずる必要があるだろうと考えられた。

#### 4) 考察

仮説5に纏わる最初の分析と二つ目の分析について述べていくとする。

最初の仮説に対する分析では、条例の内容の合理性や妥当性についての検討をしつつ、現在条例の順守に対する点検などが上手く行われているのかについてなるべく把握していこうとする姿勢が必要になるだろうと結論付けられる。

二つ目の仮説に対する分析では条例の順守を求める声を上げることに対する困難さと条例自体に対する印象、この二つの関係の分析を行い、相関関係が認められるもの同士についての考察をも加えることにより、『権利主張の困難さ』の背景にある原因についての分析を試みた。ここでは、二つの考察を行ったことにより『条例自体に関する説明・周知の不十分さ』がその原因になっているのではないかと考えられた。

また、春日商店街というところなどでは路上にたばこの自動販売機が設けられてあったということが近隣住民などに対する条例の影響や印象を薄めてしまうといったことに繋がっているのではないかと考えられた。

条例の説明・周知の状況をより改善させるためにはさらに積極的な対応が必要と思われる。条例の順守の必要性を色んな店側の人々に伝えるのも重要ではあるが、そのような店を訪れ、時にはアルバイトをすることになる学生たちにも条例について知ってもらう必要がある。

対策として、現在コロナの影響によりオンデマンドの授業が一定割合行われているということを踏まえ、対面の時は討論などの多くの意見が出られる方法を取り、オンデマンド配信の時には簡単な課題を出すといった授業を行うことが挙げられる。対面の時は無論だが、オンデマンドの時にも課題の出来次第で、大まかに学生の条例に対する理解度の測定が可能ではないかと考えられる。ただ、討論などを負担に感じる学生もある可能性はいなめないなので、適切な方法を選択するのが望ましい。

これをもって仮説5の検証を終えるとする。

## 8. まとめ

ここでは、8.1 キャンパス内全面禁煙政策を取っている立命館大学と、8.2 受動喫煙防止条例を実施している大阪府に関わるものをわけながら、調査からの知見と提言をまとめる。

### 8.1 大学に関わる知見と提言

#### 1) 調査からの知見

大学に関わる調査からの知見は、以下の3つにまとめることができる。

第一に、学生喫煙率の低下は、喫煙を隠さねばならない社会になってきたからかもしれないということである。これは、2.3 で見たように各キャンパスで発見される吸い殻本数と健康診断で把握されるキャンパス別喫煙率にズレが大きかったこと、また健康診断での喫煙率と本アンケート調査での喫煙率にもズレが大きかったこと(5.5)から導いた。すなわち、学生の喫煙率はさほど低下しておらず、喫煙を隠す必要があると感じるため、健康診断で把握される喫煙率が低下したのである。

第二に、キャンパス全面禁煙だけでなくキャンパス外の環境要因へ注目する必要がある。7.2.2.で示したように、喫煙に至る因子はキャンパス外の影響が大きい。

第三に、OIC 学生の交友関係の特徴と喫煙との関係である。自宅生は地元中心の交友関係であったが、喫煙率と交友関係、喫煙率と自宅・下宿との間には有意な関連はなかった(7.2)。

#### 2) 大学への提言

以上を踏まえ、二つの提言を大学に行う。

第一は、喫煙率をさらに減らすには、キャンパス内全面禁煙だけでなく、キャンパス外へのアプローチも必要ということである。具体例としては、アルバイト雇用時における喫煙ルールの明確化や法律・条例遵守につき大学として大阪府や飲食店組合に働きかけをすることがありうる。

これが求められるのは、キャンパスやその周辺よりもバイト先の方が受動喫煙の時間が長く、大額以内よりもバイト先にて学生が喫煙者となるからである。

第二は、キャンパス別の学生喫煙率の違いの要因、喫煙に至ったキャンパス外の環境要因も総合的に分析できる全学生調査の実施である。

### 8.2 受動喫煙防止条例を実施する大阪府に関わる知見と提言

#### 1) 調査からの知見

条例実施者としての大阪府に関わる調査の知見は、以下の3つにまとめることができる。

第一に、条例の努力義務が遵守されず、バイト先で受動喫煙被害にあう学生も一定存在するという点である(6.2.2)。第二に、バイト雇用の店舗での全面禁煙は喫煙学生も支持している点である(6.2.3)。第三に、他方で喫煙を不快に思う学生も条例の内容を支持しても(7.3.1)、条例遵守を自ら店主に主張できない現状があるという点である(7.3.2)。

#### 2) 大阪府への提言

以上を踏まえ、三つの提言を大阪府に行う。

第一に、飲食店への条例浸透は、お客の公衆衛生だけでなく、従業員・バイト学生の労働安全という位置づけから対策強化をすべきである。なぜなら学生の受動喫煙被害を防げていないからである。

第二に、求人票での喫煙ルールの明示や法律・条例遵守の働きかけを行うべきである。そのことで

勤務先選択時に喫煙ルールが意識されるようにすべきである。

第三に、店主へのアンケートだけでなく、求人票データを用いた条例浸透度の調査を行うべきである。なぜなら条例違反者はアンケートに正直答えないからである。求人票をマイクロデータと用い、経年変化や傾向を分析することこそが実態把握には有益であろう。

### 8.3 本調査の限界と今後の課題

本調査の限界としては、政策科学部生だけの調査となったこと、飲食店に調査できなかったことがある。とりわけ、なぜ店主は喫煙ルールを明示せず曖昧にするのかは、今後、解明されるべき重要な点である。次年度の調査実習の課題としていきたい。

## 謝辞

本調査は、ゲスト講演に来ていただいた大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課の職員様、立命館大学 OIC キャンパス学生オフィスの職員様からのインプットがあったからこそ進めることができました。ゲスト講演のみならず、授業の最終回での成果報告会にもお越しいただき、貴重なご講評も賜ることができました。我々の調査実習へのご支援・ご教示どうもありがとうございました。

2023 年度 立命館大学政策科学部 地域環境調査 I,II 受講生一同より



2024 年 1 月 16 日 成果報告会での写真

付属資料 1 調査の依頼文



マナーからルールへ  
喫煙ルールに関する大学生の意識と行動に関する  
アンケート調査への参加協力をお願い

社会調査実習科目・地域環境調査Ⅰ・Ⅱ  
科目担当者・政策科学部教授 高村学人  
受講生一同

今年度の政策科学部の授業「地域環境調査Ⅰ・Ⅱ」では、喫煙ルールに関する大学生の意識と行動に関するアンケート調査を実施することになりました。

2018年に健康増進法が改正され、非プライベート空間での禁煙がマナーからルールに変わりました。立命館大学でも法改正に伴い、キャンパス全面禁煙の取組を強化・推進してきました。

本アンケートは、政策科学部の3回生以上の全学生を対象に、タバコに関するルールの変化がどのように意識され、行動に影響を与えているか、を探ることを目的にしています。

アンケートの内容は、①アルバイトの場での喫煙ルールの実態、②キャンパス全面禁煙に関する意見、③タバコに関する意識や行動、④健康増進法や関連条例に対する意見、⑤サークル加入等の普段の交友関係、に関するものになっています。質問の数は、15問程度であり、5分以内で回答できます。以下のurlかQRコードからご回答ください。スマホからでも回答しやすいフォームにしています。

**調査実施期間** 2023年10月10日(火)～同年10月20日(金)まで

アンケートフォーム <https://jp.surveymonkey.com/r/tabac23>



QRコード

オンラインでの回答になりますが、無記名であり、回答者が特定されることはありません。もちろん調査協力への参加は、任意です。調査に参加しないことで不利になることはありません。

20歳以上の喫煙は、法律により認められています。喫煙者である学生も躊躇ったり、隠したりすることなく、あなたの考えや普段の行動につき率直に回答してください。調査の目的を達成するためには、喫煙する学生からの回答が不可欠です。

調査の結果は、立命館大学でキャンパス禁煙の取組を担当している部署に提出したり、大阪府で受動喫煙防止対策に取り組む健康づくり推進課に提出したりすることを予定しています。

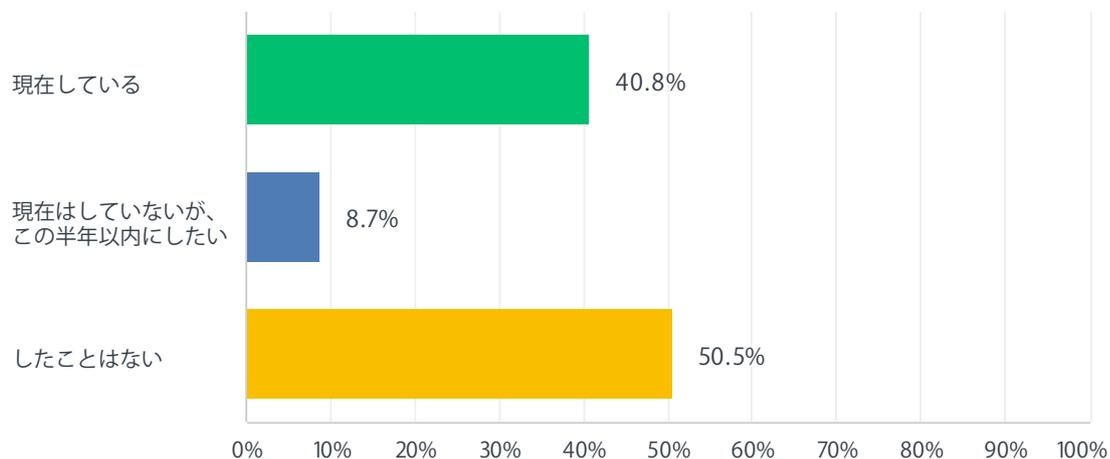
調査結果が意義あるものとして活用されるには、高い回答率が不可欠になります。ぜひご協力ください。なお調査への回答は、授業中には行わず、必ず授業時間外に回答してください。

それでは、調査へのご協力よろしくお願いします。

付属資料 2 全質問の単純集計

Q1 あなたは、飲食店でのアルバイトをしていますか。現在していなくても、この半年以内にしたことがある場合は、その選択肢を選んでください。

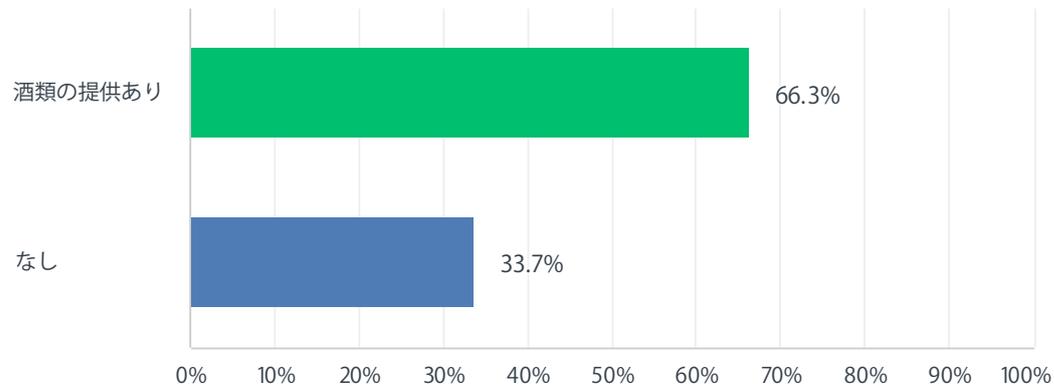
回答数： 184 スキップ数： 1



回答の選択肢	割合	回答数
現在している	40.8%	75
現在はしていないが、この半年以内にした	8.7%	16
したことはない	50.5%	93
合計		184

## Q2 その飲食店は、酒類の提供があるお店（居酒屋やバー等）ですか。

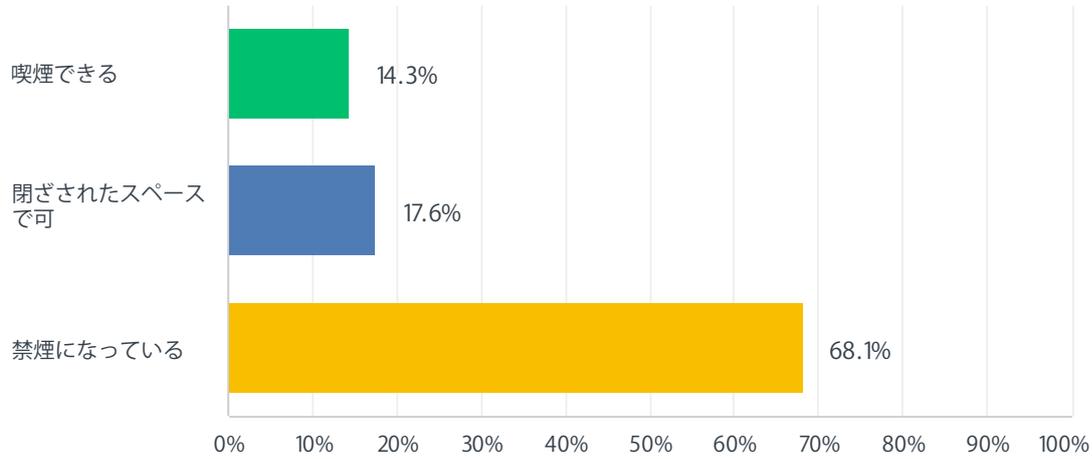
回答数： 92 スキップ数： 93



回答の選択肢	回答数	割合
酒類の提供あり	61	66.3%
なし	31	33.7%
合計	92	

Q3 その飲食店でのお客のタバコに関するルールについては、どうなっていますか。以下の選択肢の中で最も近いものを選んでください。

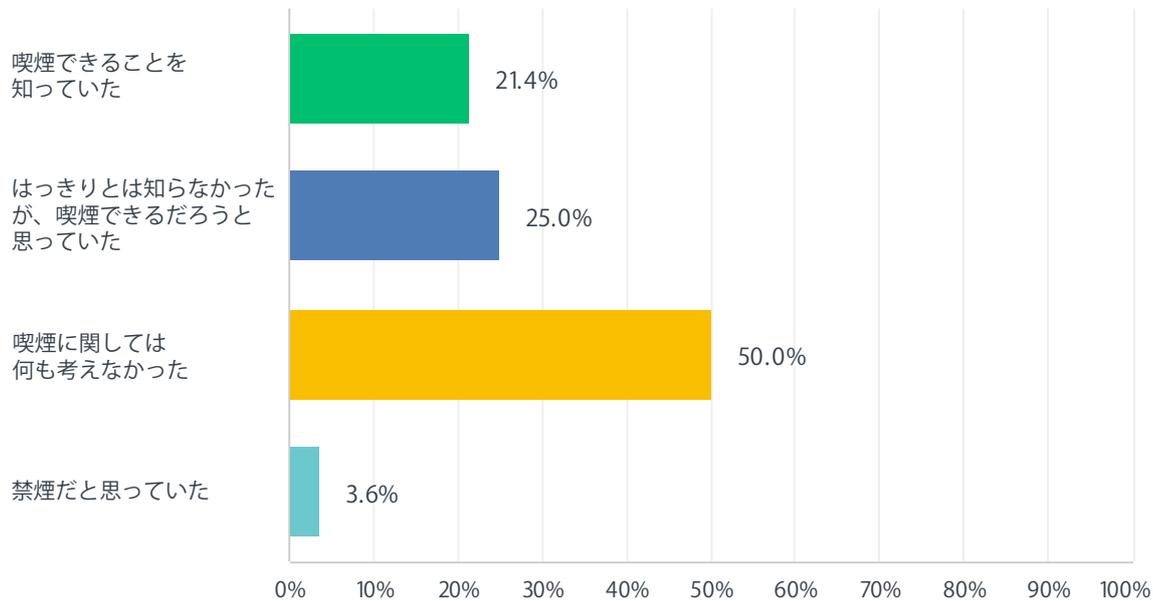
回答数： 91 スキップ数： 94



回答の選択肢	回答数
喫煙できる	13
閉ざされたスペースで可	16
禁煙になっている	62
合計	91

## Q4 あなたは、その飲食店をアルバイト先として選んだ際に、そのお店で喫煙できることを知りながら、そのお店を選びましたか。

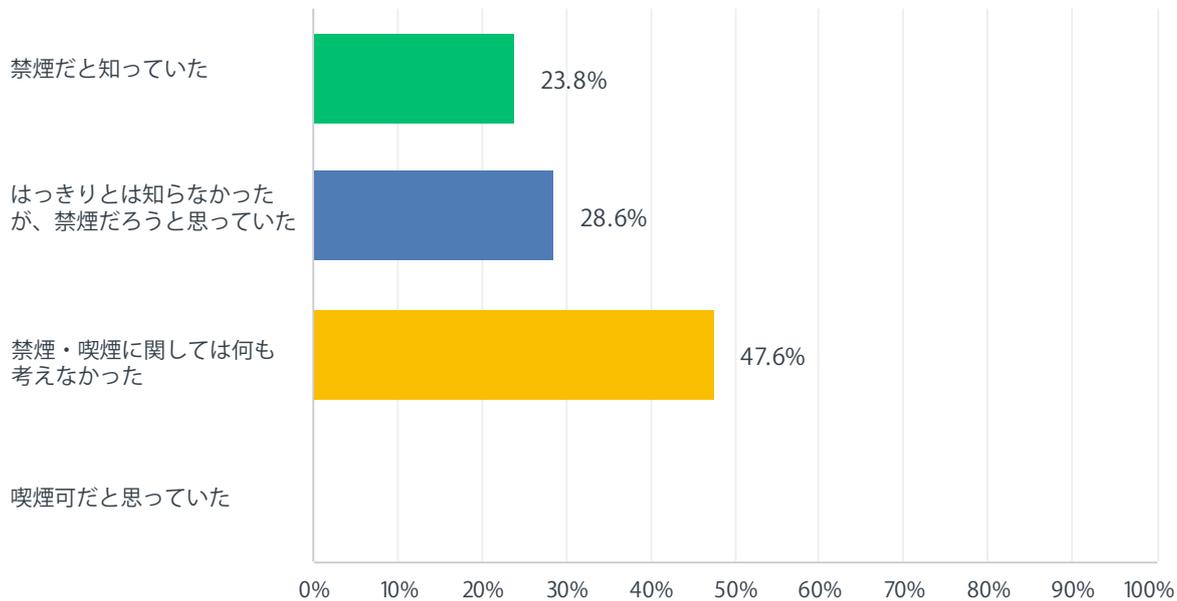
回答数： 28 スキップ数： 157



回答の選択肢	割合	回答数
喫煙できることを知っていた	21.4%	6
はっきりとは知らなかったが、喫煙できるだろうと思っていた	25.0%	7
喫煙に関しては何も考えなかった	50.0%	14
禁煙だと思っていた	3.6%	1
合計		28

Q5 あなたは、その飲食店をアルバイト先として選んだ際に、そのお店が禁煙であることを知りながら、そのお店を選びましたか。

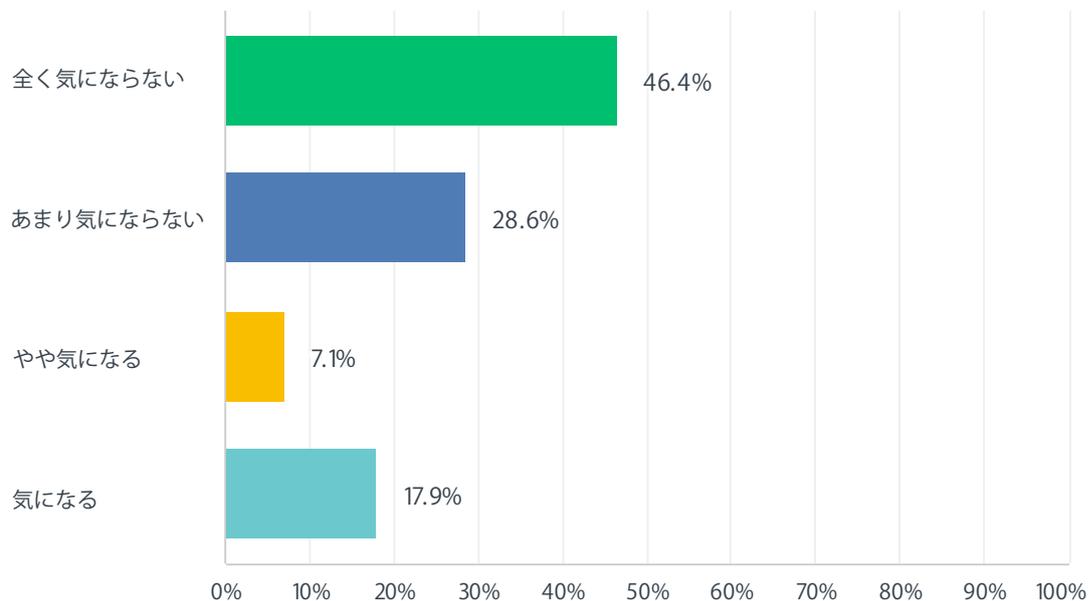
回答数： 63 スキップ数： 122



回答の選択肢	割合	回答数
禁煙だと知っていた	23.8%	15
はっきりとは知らなかったが、禁煙だろうと思っていた	28.6%	18
禁煙・喫煙に関しては何も考えなかった	47.6%	30
喫煙可だと思っていた	0.0%	0
合計		63

## Q6 あなたは、アルバイト先でのタバコの煙による健康被害について 気になることはありますか。

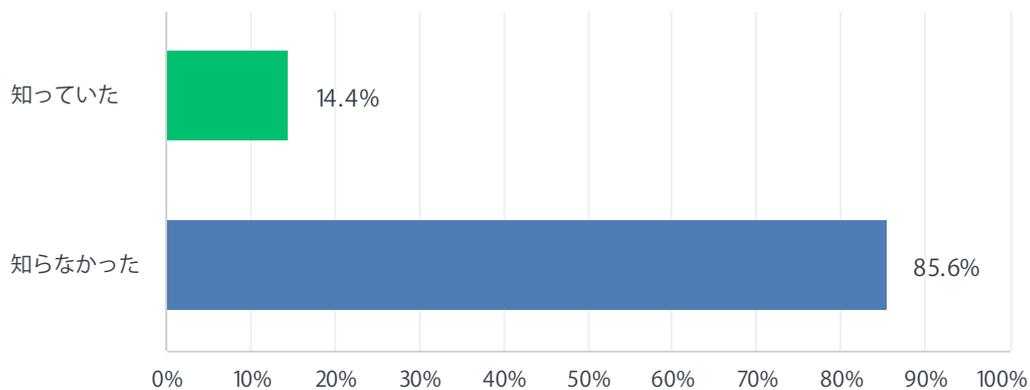
回答数： 28 スキップ数： 157



回答の選択肢	回答数	割合
全く気にならない	13	46.4%
あまり気にならない	8	28.6%
やや気になる	2	7.1%
気になる	5	17.9%
合計	28	

Q7 あなたは、大阪府の受動喫煙防止条例では、アルバイトを雇用する飲食店に対して、店内禁煙とする努力義務を店主に課していることを知っていましたか。

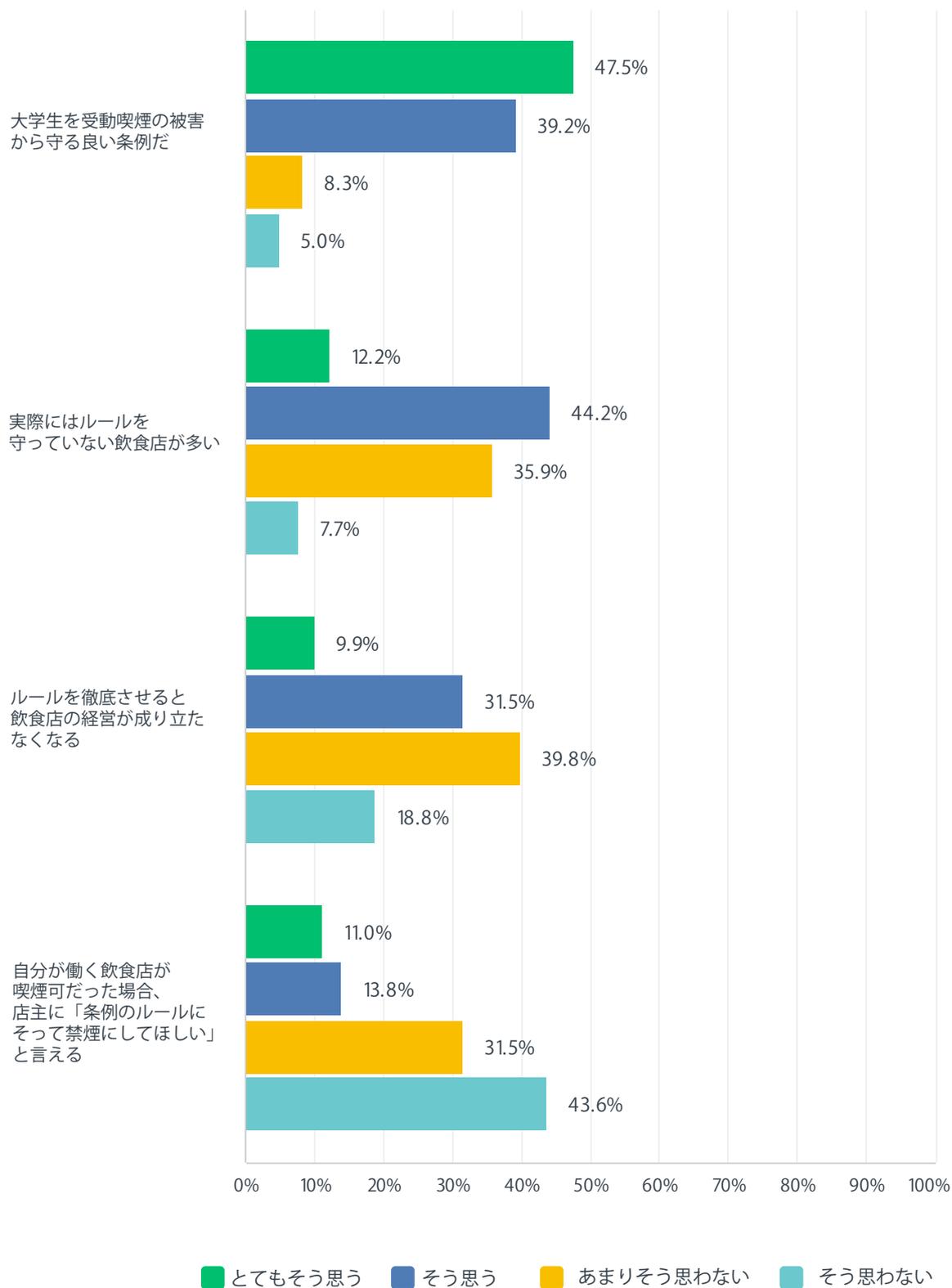
回答数： 180 スキップ数： 5



回答の選択肢	回答数	割合
知っていた	26	14.4%
知らなかった	154	85.6%
合計	180	

## Q8 アルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例につき、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

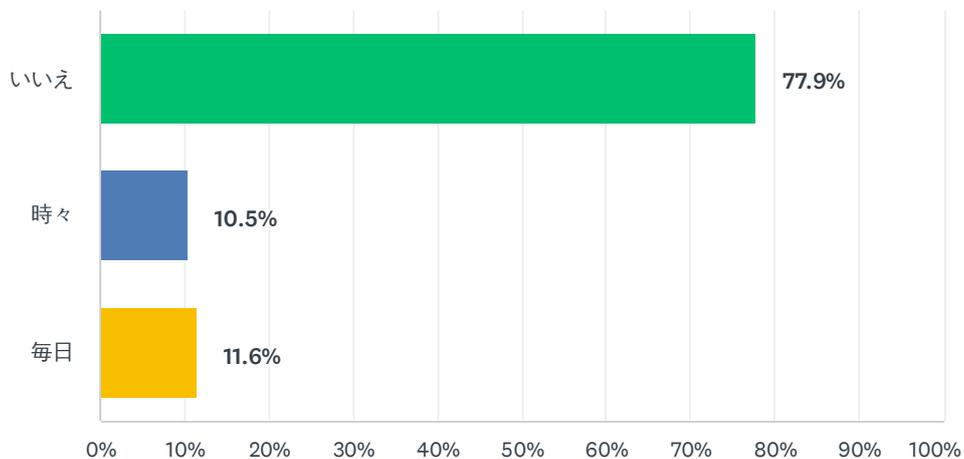
回答数： 181 スキップ数： 4



	とてもそ う思う	そう 思う	あまりそう思 わない	そう思 わない	合 計
大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ	47.5% 86	39.2% 71	8.3% 15	5.0% 9	181
実際にはルールを守っていない飲食店が多い	12.2% 22	44.2% 80	35.9% 65	7.7% 14	181
ルールを徹底させると飲食店の経営が成り立たなくなる	9.9% 18	31.5% 57	39.8% 72	18.8% 34	181
自分が働く飲食店が喫煙可だった場合、店主に「条例のルールにそって禁煙にしてほしい」と言える	11.0% 20	13.8% 25	31.5% 57	43.6% 79	181

Q9 あなたは、喫煙しますか？（加熱式タバコも含む） \* 20歳以上の喫煙は法律で認められているので、正直に回答してください。

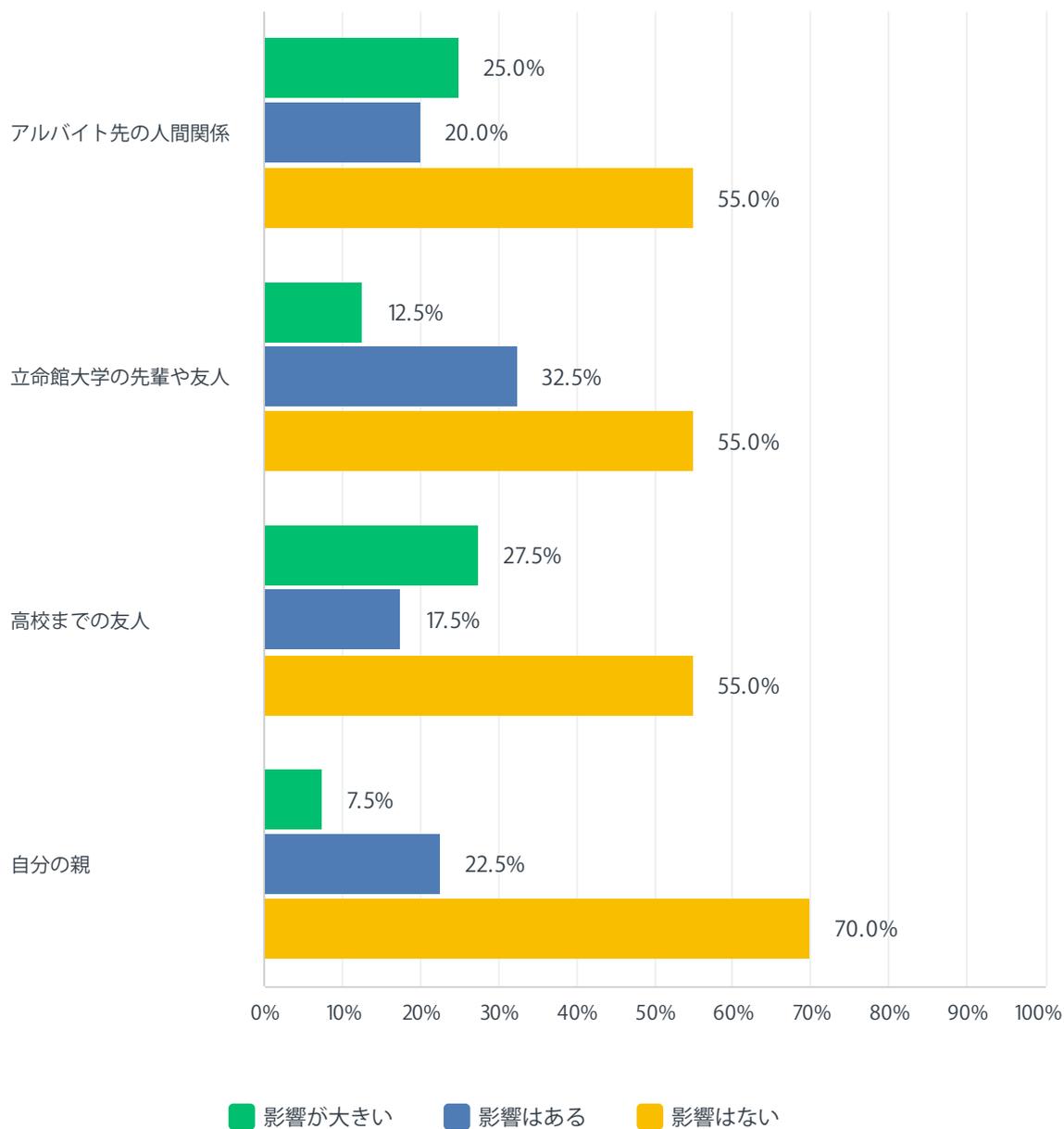
回答数： 181 スキップ数： 4



回答の選択肢	回答数	割合
いいえ	141	77.9%
時々	19	10.5%
毎日	21	11.6%
合計	181	

# Q10 あなたがタバコを吸うようになったことに影響を与えた人間関係について、それぞれ当てはまるものを選んでください。

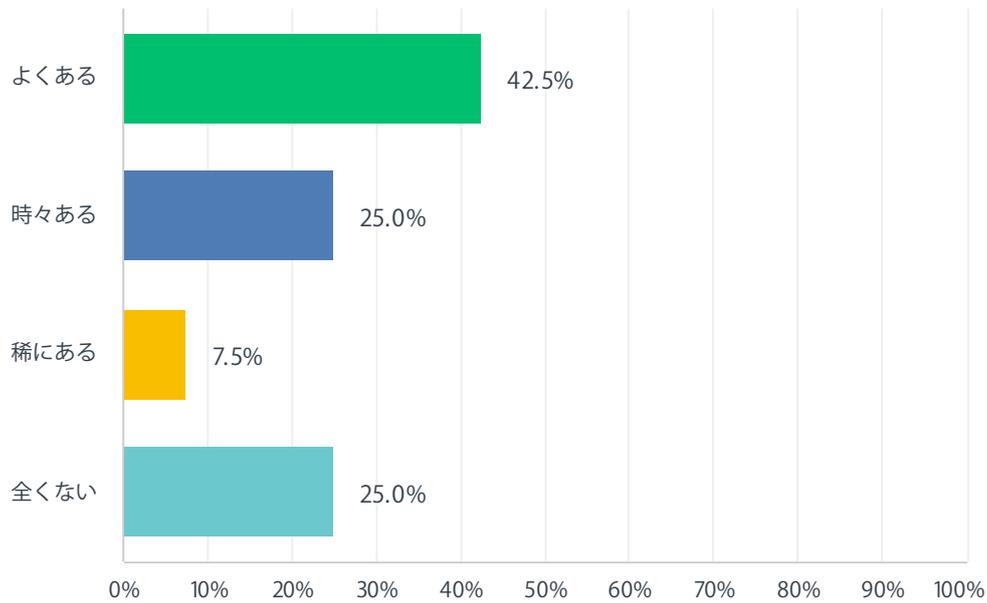
回答数： 40 スキップ数： 145



	影響が大きい	影響はある	影響はない	合計
アルバイト先の人間関係	25.0% 10	20.0% 8	55.0% 22	40
立命館大学の先輩や友人	12.5% 5	32.5% 13	55.0% 22	40
高校までの友人	27.5% 11	17.5% 7	55.0% 22	40
自分の親	7.5% 3	22.5% 9	70.0% 28	40

# Q11 あなたは、大学に来た日に、キャンパス周辺で喫煙することがありますか。

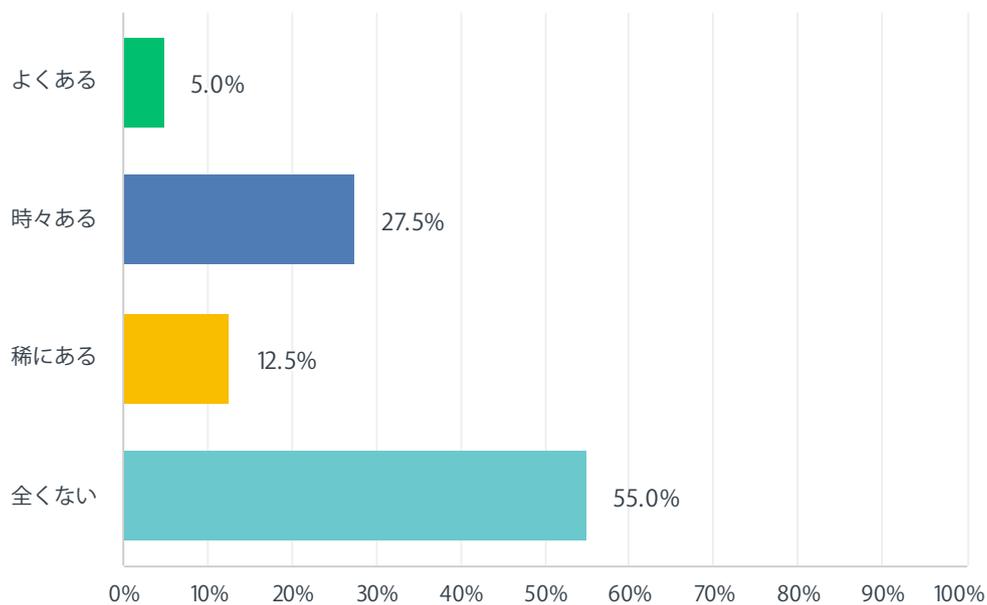
回答数： 40 スキップ数： 145



回答の選択肢	回答数
よくある	17
時々ある	10
稀にある	3
全くない	10
合計	40

## Q12 あなたは、キャンパス周辺で喫煙する際に、喫煙しない学生にも一緒に付いてきてもらうことがありますか

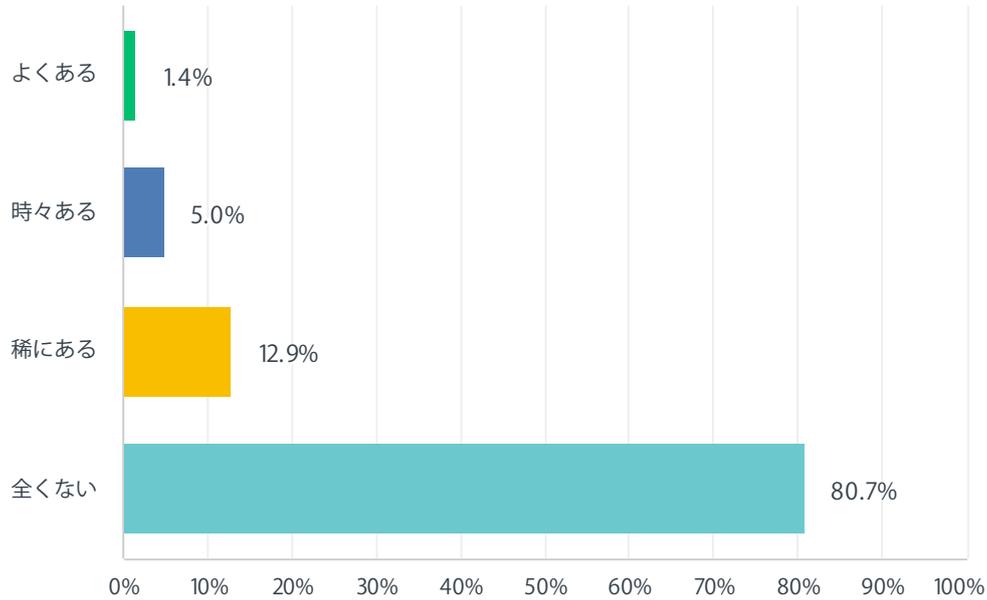
回答数： 40 スキップ数： 145



回答の選択肢	回答数
よくある	2
時々ある	11
稀にある	5
全くない	22
合計	40

# Q13 あなたは、大学に来た日に、喫煙する友達に付き合い、キャンパス周辺の喫煙できる場所に一緒に行くことはありますか

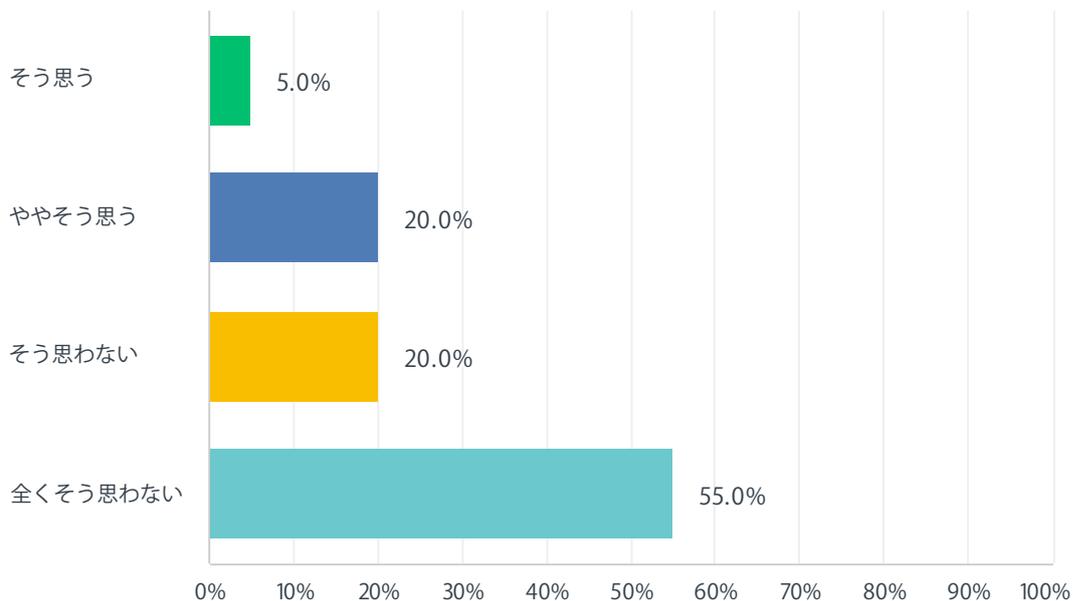
回答数： 140 スキップ数： 45



回答の選択肢	回答数
よくある	2
時々ある	7
稀にある	18
全くない	113
合計	140

# Q14 あなたは、仮にキャンパス内に喫煙所が設置された場合、喫煙する友達に付き添って喫煙所に行く機会が増えると思いますか？

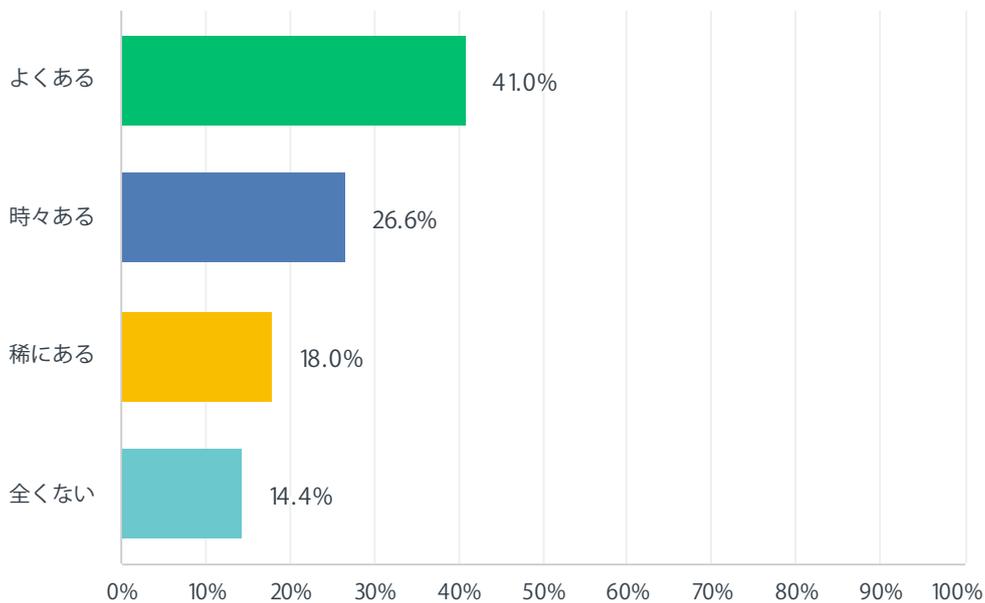
回答数： 140 スキップ数： 45



回答の選択肢	回答数
そう思う	7
ややそう思う	28
そう思わない	28
全くそう思わない	77
合計	140

# Q15 あなたは、普段、友人に限らず、喫煙者のタバコの煙を不快に感じることはありますか。

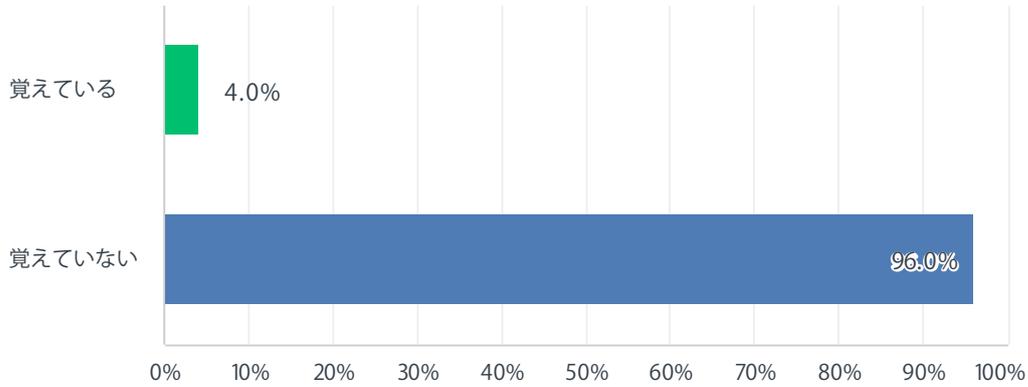
回答数： 139 スキップ数： 46



回答の選択肢	回答数
よくある	57
時々ある	37
稀にある	25
全くない	20
合計	139

Q16 あなたは、立命館大学に入学の手続をする際に、在学中、喫煙をしないという誓約書を書いて提出したことを覚えていますか？

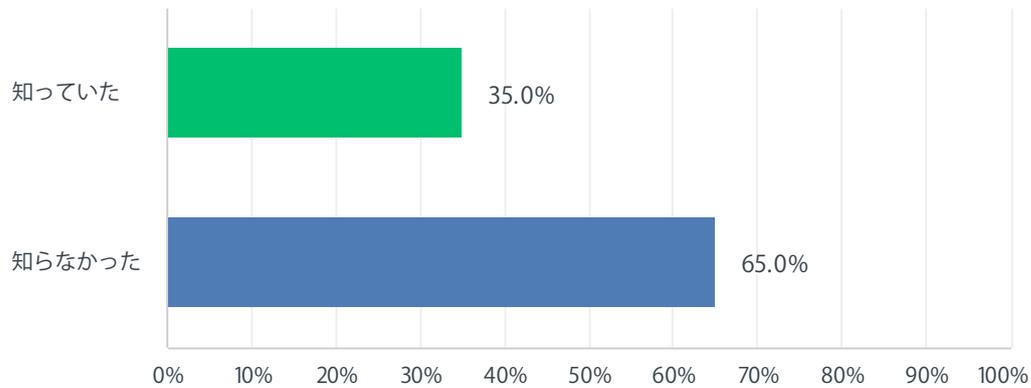
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数	割合
覚えている	7	4.0%
覚えていない	170	96.0%
合計	177	

# Q17 あなたは、立命館大学の保健センターでは、禁煙したい学生を支援するための禁煙外来を行っていることを知っていましたか？

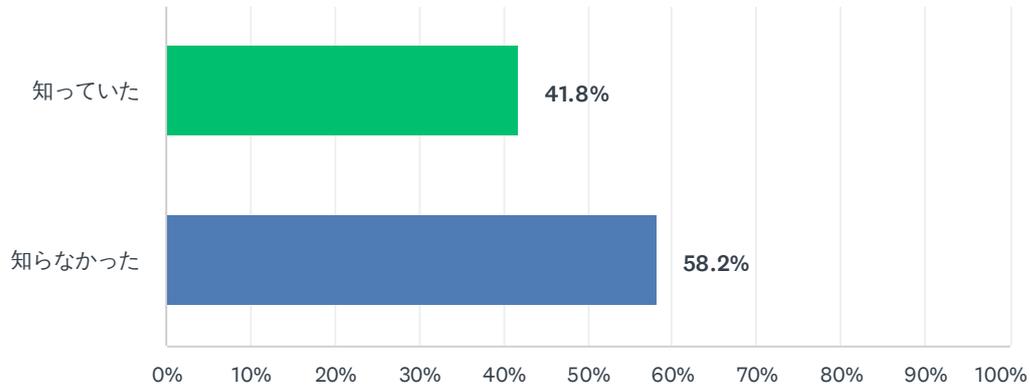
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数
知っていた	62
知らなかった	115
合計	177

Q18 立命館大学ではキャンパス内全面禁煙としていますが、その理由は、学生の未来の健康を考えて、在学中に喫煙習慣を身につけさせないためであることを知っていましたか？

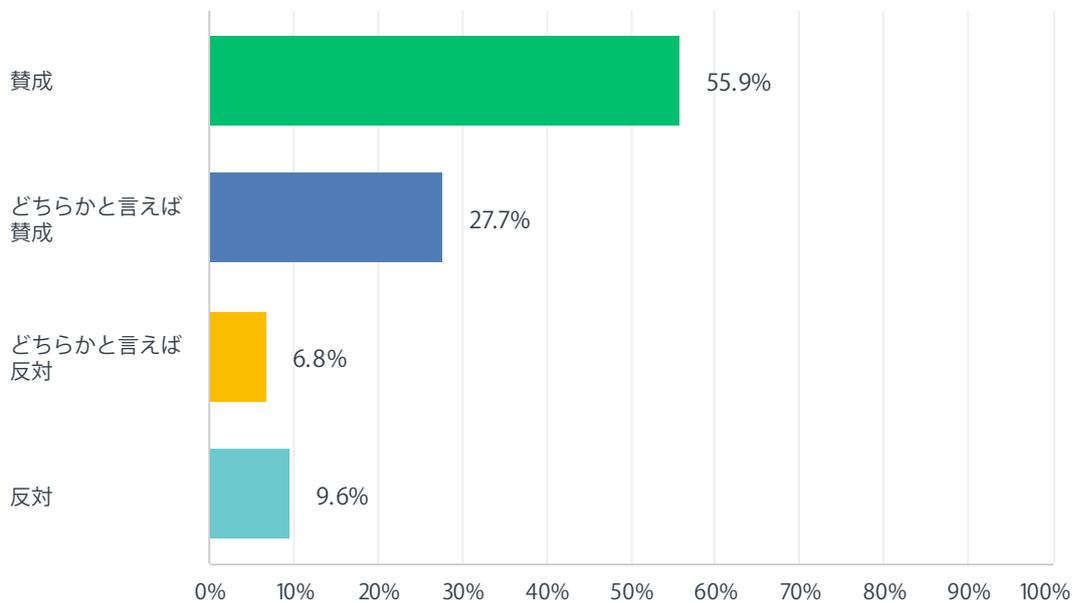
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数
知っていた	74
知らなかった	103
合計	177

## Q19 あなたは、喫煙習慣を身につけさせないために大学がキャンパス内を全面禁煙としていることに賛成ですか

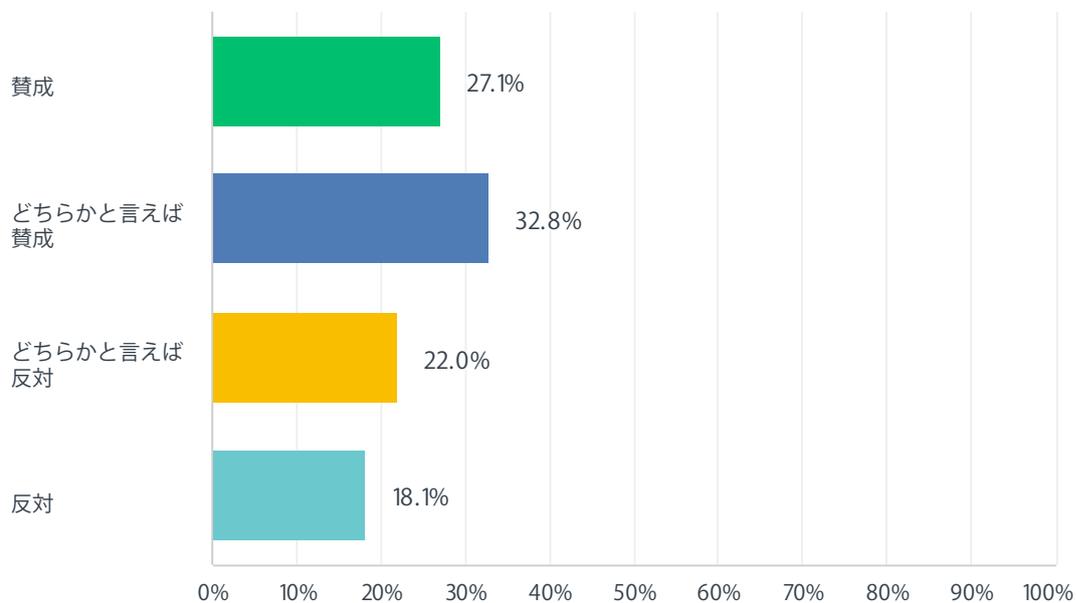
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数
賛成	99
どちらかと言えば賛成	49
どちらかと言えば反対	12
反対	17
合計	177

Q20 次の意見にあなたは賛成ですか。「キャンパス内全面禁煙だと、キャンパス周辺での喫煙が増えて近隣に迷惑がかかるから、キャンパス内に喫煙所を設けるべきだ」

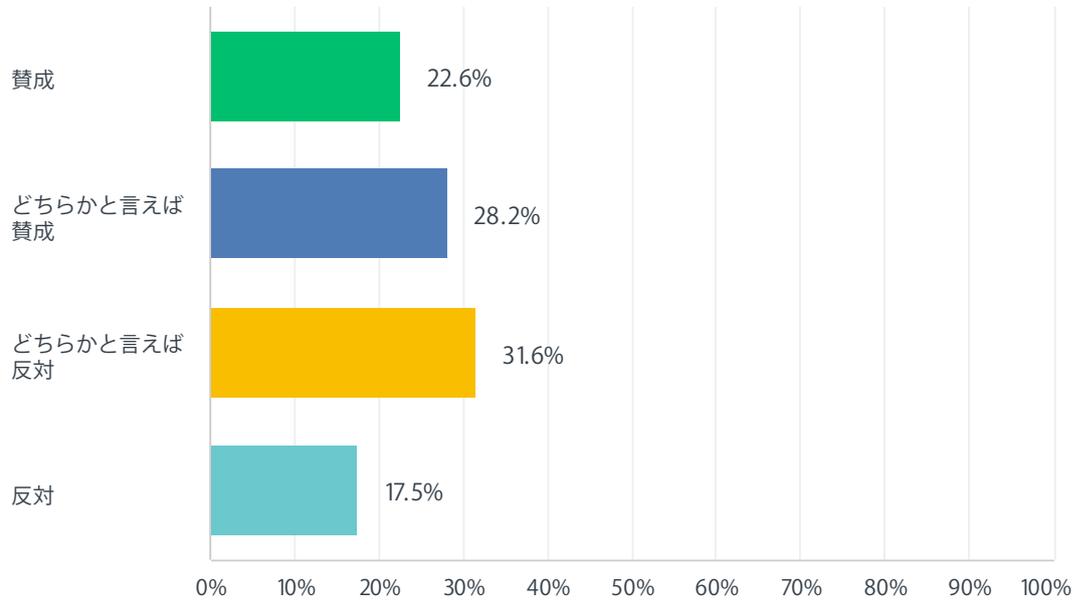
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数	割合
賛成	48	27.1%
どちらかと言えば賛成	58	32.8%
どちらかと言えば反対	39	22.0%
反対	32	18.1%
合計	177	

Q21 次の意見にあなたは賛成ですか。「立命館大学が茨木市や周辺施設に働きかけてキャンパス周辺でも完全に禁煙してもらえば、タバコによる迷惑もなくすことができる良い」

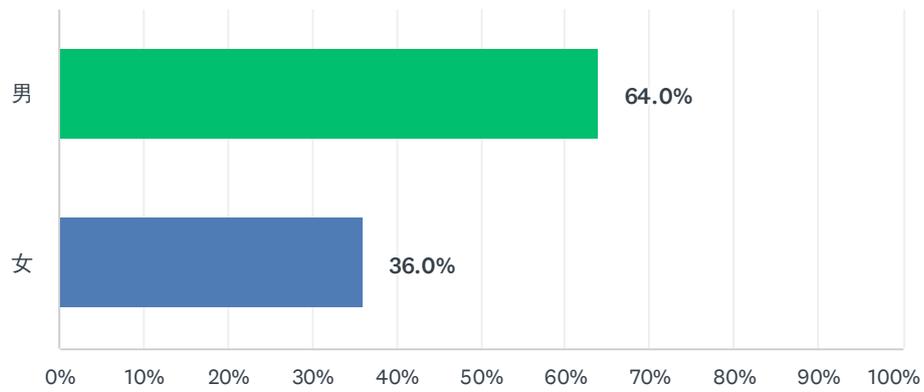
回答数： 177 スキップ数： 8



回答の選択肢	回答数	割合
賛成	40	22.6%
どちらかと言えば賛成	50	28.2%
どちらかと言えば反対	56	31.6%
反対	31	17.5%
合計	177	

## Q22 あなたの性別は？

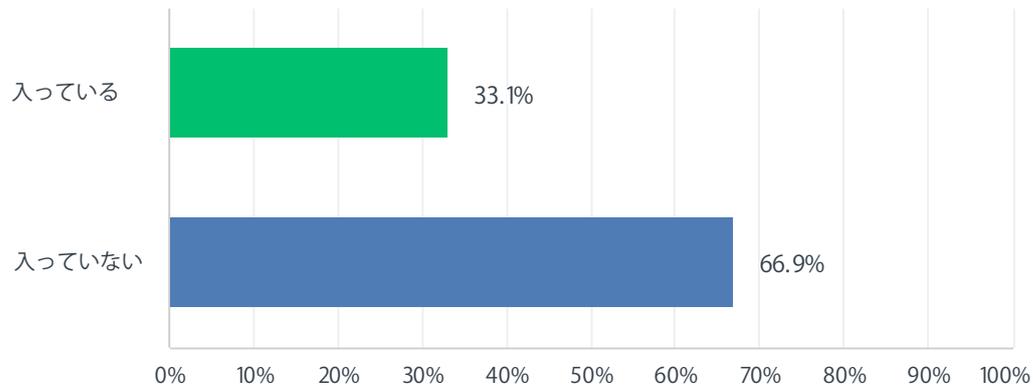
回答数： 175 スキップ数： 10



回答の選択肢	回答数	割合
男	112	64.0%
女	63	36.0%
合計	175	

## Q23 あなたは、現在、大学のサークルやクラブ・体育会に入っていますか

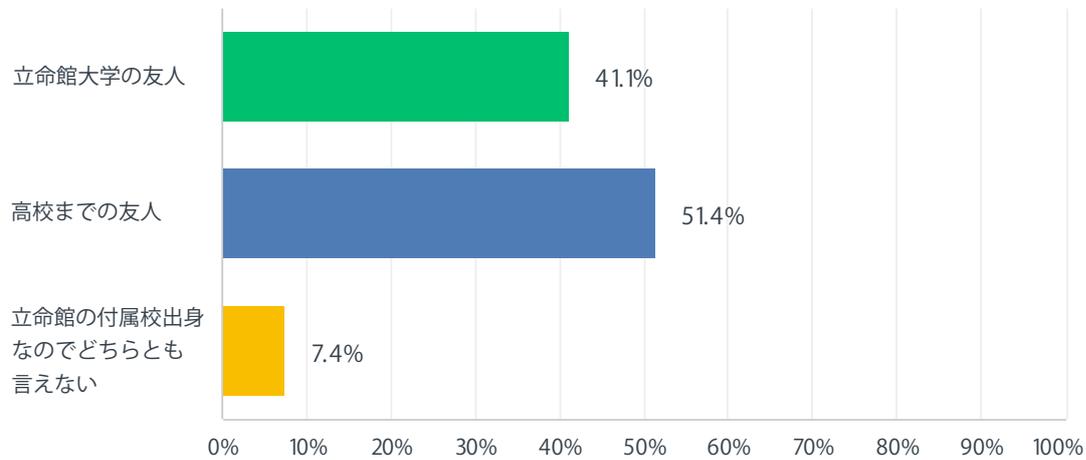
回答数： 175 スキップ数： 10



回答の選択肢	回答数
入っている	33.1% 58
入っていない	66.9% 117
合計	175

## Q24 あなたは立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いですか。

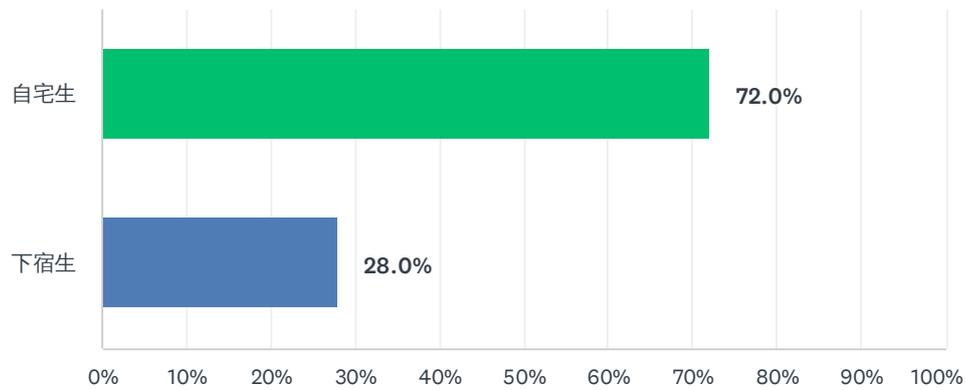
回答数： 175 スキップ数： 10



回答の選択肢	割合	回答数
立命館大学の友人	41.1%	72
高校までの友人	51.4%	90
立命館の付属校出身なのでどちらとも言えない	7.4%	13
合計		175

## Q25 あなたは自宅生ですか、下宿生ですか。

回答数： 175 スキップ数： 10



回答の選択肢	回答数	
自宅生	72.0%	126
下宿生	28.0%	49
合計		175

Q26 最後に、もしキャンパス禁煙やアルバイト先の喫煙の実態、本アンケートの内容につき、ご意見ありましたら、自由にお書きください。  
とくになければ、完了を押してアンケートを終了してください。  
ご協力ありがとうございました！

回答数： 22 スキップ数： 163

アルバイト先での貰いタバコが原因で喫煙者になるケースをよく聞きます。私のアルバイト先では、電子タバコを含み、勤務前後や休憩中の喫煙が禁止されているので、そのような影響される人はあまり見かけません。この制度はとてもいいと思います。

キャンパス内で吸ってる人を見つけました。何か罰則を与えた方が良いのではないのでしょうか？全部単位 F にするとか。

キャンパス内に喫煙所があれば喫煙所で吸う学生が増えて、近隣に迷惑にならないと思います。

キャンパス内に喫煙所をつくらないことによる大学周辺施設や喫煙所に与える影響はないのか。

キャンパス内に喫煙所を作りたいのであれば、志願者から寄付金を募り作ればいい。非喫煙者からすれば、学費はキャンパスの福利厚生に使われるべきであるが、喫煙所は学費を元にして作られるのは違和感がある。

キャンパス内に喫煙所を作ることを強く望みます。

キャンパス内を完全禁煙にしても喫煙者の学生の中で完全禁止という強制力が嫌で反抗するようにあえてキャンパス内で喫煙する人が出てきてしまうのではないかと思います。完全禁止というより喫煙可能エリアを設ける方が喫煙者にとっても非喫煙者にとっても良いのではないかと思います。

たばこきらい

タバコは悪者

ルールを守らない喫煙者は許せない。実際にそういう人のせいで喫煙所が廃止になっているところもある。モラルある行動をしてほしい。あと、キャンパスに喫煙所はほしいです  
喫煙者には、自分の健康被害だけでなく、受動喫煙の被害や迷惑を被る人の気持ちや健康に与える影響についてもっと勉強してもらいたい。

研究の参考になれば幸いなのですが、私のアルバイト先では、店内禁煙にしているので店前に灰皿を設置しています。しかし、主に中年層の方々から店内で喫煙ができるかどうか聞かれる機会が多いです。また、お客様の為に店前に灰皿を設置していると、お客様ではない（飲食されていない）方がたばこだけ吸いに来られることもしばしばある現状です。

個人的には喘息持ちということもあり、タバコは苦手であるが、地域丸ごと禁煙ではなく、一定喫煙所を設けて喫煙者の居場所を守るべきではないかと感じる。産業として成り立っている以上、（条例にて「努力義務」は課されているが）違法ではないのに排斥することには賛同できない。

今一度喫煙について考える機会になった。

私は健康のためや、金銭的な問題を考えて喫煙する気はない。しかし、親や周りで喫煙する人はいる。そこで思うのは、喫煙する人を追いやるような政策で喫煙の問題を解決できるとは思えない。喫煙者への禁煙を促すアプローチを強化すべきだと思う。

受動喫煙をするのが本当に嫌なので、キャンパスの全面喫煙には大賛成です。今後も続けてほしいです。

正直どちらともいえない。賛成も反対もどちらも一理ある。全面禁止するよりも、喫煙者の権利をまもってあげることもある程度必要なきもする。

大学内が禁煙、キャンパス周辺でも禁煙となったとしても路上喫煙等が増えるだけでそこまで効果は無いのではと考える。加えて、キャンパス近くのセブンイレブンに喫煙者が集まっていることの方が迷惑に感じる。

16. あなたは立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いですか。 の質問だが、私は立命館大学の学生とも高校までの友達とも遊ぶ機会が少ない。ネットで知り合った友人と遊ぶことが多い。

16 番の問題に関しては、茨木市に住む一般の喫煙者が少しかわいそうかなと思ってどちらかといえれば反対にしました。

付属資料3 成果報告会のスライド

# 禁煙ルールに関する大学生の意識と 行動の社会調査

ーキャンパス内全面禁煙とアルバイト先の環境を中心に

立命館大学政策科学部  
地域環境調査Ⅰ,Ⅱの調査成果報告会  
授業担当者 高村学人  
2024年1月16日

1

## 発表の内容

1. 調査の背景
2. ルールと実態のギャップ
3. 先行研究の検討
4. 予備調査の内容
5. 調査票調査の設計と方法
6. 探索事項に関する調査結果のハイライト
7. 仮説の検証
8. まとめと提言

2

# 1.調査の背景

3

## 1.1 マナーからルールへー公共空間での全面禁煙化

2002年8月2日 厚生労働省 「健康増進法」

「多数の者が利用する施設を管理するものは、施設を利用する者について、受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるように」**努力義務**

2018年7月25日 「マナーからルールへ」という標語で **健康増進法の一部を改正する法律**が成立

2019年3月 大阪府 「健康増進法改正」の内容に**上乘せし**、「**大阪府受動喫煙防止対策**」を制定

2020年4月1日 「**健康増進法**」及び「**大阪府受動喫煙防止条例**」全面施行される

内容 一公共空間での全面禁煙化

- 施設区分毎に禁煙ルールを詳細化する
- 喫煙専用室位置の掲示を義務付ける
- 義務違反者に対しては**罰則を課す**

4

## 1.2 立命館大学におけるSmoke Freeの取組

立命館では、2008年からキャンパス禁煙に取り組み始めた。

立命館がキャンパス禁煙化を目指す理由

→ 「**在学中に喫煙習慣をつけないよう支援し  
学生の未来の健康に寄与する**」

右図 学生の毎日喫煙率は低下傾向

コロナ対応のためにキャンパス全面禁煙を開始し、現在も継続

→学生の毎日喫煙率は**未だにゼロではない**！

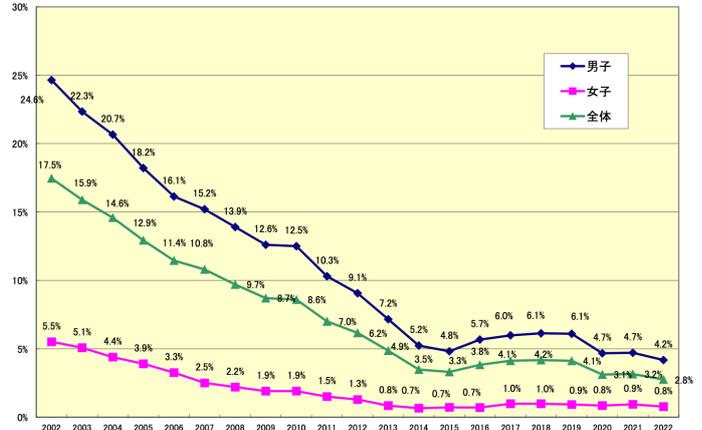


図1-1 立命館大学の学生の毎日喫煙率の推移  
(健康診断問診票に基づく)

出典 OIC学生オフィスによるゲスト講義資料(2023.5)

5

## 2.ルールと実態のギャップ

## 2.1 キャンパス周辺の喫煙

- 立命館大学は、コロナ対応の緊急措置としてキャンパス内全面禁煙を実施し、現在も継続
- その後、喫煙者は、近隣のコンビニ前の喫煙所で喫煙行動をするように
- 喫煙マナーの悪い人たちがいたため、2023年10月にコンビニ前の喫煙所が閉鎖。喫煙場所を失った喫煙者の今後の行動が注目

7

## 2.2 見える喫煙と見えない喫煙

図2-1 大阪いばらきキャンパスの吸い殻の数

見える喫煙 (=ポイ捨て吸い殻)

OIC(大阪) 月に数百本  
衣笠(京都) 月に数千本  
BKC(滋賀) 月に数万本

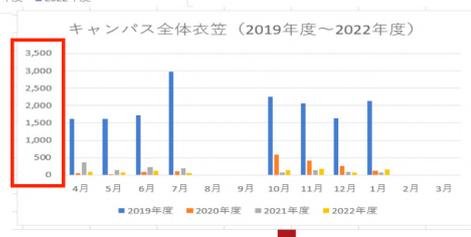
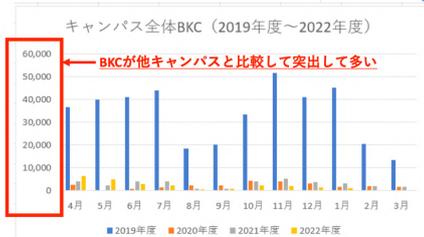
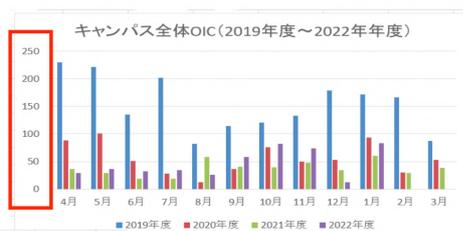


図2-2 滋賀県草津市BKCキャンパスの吸い殻の数

図2-3 京都・衣笠キャンパスの吸い殻の数

立命館大学の各キャンパスおよびその周辺で清掃員がカウントできた吸い殻の本数  
出典 OIC学生オフィスによるゲスト講義資料(2023.5)

8

## 見えない喫煙（実際の喫煙率≠健康診断での申告）

表2-1 立命館大学のキャンパス別の学部生・院生の毎日喫煙率

キャンパス	2019年(コロナ前)		2022年(コロナ禍中)	
	学部生	院生	学部生	院生
OIC(大阪)	4.4%	7.1%	2.8%	7.1%
衣笠(京都)	4.1%	5.6%	2.5%	3.0%
BKC(滋賀)	3.7%	6.1%	2.4%	3.9%

出典 2019年と2022年の健康診断問診票に基づく毎日喫煙率のキャンパス別集計

ポイ捨て本数と逆の傾向 OICの学部生・院生が最も喫煙率が高い。  
BKCの学部生は、喫煙率が最も低い

どうしてなのか？ 喫煙の誘因は、キャンパス外にある可能性

9

## 3.先行研究の検討

10

### 3.1 飲食店での喫煙ルールに関する先行研究

片岡葵他(2021)「受動喫煙対策に関する法律・条例施行に伴う既存特定飲食提供施設の屋内客席喫煙ルールの現状および変更意向に関する調査」*日本公衆衛生雑誌*, 68(10), 682-694.

#### 実施された調査の概要

- 調査対象：東京都、大阪府、青森県の飲食店6,000店舗
- 調査形式：質問紙調査、郵便にて配布

#### <調査内容>

- 現在の喫煙ルールと、施行後に変更予定のルール
- 受動喫煙対策や禁煙化の取組

11

### 3.1 片岡葵他(2021)の検討

- 有効解答率：6,000店舗中879店舗
- アンケート回収率：14.7%

#### <考察>

禁煙化に関心のある店舗からしか情報を得られていないのではないか

↓

偏りない調査とし、回収率をあげる対策が必要

<本調査への示唆> 学生を対象にバイト先の喫煙環境を尋ねるのも一つのアイデア

12

## 3.2 キャンパス内禁煙に関する先行研究

東福寺幾夫他(2013)「高崎健康福祉大学の禁煙化活動における喫煙マナー向上の試み」禁煙科学7巻13号

### 1. 禁煙化活動の経過と背景

→同大学でも全面禁煙を開始

しかし、学生による周辺での喫煙が続いたため、喫煙容認場所をキャンパス内に設けた。

### 2. 方法と結果

→喫煙容認場所の利用状況をA~Cの3段階で評価し、学生に掲示。これによりコミュニケーションが改善し、マナーも向上

13

## 東福寺幾夫他(2013)の検討

### 3. 検討

研究は、大学禁煙化の具体的な過程とその成果に焦点

<本調査への示唆> 学生のキャンパス内全面禁煙ルールの受けとめを探る必要がある

14

## 4.予備調査の内容

15

### 4.1 予備調査の方法

- 予備調査の目的

本調査である政策科学部生への全数アンケートにおいて探索すべき事項や仮説を導くため

- 予備調査の方法

全受講生が2023年6月下旬から7月上旬にかけて

①喫煙者の学生

②バイト先が喫煙可の学生

③非喫煙者であり、バイト先も非喫煙の学生

のいずれか2名以上に対して

聞き取り調査形式で実施

16

## 4.2 予備調査の結果の一例

A 男性（非喫煙者） 2023年6月23日 大学で実施

大学の受動喫煙防止には興味がなく、関心も薄い。健康増進法や、大阪府の条例には賛成。

- ・学校外に喫煙者の友達がいる、その人は、地元の悪い友達に勧められてはじめた。
- ・友達も勧めてくれることが多く、自分も一度だけ吸ったことがある。
- ・タバコを吸う意思はないが、水タバコがどんなものかは気になる

B 女性（非喫煙者） 2023年6月23日 電話で実施

大学の受動喫煙防止のポスターの認知はあるが、効果に疑問  
健康増進法についての認知はなく、大阪府の条例も守られていないと感じている。

- ・住んでいるマンションの敷地内に灰皿があったが、去年撤去。その後、ポイ捨て吸い殻が増加

17

## 予備調査からの考察

- ・立命館の全面禁煙の取組に対する認知がなく、たばこに無関心の印象。
- ・煙が充満しない限り、喫煙者にたばこを止めてと言わない。
- ・喫煙者に干渉する気がない
  
- ・喫煙所の突然の撤去は、喫煙者に不満を抱かれる

### 本調査への示唆

学生がキャンパスやバイト先の喫煙ルールに無関心であることを前提に調査を設計すべき  
不快でもタバコをやめてとは言えない現状を把握する調査を  
性別により意識や行動が異なる可能性

18

# 5.調査票調査の設計と方法

19

## 5.1 調査票調査の対象とその理由

### **本調査であるアンケート調査の対象**

立命館大学政策科学部の3回生以上の全学生

### **積極的な選択理由**

- ①キャンパス内禁煙への意見や行動を把握できる
- ②飲食店店主調査よりも、バイト先飲食店の喫煙環境を正確に把握できる
- ③バイト選択時における喫煙ルールの認識も把握できる
- ④喫煙に至った要因がキャンパス内にあるのか外にあるのかを把握できる

**消極的な選択理由** 全学生への調査の実施は困難

20

## 5.2 本調査における探索事項

### 1) 大学のキャンパス内全面禁煙政策の評価

- 1-1) 全面禁煙は、非喫煙者への喫煙伝播をふせげているか？
- 1-2) 喫煙場所を設置すると、非喫煙者への喫煙伝播が増えるか？
- 1-3) キャンパス周辺も全面禁煙とすることへの学生の意見

### 2) 学生がバイト先で望まない受動喫煙の被害にあっていないか

- 2-1) どの程度、喫煙可のバイト先で働いている学生がいるか？
- 2-2) バイト選択時に喫煙ルールは意識されたか？
- 2-3) バイト雇用の場合、全面禁煙とする大阪府条例への学生の意見

### 3) OICキャンパスでは、吸い殻が落ちていないにもかかわらず、喫煙率が他キャンパスよりも高いのはなぜか？

21

## 5.3 本調査での仮説

### 1) キャンパス内禁煙に関連する仮説

#### 仮説1 理念・目標の理解度が態度を決定

学生の将来の健康被害を防ぐという立命館大の目標を知っている学生は、全面禁煙にも賛同  
逆に言うと、この目標が上手く伝わってない学生は、全面禁煙に反対の傾向

### 2) 学生喫煙率に関連する仮説

#### 仮説2 地元伝播説

OICは自宅生率が高いので、高校までの友人と遊ぶ頻度が高く、そこから喫煙習慣が伝播。ゆえに喫煙率が高い

### 3) バイト先での禁煙ルールに関連する仮説

#### 仮説3 タバコの不快度が態度を決定

タバコを不快に思う学生だと、条例どおり禁煙ルールを浸透させるべきと回答

#### 仮説4 性別が態度を決定

女性は、全面禁煙を求める意見が男性より強い

#### 仮説5 現実とのギャップ認識が態度も決定

飲食店でルールが実際に守られていないと認識する学生は、ルール浸透も難しいと考え、条例への賛同が低下

22

## 5.4 本調査の実施方法

### 実施期間

2023年10月10日～同月20日まで

### 実施方法

担当教員が学部教授会でアナウンスし、ゼミ担当の教員に各ゼミの連絡網やゼミの場で、ゼミ生への調査の呼びかけを依頼併せて受講生も各ゼミで呼びかけ

### 回答方法

オンラインフォーム上で回答

23

## 5.5 調査の有効回答率

### 調査対象の母集団

政策科学部政策科学専攻3回生以上の学生 = **808名**(N)

### 有効回答者数

**185名**(30秒未満の回答者を省いた)

\*全ての質問に回答は175名

### 有効回答率

**185名/808名 = 22.9%**

24

## 5.6 回答者の属性

Q9 あなたは、喫煙しますか？（加熱式タバコも含む） \* 20歳以上の喫煙は法律で認められているので、正直に回答してください。

回答数： 181 スキップ数： 4

### Q22 あなたの性別は？

回答数： 175 スキップ数： 10

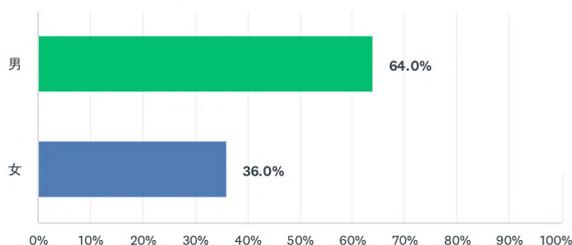


図5-1 回答者の性別

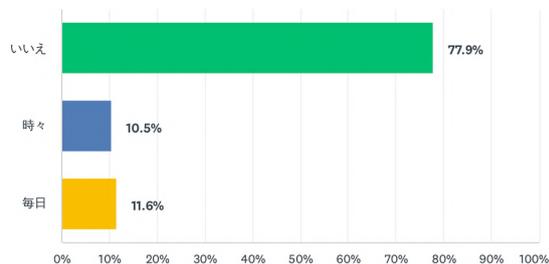


図5-2 回答者の喫煙習慣

→回答者の毎日喫煙率は、11.6%

Cf.2022年度健康診断問診票による政策科学部生3回生以上の毎日喫煙率は、6.2%

→健康診断では正直に答えない？

喫煙は悪いことというイメージの強化

25

## 6.探索事項に関する調査結果のハイライト

26

## 6.1 立命館大学のキャンパス全面禁煙政策の評価

### 6.1.1 全面禁煙は非喫煙者への喫煙伝播を防いでいるか

Q12 あなたは、キャンパス周辺で喫煙する際に、喫煙しない学生にも一緒に付いてきてもらうことがありますか

回答数：40 スキップ数：145

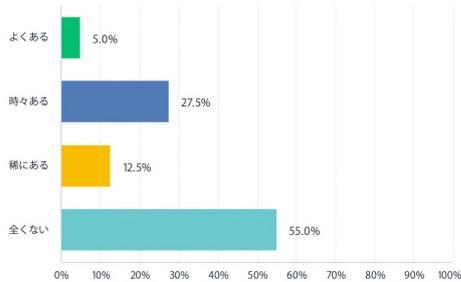


図6-1 喫煙場所に非喫煙学生についてきてもらうことはあるか（喫煙者への質問）

Q13 あなたは、大学に来た日に、喫煙する友達に付き合い、キャンパス周辺の喫煙できる場所に一緒に行くことはありますか

回答数：140 スキップ数：45

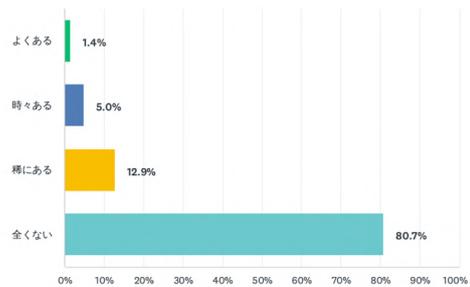


図6-2 喫煙場所についていくことはあるか（非喫煙者への質問）

キャンパス周辺の喫煙場所についていくことのある非喫煙者が約2割に上っていることから、キャンパス内全面禁煙にしても、非喫煙者への喫煙伝播は防いでいない。

27

### 6.1.2 キャンパス内に喫煙所を設置すると喫煙伝播が増えるか

Q14 あなたは、仮にキャンパス内に喫煙所が設置された場合、喫煙する友達に付き添って喫煙所に行く機会が増えると思いますか？

回答数：140 スキップ数：45

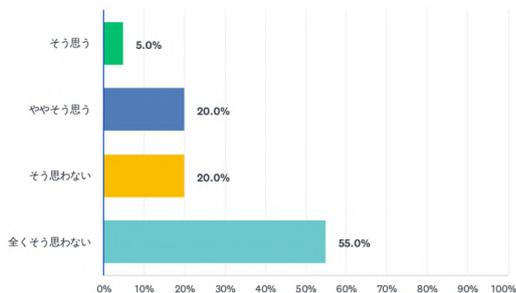
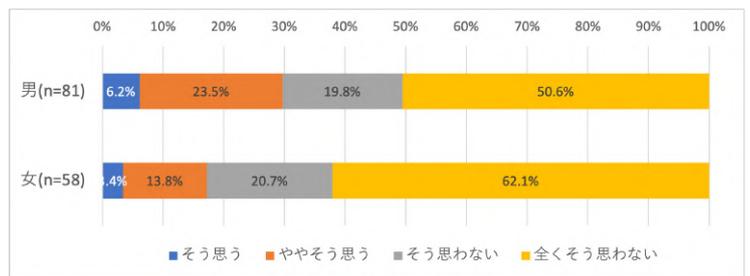


図6-3 キャンパス内に喫煙所ができると喫煙所に行く機会が増えるか（非喫煙者への質問）

左のQ14の性別クロス集計



$\chi^2=2.94, p=.401$

図6-4 キャンパス内に喫煙所ができると喫煙所に行く機会が増えるかへの回答の性別のクロス集計(非喫煙者への質問)

キャンパス内に喫煙所が設置された場合に、付き添う機会が増えると考えている学生が2割超、男性であれば約3割であることから、喫煙伝播が増える可能性がある

28

### 6.1.3 キャンパス周辺にも全面禁煙化することへの学生の意見

Q21 次の意見にあなたは賛成ですか。「立命館大学が茨木市や周辺施設に働きかけてキャンパス周辺でも完全に禁煙してもらえば、タバコによる迷惑もなくなることができて良い」

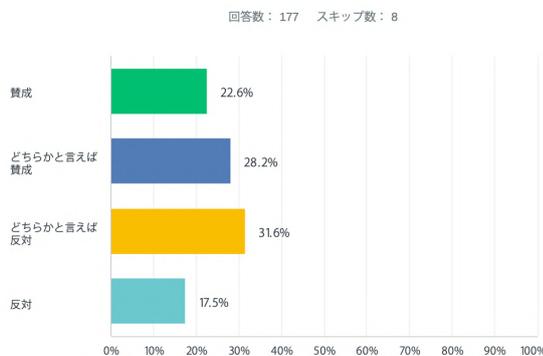
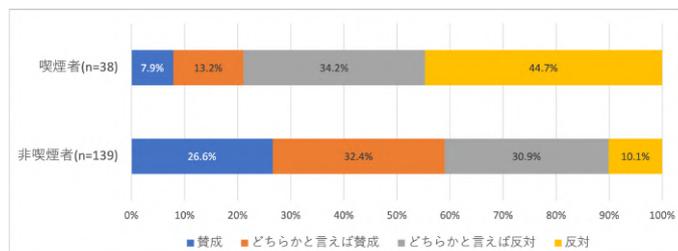


図6-5 キャンパス周辺も完全禁煙とすることへの賛否

回答者全体で見れば、賛成と反対の意見が拮抗

左のQ21の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計



$\chi^2=29.1, p<.001$

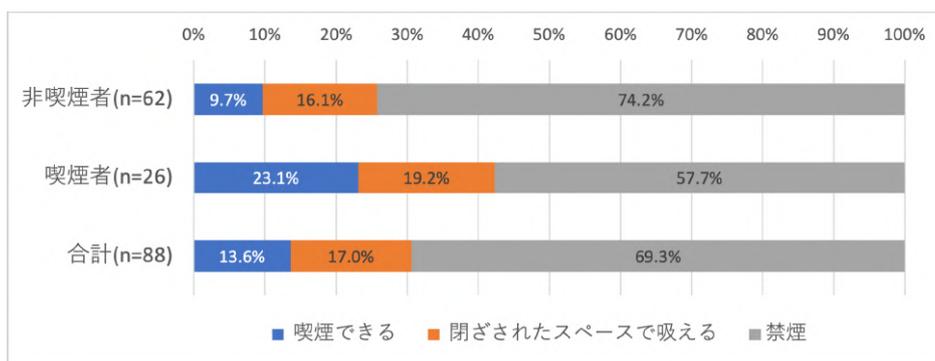
図6-6 キャンパス周辺も完全禁煙とすることへの賛否の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計

ただし、喫煙者の反対意見が多い。喫煙者の意見も取り入れ、今後の施策を進めていく必要

29

## 6.2 学生がバイト先で望まない受動喫煙被害にあっていないか

### 6.2.1 どの程度の学生が喫煙可の環境で働いているか



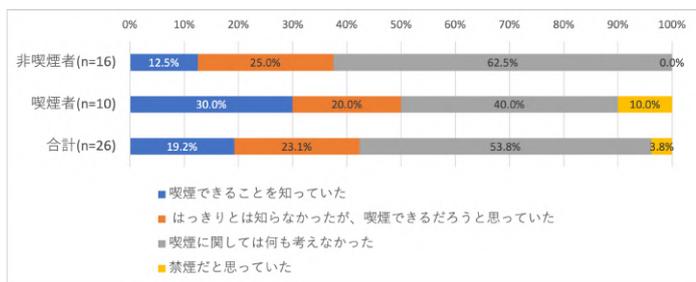
$\chi^2=3.24, p=.198$

図6-7 半年以内に飲食店でバイトをした学生の当該飲食店での喫煙環境の喫煙者・非喫煙者別クロス集計

喫煙者の方が喫煙可店舗で働いている割合が高い。非喫煙者でも喫煙可の店舗で働いている学生が一定数いることが分かる。大阪府内の場合、バイト雇用の飲食店での喫煙可能は条例違反

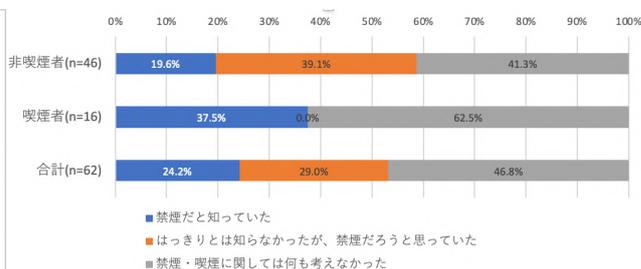
30

## 6.2.2 バイト選択時に喫煙ルールは意識されたか



$\chi^2=3.23, p=.358$

図6-8 喫煙可能な飲食店で働く学生のバイト選択時における喫煙ルールの認識



$\chi^2=9.00, p<.05$

図6-9 禁煙の飲食店で働く学生のバイト選択時における喫煙ルールの認識

いずれの場合も、喫煙ルールに関しては「何も考えなかった」という回答が最も多い

喫煙者の方が禁煙・喫煙に関してなにも考えていない

非喫煙者の方が喫煙者よりも喫煙ルールにつき意識していた学生がやや多い

31

## 6.2.3 大阪府受動喫煙防止対策条例への学生の意見

Q8 アルバイト雇用の飲食店での禁煙を求める大阪府の条例につき、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

回答数：181 スキップ数：4

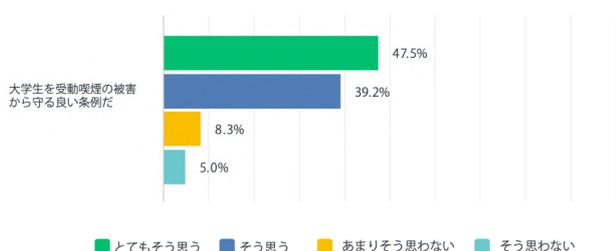
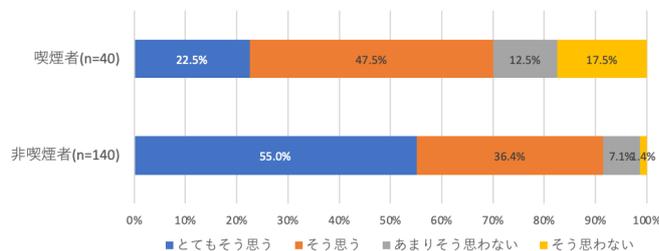


図6-10 大阪府受動喫煙防止条例への意見

約87%の学生が条例を良いと思っている

左のQ8の喫煙者・非喫煙者別クロス集計



$\chi^2=25.0, p<.001$

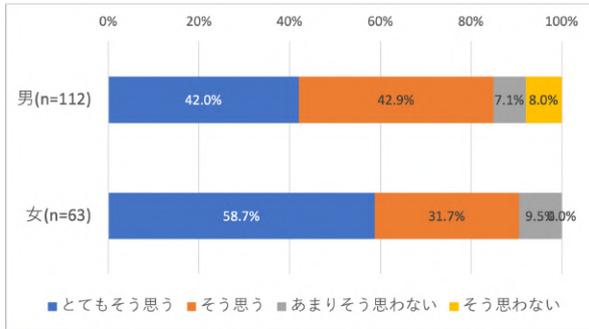
図6-11 大阪府受動喫煙防止条例への意見の喫煙者・非喫煙者別のクロス集計

クロス集計を行った結果、喫煙者も大阪府の条例は良い条例であると思っている人が多いことがわかった

32

## 6.2.4 性別による条例への意見の違い

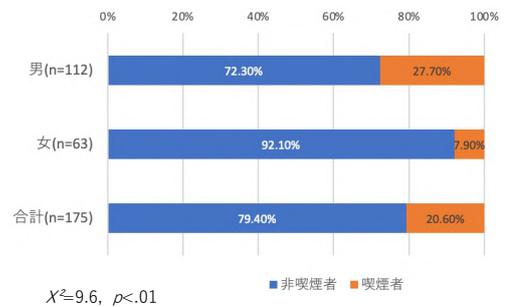
仮説4 女性は条例への支持が男性よりも強い の検証



$\chi^2=9.0, p<.05$

図6-12 大阪府の条例は「大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ」と思うかの性別クロス集計

仮説通りに女性の方が条例への支持が強かった



$\chi^2=9.6, p<.01$

図6-13 喫煙率の性別クロス集計

女性だと喫煙率が低いことも関係

33

## 7.仮説の検証

34

## 7.1 キャンパス内禁煙に関連する仮説の検証

### 仮説1 キャンパス禁煙の理念・目標の理解度がそれへの態度を決定

#### 関連する設問の単純集計の結果

Q18 立命館大学ではキャンパス内全面禁煙としていますが、その理由は、学生の将来の健康を考えて、在学中に喫煙習慣を身につけさせないためであることを知っていましたか？

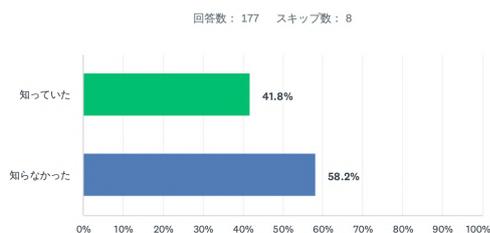


図7-1 禁煙政策の理念・目標を知っていたか否か

Q19 あなたは、喫煙習慣を身につけさせないために大学がキャンパス内を全面禁煙としていることに賛成ですか

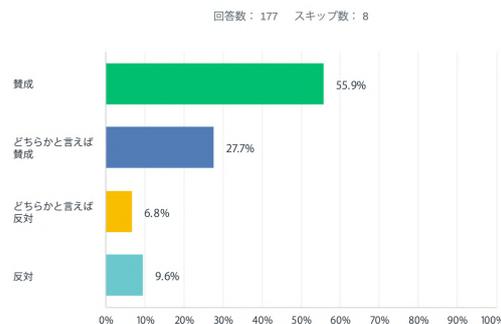
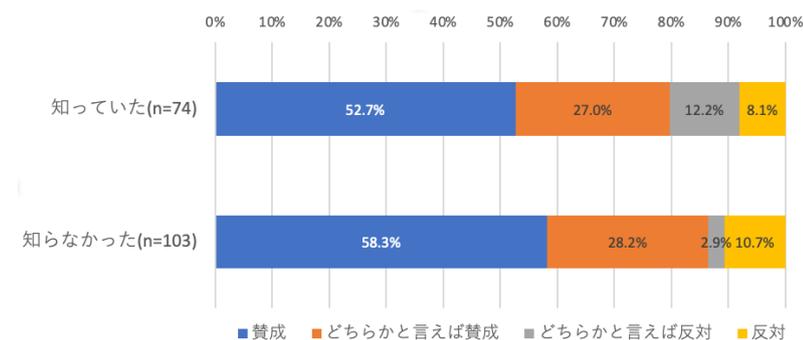


図7-2 キャンパス全面禁煙への賛否

35

#### 仮説1 理念・目標の理解度が態度を決定 の検証結果

学生の将来の健康被害を防ぐという立命館大の理念・目標を知っている学生は、キャンパス全面禁煙にも賛同する割合が高い。逆に、この目標が上手く伝わってない学生は、全面禁煙に反対に



$\chi^2=6.1, p=.112$

図7-3 大学の禁煙政策の理念・目標を知っていたか否かとキャンパス内全面禁煙への賛否に関するクロス集計

**仮説は支持されず** 大学の禁煙政策の理念・目標を知っていたことは全面禁煙への賛成増加とならず有意な差はなし

- 理由 ①回答者がルールの理念・目標ではなく、ルールの存在を知っていたか否かで回答した可能性  
②キャンパス内全面禁煙の賛否は喫煙者か否かで異なり、禁煙政策への知識と関係ないため<sup>36</sup>

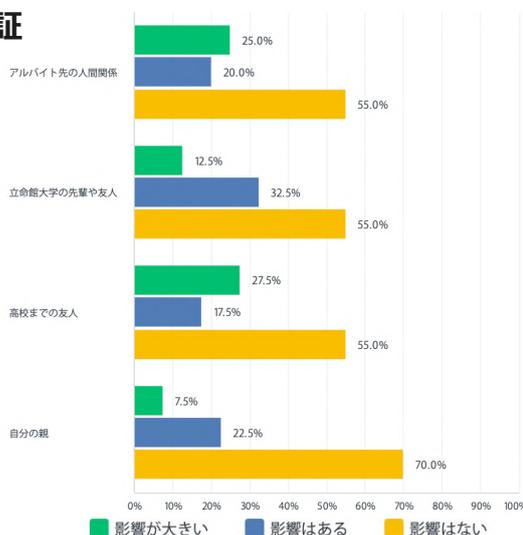
## 7.2 OIC(大阪キャンパス)の学生喫煙率の高さに関する仮説の検証

Q10 あなたがタバコを吸うようになったことに影響を与えた人間関係について、それぞれ当てはまるものを選んでください。

回答数：40 スキップ数：145

### 仮説2 地元伝播説の検証

関連する設問の  
単純集計①



喫煙にいたる因子は、大学ではなく、キャンパス外のバイト先や高校までの友人の方が強い

図7-4 喫煙のきっかけに影響を与えた人間関係

37

### 仮説2 地元伝播説の検証

Q24 あなたは立命館大学の友人と高校までの友人とでは、現在、どちらの方が一緒に遊ぶ機会が多いですか。

回答数：175 スキップ数：10

関連する設問の  
単純集計②

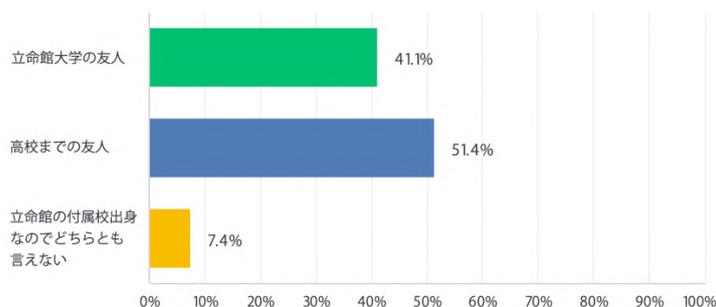
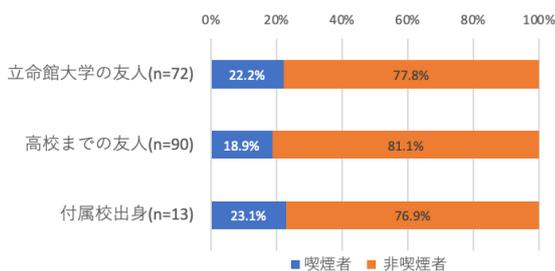


図7-5 一緒に遊ぶ機会が多い交友関係

政策科学部(OICキャンパス)の学生は、大学の友人よりも高校までの友人と遊ぶ学生の割合が高いことがわかった。

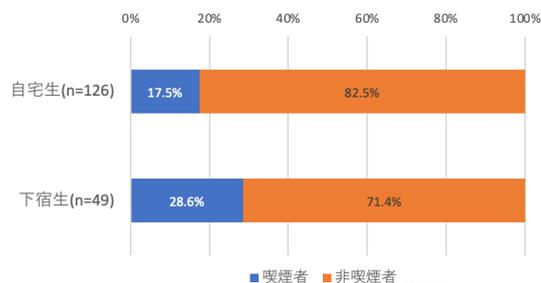
38

## 7.2 仮説2 OICの学生喫煙率が高い理由としての地元伝播説のクロス集計による検証



$\chi^2=0.33$   $p=.85$

図7-6 遊ぶ機会の多さと喫煙・非喫煙のクロス集計



$\chi^2=2.7$   $p=.144$

図7-7 自宅生・下宿生と喫煙・非喫煙のクロス集計

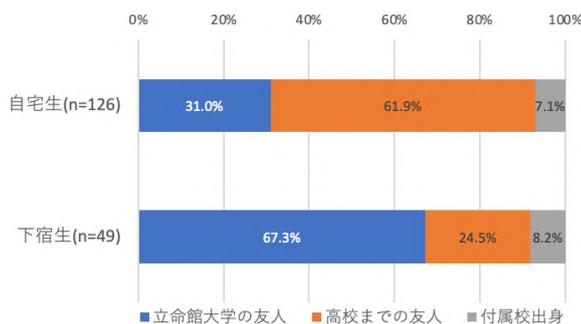
### 結果

1. 現在よく遊ぶ友人の属性と喫煙の有無に有意な差はなかった。
2. 自宅生と下宿生との間にも喫煙の有無に有意な差はなかった。 仮説に反し、下宿生の喫煙率がやや高い

クロス集計からは地元伝播説は支持されず

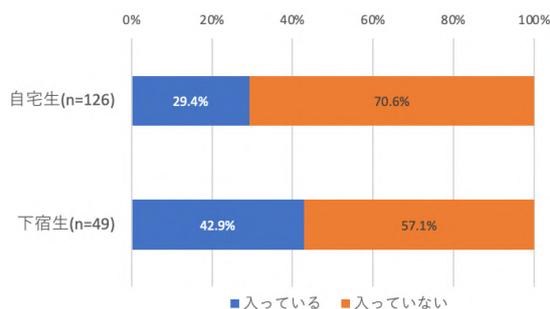
39

## 7.2 地元伝播説の補足 -学生の交友関係に関するクロス集計



$\chi^2=21.0$   $p<.001$

図7-8 自宅生・下宿生と遊ぶ機会の多さに関するクロス集計



$\chi^2=2.9$   $p<.01$

図7-9 自宅生・下宿生と大学のサークル・クラブへの加入に関するクロス集計

自宅生だと高校までの友人と遊ぶ頻度が高く、大学のサークル・クラブへの加入も下宿生より低い  
仮説の前半である 自宅生だと地元中心の交友関係ということは、間違っていなかった

40

## 7.3 バイト先での禁煙ルールに関連する仮説の検証

### 7.3.1 仮説3 タバコの不快度が態度を決定の検証

表7-1 タバコへの不快度と大阪府受動喫煙防止条例への意見と態度の相関係数分析

	煙への不快度	良い条例だ	店主に主張できる
タバコの煙への不快度			
大学生を受動喫煙から守る良い条例だと思う	.252** 結果1		
店主に「条例にそって禁煙にして欲しい」と言える	-0.023 結果2	.253**	

\*\*  $p < .01$

**結果1** 正の相関 1%水準未満で有意  
→ 普段からタバコを不快に思うことある学生ほど、条例に対して肯定的である傾向

**結果2** 無相関かつ有意水準満たさず  
→ タバコを不快に思うからといって、店主へ条例に従うよう働きかけられるわけではない

41

### 7.3.2 仮説4 現実とのギャップ認識と権利主張の困難さの検証

表7-2 条例遵守の現実認識と店主への権利主張に関する相関係数分析

	店主に「条例にそって禁煙にして欲しい」と言える
実際には条例を守っていない飲食店が多い	.071

(結果) 無相関 『ルールと現実のギャップ認識』と『店主への権利主張の自信』の間に関連はない

ただ、これだと把握できる情報が限られるため、クロス集計により回答者の回答傾向を分析 (↓)

表7-3 ルール浸透の状況と条例への評価のクロス集計表

		Q8-1大学生を受動喫煙の被害から守る良い条例だ				合計
		1 とてもそう思う	2 そう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない	
Q8-2実際にはルールを守っていない飲食店が多い	1 とてもそう思う	度数 12	6	2	2	22
		% 54.5%	27.3%	9.1%	9.1%	100.0%
	2 そう思う	度数 39	33	5	3	80
		% 48.8%	41.3%	6.3%	3.8%	100.0%
	3 あまりそう思わない	度数 28	29	7	1	65
		% 43.1%	44.6%	10.8%	1.5%	100.0%
	4 そう思わない	度数 7	3	1	3	14
		% 50.0%	21.4%	7.1%	21.4%	100.0%
合計	度数	86	71	15	9	181
	%	47.5%	39.2%	8.3%	5.0%	100.0%

$\chi^2=14.1$   $p=.118$

(右) どの選択肢においても条例自体の必要性は認められている  
『条例の必要性には多くが共感していても、その実施状況まで把握しているわけではない』可能性

42

## 8. まとめと提言

43

### 8.1 立命館大学に対して一知見のまとめ

**知見① 学生喫煙率の低下は、喫煙を隠さねばならない社会になってきたからかもしれない**

吸い殻本数とキャンパス別喫煙率（健康診断）のズレ (2.2)  
健康診断と本調査での喫煙率のズレ (5.6)

**知見② キャンパス全面禁煙だけでなくキャンパス外の環境要因への注目を**

喫煙に至る因子はキャンパス外の方が影響が大きい(7.2 単純集計)

**知見③ OIC学生の交友関係の特徴と喫煙との関係**

自宅生は地元中心の交友関係 (7.2 補論)  
ただし、喫煙率と交友関係、喫煙率と自宅・下宿の間には有意な関連はなかった(7.2 クロス集計)

44

## 8.1 立命館大学に対して一調査からの提言

**提言①喫煙率をさらに減らすには、キャンパス内全面禁煙だけでなく、キャンパス外へのアプローチも必要**

具体例 アルバイト雇用時における喫煙ルールの明確化 & 法律・条例遵守につき大学として働きかけ

- A キャンパスやその周辺よりもバイト先の方が受動喫煙の時間が長い
- B バイト先にて喫煙者となる

**提言② キャンパス別の学生喫煙率の違いの要因、喫煙に至ったキャンパス外の環境要因も総合的に分析できる全学生調査の実施**

45

## 8.2 大阪府に対して一知見のまとめ

**知見④ 条例の努力義務が遵守されず、バイト先で受動喫煙被害にあう学生も一定存在 (6.2.2)**

**知見⑤ バイト雇用の店舗での全面禁煙は喫煙学生も支持(6.2.3)**

**知見⑥他方で喫煙を不快に思う学生も条例の内容を支持しても (7.3.1)、条例遵守を自ら店主に主張できない現状 (7.3.2)**

46

## 8.2 大阪府に対して一調査からの提言

**提言①飲食店への条例浸透は、お客の公衆衛生だけでなく、従業員・バイト学生の労働安全という位置づけからの対策強化を**

**提言②求人票での喫煙ルールの明示、法律・条例遵守の働きかけを勤務先選択時に喫煙ルールが意識されるように**

**提言③店主へのアンケートだけでなく、求人票データを用いた条例浸透度の調査も**

条例違反者はアンケートに答えない

47

## 8.3 本調査の限界と今後の課題

- 政策科学部生のための調査となった
- 飲食店に調査できず  
なぜ店主は喫煙ルートを明示せず曖昧にするのか

次年度の調査実習の課題として

48

ご静聴ありがとうございました。  
ご講評をよろしくお願ひします。

受講生一同